

平成21年 8月31日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3番	山口敏子	4番	小坂井実
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村上勝美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若山孝司	総 務 部 次 長 兼 防 災 安 全 課 長	服部正治
民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久野一美	民 生 部 次 長 兼 保 險 年 金 課 長	佐野隆
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石川敏彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三輪真士
教 育 部 次 長	山田英夫	教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水野進
監 査 委 員 事 務 局 長	加藤重幸	総 務 課 長	佐藤勝義
人 事 秘 書 課 長	村瀬美樹	企 画 政 策 課 長	伊藤邦夫
収 納 課 長	服部誠	市 民 課 長	加藤恵美子
健 康 推 進 課 長	渡辺安彦	福 祉 課 長	前野幸代
介 護 高 齡 課 長	松川保博	児 童 課 長	鯖戸善弘

総合福祉センター 所 長	伊 藤 薫	十四山総合福祉 センター所長	佐 野 隆
都市計画課長	竹 川 彰	商工労政課長	服 部 保 巳
下水道課長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
図書館長	伊 藤 秀 泰		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第50号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第51号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 8 議案第52号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第53号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第10 議案第54号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第55号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第12 議案第56号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第13 議案第57号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第14 議案第58号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議案第59号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第16 議案第60号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 議案第61号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 認定第 1 号 平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 2 号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 3 号 平成20年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 4 号 平成20年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第22 認定第5号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 平成20年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 発議第3号 決算特別委員会の設置について

~~~~~  
午前10時00分 開会

議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成21年第3回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月18日までの19日間としたいと思いますが、  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から9月18日までの19日間と決定しました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

また、私学をよくする愛知父母懇談会の菅原洋一さんから、市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 同意第4号 教育委員会委員の任命について

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第4、同意第4号、日程第5、諮問第1号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意1件、諮問1件でございます。その概要につきまして御説明を申し上げます。

同意第4号教育委員会委員の任命につきましては、山口達雄氏が平成21年9月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市東中地二丁目107番地、鈴木由美氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、佐藤浩氏が平成21年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市前ヶ須町午新田481番地1、佐藤浩氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上2件、よろしく御審議賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） これより同意第4号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

次に、諮問第1号をお諮りします。

諮問第1号は市長の推薦のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第50号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部改正について

- 日程第7 議案第51号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第8 議案第52号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第9 議案第53号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第10 議案第54号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第55号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第12 議案第56号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第57号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第58号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第59号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第60号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第61号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号 平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 平成20年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 平成20年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 平成20年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第6、議案第50号から日程第25、認定第8号まで、以上20件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ御審議いただきます議案は、条例議案4件、法定議決議案2件、予算関係議案6件、決算認定議案8件でございます。その概要につきまして御説明を申し上げます。

議案第50号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改

正につきましては、雇用保険法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少等に伴い、同組合理約中の関係規定の変更について協議をするため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第52号弥富市総合福祉センター条例の一部改正につきましては、弥富市福祉授産所を障害者自立支援法に基づく施設に移行するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正につきましては、弥富市十四山福祉授産所を障害者自立支援法に基づく施設に移行させるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少に伴い、同組合理約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第56号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,279万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億9,462万円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、民生費におきましては、緊急特別住宅手当378万円、ファミリー・サポート・センターを来年度立ち上げる準備のための事業委託料50万円、子育て応援特別手当に係る事業費4,752万円、十四山福祉センターの集落排水接続工事請負費315万円、後期高齢者に係る特定健診委託料412万円であります。

衛生費におきましては、住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金500万円、海部医療圏における平日夜間救急体制を確保するための海部地区休日診療所組合負担金54万5,000円、女性特有のがん検診事業費877万7,000円であります。

続きまして、農林水産業費におきましては、日光川下流域下水道事業関連である周辺環境対策に係る土地改良事業の工事請負費3,100万円、設計委託料250万円であります。

土木費におきましては、弥富駅周辺整備関連道路整備計画策定のための都市計画業務委託料600万円、駐輪場整備のための土地購入費2,150万円、工事請負費500万円であります。

教育費におきましては、弥生小学校のトイレ改修などを行う修繕等工事請負費400万円あります。

これらに対します主な歳入といたしましては、前年度繰越金5,560万7,000円、財政調整基金繰入金1,232万8,000円、国からのセーフティーネット支援対策等事業費補助金400万円、子育て応援特別手当交付金4,752万円、県からの疾病予防対策事業費等補助金982万円等を増額計上いたすものでございます。

次に、議案第57号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、高額介護合算療養費の勧奨通知発行事務追加などに伴う電子計算処理等委託料149万円、高額療養費特別支給金50万円、及び前年度保険給付費等の額の精算に伴い国庫負担金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を39億6,116万4,000円とするものであります。

次に、議案第58号平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度医療諸費の額の精算に伴い国庫負担金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を8,194万4,000円とするものであります。

次に、議案第59号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、十四山東部地区の管路工事請負費920万円、処理施設の実施設計委託料1,100万円を計上し、歳入歳出予算の総額を5億920万円とするものであります。

次に、議案第60号平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において前年度支払基金交付金の額の精算に伴いその返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を18億8,060万4,000円とし、サービス事業勘定において臨時職員の賃金等を計上し、歳入歳出予算の総額を3,922万円とするものであります。

次に、議案第61号平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況に伴い保険料等負担金過年度分を計上し、歳入歳出予算の総額を3億2,298万7,000円とするものであります。

次に、平成20年度各会計の決算認定についてであります。

我が国の経済状況は、アメリカの大手証券会社の経営破綻に伴う金融不安や株式・為替市場の変動などにより、戦後最大と言われる不況は製造業全体に及び、深刻な雇用問題を引き起こしており、国・地方自治体の財政状況は一段と厳しい状況になるものと思われま

す。また、平成19年度からは三位一体改革により、本格的な税源移譲が始まりましたが、継続中の基盤整備事業、多様な住民要求にこたえるべく課題事業を推進するため、今後とも限られた収入をより効率的に執行してまいります。

平成20年度決算は、弥富市としての3回目の決算でございますが、厳しい財政状況の中、所期の目的をほぼ達成することができましたことは、市議会議員の皆様を初めとして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝申し上げる次第でございます。

認定第1号平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額138億3,843万8,000円、これに対しまして歳入決算額126億5,105万3,138円で収入率は91.4%、歳

出決算額120億3,960万4,681円で執行率は87.0%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体で2億3,462万円の増額となりました。その内訳は、個人市民税が6,375万円、固定資産税が2億4,422万円、軽自動車税が292万円の増額となる一方、法人市民税が7,057万円、市たばこ税が566万円の減額となりました。市税以外の主なものでは、合併算定がえにより普通交付税が3億3,287万円交付され、歳入全体では前年度に比べ10.9%、15億5,323万円の減額となりました。

一方、歳出におきましては、今後のまちづくりの指針となる総合計画の策定や市民の一体感の醸成、市民サービスの低下を招くことのないよう努力してまいりました。

福祉関係では、中学校卒業までの子供医療費自己負担分の全額助成制度とともに、十四山保健センターの施設を東部児童館及び東部子育て支援センターとして活用するための改築、さくら西児童クラブ施設などの保育環境整備に取り組み、子育て支援を図ってまいりました。

環境関係では、住宅用太陽光発電設備等に対する補助制度を創設するとともに、公用車にハイブリッド車を導入し、地球温暖化防止の取り組みを行いました。

続きまして、基盤整備事業では、平島中土地区画整理事業を推進するとともに、排水路・排水機場の整備、湛水防除・緊急農地防災事業ほか農地・水・環境保全向上対策の推進など農業基盤整備、中央幹線道路などの幹線道路や生活道路の整備、水明公園を初めとする公園等の整備にも努めてまいりました。

消防関係では、災害時等において、住民に対して迅速かつ的確な情報伝達を行うため、同報無線整備事業を平成19年度からの継続事業として実施する等、安心・安全なまちづくりを推進してまいりました。

教育関係では、弥生小学校北校舎、桜小学校北東・東校舎、白鳥小学校屋内運動場の耐震補強工事、十四山東部小学校北校舎昇降口の撤去工事、不登校児童・生徒の学習指導等を行う適応指導支援室開設工事、十四山支所内の図書コーナー設置工事等、教育環境の整備に努めるとともに、中学校への英語指導助手の派遣事業、小学校にスクールカウンセラーの派遣事業を実施してまいりました。

次に、認定第2号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、歳入決算額38億4,750万8,924円、歳出決算額37億8,014万2,628円であります。

高齢化の進展等によりまして医療費の増大が続く中、厳しい財政運営が引き続いていますが、支払い準備基金の取り崩しを行わず財政運営を維持できましたことは、皆様方の御協力によるものと、深く御礼申し上げます。

次に、認定第3号平成20年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額3億5,619万5,326円、歳出決算額3億3,195万3,178円でありまして、医療制度改正に伴い、老人医療制度から後期高齢者医療制度に移行したため、前年度に比べ大幅な減額

となりました。

次に、認定第4号平成20年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに2億2,420万5,438円でありまして、物件移転補償、公共用地の先行取得に努めました。

次に、認定第5号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額7億2,721万4,854円、歳出決算額6億9,572万9,961円でありまして、弥富北西部地区、十四山北部地区、十四山南部地区、広大海地区及び鍋田地区の施設の維持管理費を執行するとともに、十四山西部地区の管路工事及び処理施設整備、十四山東部地区の設計業務委託及び処理場建設用地の買収を進めました。

次に、認定第6号平成20年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額17億2,593万3,886円、歳出決算額17億311万5,425円、サービス事業勘定において歳入決算額4,432万1,236円、歳出決算額3,896万9,267円でありまして、介護保険制度の趣旨が市民の皆様に十分浸透し、認定事業及び施設・在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第7号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額9億6,524万625円、歳出決算額9億4,061万8,606円でありまして、平島、前ヶ須、鎌島、操出、狐地及び三稲地区の管渠布設工事等の面整備事業を積極的に進めました。

次に、認定第8号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、医療制度改正に伴い特別会計を創設したもので、歳入決算額2億9,909万2,826円、歳出決算額2億9,450万6,892円であります。

平成20年度弥富市決算を、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 議案は関係部長に説明させ、補正予算及び決算は説明を省略させます。

まず、総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第50号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

このたびの条例改正につきましては、雇用保険法及び船員保険法の一部改正に伴い、条例

の一部改正を行うものであります。

第2条、この条例の適用を受ける職員の定めであります。法の一部改正により、船員保険制度のうち職務上の疾病、年金部分が労働者災害補償保険制度に統合されることになったため、第2号の規定を削除するものであります。

第16条につきましても、同様な事由により、第46条の2の規定を削除するものであります。

附則第1項、施行期日について定める規定につきましては、平成22年1月1日から施行するものであります。

第2項、経過措置について定める規定でありまして、地方公務員公務災害補償法に基づく補償と船員保険法に基づく保険給付が重複することのないようにするため、所要の措置を講ずるものであります。

次に、議案第51号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、御説明申し上げます。

これも2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容につきましては、別表第1及び別表第2につきまして、平成21年10月1日に春日町が清須市へ編入合併することに伴うもの、また海部地区休日診療所組合の名称が「海部地区急病診療所組合」に変更されたことに伴いまして、規約の改正を行うものであります。

附則第1項、施行期日について定める規定につきましては、平成21年10月1日から施行するものであります。

第2項、経過措置について定める規定でありまして、規約施行の際、現に在職する議員は任期が満了するまでの間、在任することを定めるものであります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第52号弥富市総合福祉センター条例の一部改正について、説明申し上げます。

この条例改正は、福祉授産所を障害者自立支援法に定める施設、一つ目に、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、雇用契約を結ばないで就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う就労継続支援非雇用型と、二つ目に、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る地域活動支援センター事業に移行するため、必要な改正を行うものであります。

4枚ほどはねていただきまして、条例のあらましをお願いいたします。

1. 第1条第2項、施設の名称を弥富市福祉授産所から弥富市障害者生きがいセンターに改める。

2. 第3条第4項、利用者等の資格。障害者生きがいセンターを利用することができる者は、市内に居住する障害者自立支援法に規定する就労継続支援、または地域活動支援センタ

一事業の支給決定を受けた者とする。

3．第4条第2項、利用等の許可。障害者生きがいセンターを利用しようとする者は、施設の管理を行わせる指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、当該指定管理者と就労継続支援、または地域活動支援センター事業の利用契約を締結した場合は、許可を受けたものとする。

4．第5条第3項、使用料等。障害者生きがいセンターにおいて、就労継続支援を利用する者は厚生労働大臣が定める基準により算定した額を、地域活動支援センター事業を利用する者は市長が定める額を、利用料金として指定管理者に納付しなければならない。

5．第14条第1号、指定管理者が行う業務の範囲に、障害者生きがいセンターの利用の許可に関するものを加える。

6．その他の条例、福祉授産所を障害者生きがいセンターに改めるに当たり、条文の整理をした。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

次に、議案第53号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について説明申し上げます。

これは前議案と同様の改正であります。弥富市障害者生きがいセンターは就労継続支援と地域活動支援センター事業の2事業を行うことに対し、弥富市十四山障害者生きがいセンターは地域活動支援センター事業のみを行うこととする改正を行うものであります。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをお願いいたします。

1．第1条第2項、施設の名称を弥富市十四山福祉授産所から弥富市十四山障害者生きがいセンターに改める。

2．第3条第4項、障害者生きがいセンターを利用することができる者は、市内に居住する、障害者自立支援法に規定する地域活動支援センター事業の支給決定を受けたものとする。

3．第4条第2項、障害者生きがいセンターを利用しようとする者は、施設の管理を行わせる指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、当該指定管理者と地域活動支援センター事業の利用契約を締結した場合は、許可を受けたものとする。

4．第5条第3項及び第4項、障害者生きがいセンターを利用する者は、市長が定める額の利用料金を指定管理者に納付しなければならない。その利用料金は指定管理者の収入として収受させる。

5．第6条第2項、利用料金を減免し、または免除することができる。

6．第7条第2項、既納の利用料金は還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、全部または一部を還付することができる。

7. 第14条第1号、指定管理者が行う業務の範囲に、障害者生きがいセンターの利用の許可及び利用料金の徴収に関することを加える。

8. その他の条項、福祉授産所を障害者生きがいセンターに改めるに当たり、条文の整理をした。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

続きまして、議案第54号弥富市国民健康保険条例の一部改正について説明申し上げます。

この改正は、健康保険法施行令の一部改正により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産一時金を「38万円」から「42万円」に改めるものであります。

附則、この条例は平成21年10月1日から施行する。

次に、議案第55号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明申し上げます。

これは、平成21年10月1日に春日町が清須市に編入合併するため、愛知県後期高齢者医療広域連合規約第8条に規定する議員の選挙区、市町村から春日町を削るものです。

附則、この条例は、平成21年10月1日から施行する。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案20件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案20件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~

日程第26 発議第3号 決算特別委員会の設置について

議長（黒宮喜四美君） 日程第26、発議第3号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 議案はお手元に配付させていただいておりますが、本件につきましては、決算特別委員会を設置をするものでございます。地方自治法第110条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づいて、平成20年度一般会計及び特別会計の決算審査を行う目的でございます。委員数は9名で、次のページに委員名を列記してありますので、御承認をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。  
討論の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。  
本案は、原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり可決決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。  
よって、名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしくをお願いします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午前10時34分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮 喜四美

同 議員 山口 敏子

同 議員 小坂井 実

平成21年 9月 8日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

5番	佐藤高清	6番	佐藤博
----	------	----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	総務部次長兼 防災安全課長	服部正治
民生部次長兼 環境課長	久野一美	民生部次長兼 保険年金課長	佐野隆
開発部次長兼 農政課長	石川敏彦	開発部次長兼 土木課長	三輪眞士
教育部次長	山田英夫	教育部次長兼 社会教育課長	水野進
監査委員 事務局長	加藤重幸	総務課長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
収納課長	服部誠	市民課長	加藤恵美子
健康推進課長	渡辺安彦	福祉課長	前野幸代
介護高齢課長	松川保博	児童課長	鯖戸善弘

総合福祉センター所長 伊藤 薫
都市計画課長 竹川 彰
下水道課長 橋村 正則
図書館長 伊藤 秀泰

十四山総合福祉センター所長 佐野 隆
商工労政課長 服部 保巳
教育課長 服部 忠昭

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 忠
書 記 岩田 繁樹

書 記 柴田 寿文

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。

大変残暑厳しい折、継続議会に早朝から御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、佐藤高清議員と佐藤博議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤高清議員、お願いします。

5番（佐藤高清君） おはようございます。

9月議会最初の一般質問ということで佐藤高清が行いますので、よろしく願いをいたします。

今回の一般質問につきましては、2点通告がしてあります。その通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず最初に、行政事務の効率化・スピード化について質問をさせていただきます。

皆様既に御承知のとおり、8月30日は日本政治史にとって大きな日となりました。衆議院総選挙の結果は、55年体制の完全なる終えんと2大政党政治の新たなる到来を感じさせる結果でありました。

このような結果をもたらした要因に、有権者が起こした政権交代の風というものがあるのではないのでしょうか。4年前にも行われた衆議院総選挙においても郵政民営化の風が起こり、これもまた日本政治史に残る結果を残しております。一票でも多い方が議席を獲得し、一票でも少なければ議席を失ってしまう、まさにオセロゲームのような、白黒がすぐにひっくり返る小選挙区制度の最大の特徴が如実にあらわれていることでありましょうが、有権者の民意は大きな風として政治に反映されます。

今回の風の大もとは政権交代であり、有権者が求めたものは、税金の使い道を見直し、無駄をなくすため、新しく血を入れかえることに対する期待感ではないのでしょうか。また、4年前の郵政選挙でも、ゆうちょというメガバンクの最大の公的金融組織において、すべてが

公共事業に流れる仕組みがぜいたくを生み出していた現実を正すために、民営化することで資金の出口を別に向けてしまう構造改革に対する賛成支持が風となりました。選挙の結果自体は全く反対なものでありましたが、有権者の風の本質は、ともに公金の無駄遣いは許さないとするところであり、4年前も今も全く同じ風が吹いていると私は感じております。また、近隣の名古屋市では、河村市長が減税の方針を明確に打ち出されております。この減税に対する取り組みも、当然ながら公金の無駄遣いをなくすことと一体でなされなければ現実是不可能であり、公金の無駄遣いをなくす取り組みの象徴として減税を掲げられておられるのであります。

有権者、市民の皆様は、税金、公金の使い方に関し目線を向けられております。税金、公金の取り扱いに携わる公務員、市長、議員は、このことに真剣に取り組まなければならないはずです。税金、公金の使い方、使い道においては、予算編成や決算報告などの書類を見ればわかることですが、これらは公開されており、取り組みの努力が皆様にもわかりやすくあらわれております。弥富市におけるこれらの努力は、私自身、理解させていただいておるつもりであり、今後も継続し続けなければならないと考えておりますが、行政に対する無駄をなくすという点では、我々が携わる人の仕事に関するものもあり、公務員を初め市長、議員の報酬は、市民の皆様からの貴重な税金から人件費としていただいております以上、大きなくくりの中では税金、公金の使い道の中の一部に当たるわけではありますが、行政事務の中で、人数、時間といった部類において、必要最小限の人数で最短時間で事務をこなしていけば、より数が必要とされる部署にもっと多くの人員が配置できるようになり、時間も費やすこともできます。行政サービスの向上につながります。こういった意識の取り組みも、市民の皆様が政治、行政に求められておる部分であると思っております。行政事務の効率化・スピード化への取り組みが最たるものであると思っておりますが、ただこういった部類の努力は役所内における取り組みだけに、その成果はなかなか表にわかりづらく、伝わりにくいところがあるのではないのでしょうか。

以上の点を踏まえ1点目の質問となるのですが、当然、弥富市役所内、市職員の皆様方におかれましても、行政事務の効率化・スピード化に対し多大な努力をされ、取り組まれておることと思います。努力なされておることは周知の上ですが、先ほども申しましたように、その取り組みや成果は内部だけのもので、表に伝わりにくいこともあるので、まずは現在までの行政事務の効率化・スピード化に対する取り組み状況や成果について、可能ならば予算や今後の計画等の話とあわせて報告をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） それでは、ただいまの質問の、まず行政事務の効率化についてでございますが、弥富市の集中改革プランの実施項目の中では、市広報の編集委託を取りやめ、

職員で行うこととしたことなど事務事業の見直し、給食調理業務の民間委託、再雇用嘱託職員・臨時職員の活用など民間委託等の推進、また今回の衆議院議員総選挙からの投票所の統廃合などに取り組みました。

次に、行政事務のスピード化についてでございますが、従来からさまざまな業務におきまして電子化を推進しておりますが、つい最近では期日前投票等においてパソコンで行うシステムを導入いたしまして、選挙人名簿の対照のスピード化を図りました。また、昨年度から係制を廃止し、グループ制に変更して決裁の過程を簡易化し、スムーズな意思決定を図るよう努めております。

次に、決算事務におきましては、地方自治法の規定により、次年度の当初予算を審議する3月議会までに決算を議会の認定に付さなければならないとなっております。本市におきましては、決算認定を平成9年度の決算から、それまでの12月議会から9月議会に変更したところでございます。

今後につきましては、他市の事例も参考にしながら、さまざまな業務におきまして行政事務の効率化・スピード化について調査・検討を行っていき、可能なものから順次実施していきたいと考えております。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高君） 今の答弁で、弥富市の取り組みや考え方についてはよく理解をさせていただきましたが、民間企業との取り組み方を比較していきますと、まだまだ参考にすべき点があるのではないかと思います。

市の文書行政においては、市役所内の文書や各種資料の電子化が進み、一元管理し、ペーパーレス化することで文書検索や資料の利用が容易になって、管理事務が簡素化されます。紙の消費削減や管理スペースの減少も図れるのではないのでしょうか。電子決裁システムを導入することで意思決定の迅速化が図られ、職員が決裁の進捗状況も把握しやすく、業務の合理化や能率化が進められます。文書をデータベース化することで情報の共有化が実現をし、業務の質や能率の向上が図られます。パソコンが高性能化し、低価格化した今、1人1台が珍しくもない時代です。各部署間がLANでネットワーク化され、パソコンの整備拡充効果が最大限発揮されるべきだと考えます。条例や規則をデータベース化することで職員すべてが簡単に迅速に検索できるようになれば業務は効率化します。業務マニュアル、業務ノウハウ等を作成し、共有化することで行政サービスの均一化、業務処理のスピード化が図れます。また、政策形成への活用も図られるのではないのでしょうか。特に法令遵守のコンプライアンスが求められている今、職員は細心の注意を日々払って業務に取り組んでおられます。人事異動が頻繁に行われるようになった現状において、条例や規則をすぐに確認できる状況、人事異動で環境が変化しても、マニュアルやノウハウが手元があれば心強い存在となり、プ

レジャーやストレスも和らぐこととなるのではないのでしょうか。また、思い切った方策としては、外部委託という選択肢もあると思います。言い出せば切りのない話ですが、知恵を出し合えばもっとよい案が出てくると思います。弥富市における行政事務の効率化・スピード化はまだまだ可能だと考えております。

今回の9月議会が決算だということもあり、例に出させていただきますが、地方自治法に、予算を閉めた5月31日から3ヵ月以内に会計管理者が決算報告の書類を市長に提出し、提出後、市長は速やかに決算を会計監査委員の審査に付した上で議会に提出することとなっています。5月末で閉めた予算を4ヵ月後の議会で決算報告するということは、スムーズに事が運ばれているあかしであります。民間企業は、旧商法上では予算を閉めてから3ヵ月以内には株主総会で承認を受けることが定められております。現商法においても、3ヵ月以内の規定は省かれたものの、3ヵ月を超す場合はそれなりの理由が必要となります。同じ決算報告とはいえ、民間企業とは違い、税金、公金をどのように使ったかの報告であるので、監査もより慎重でなければならないので、効率化・スピード化となかなか行かない分野ではありますが、民間企業が3ヵ月以内で可能ならば行政も可能なはずです。

もっと言ってしまえば、しっかりとしたシステム等の管理の上で、通常、適切な事務を常日ごろから実施できていれば、税金、公金の取り扱いの上での注意事は指摘されるようなことはないはず。民間企業において、企業は株主にどれだけの利益があったかを少しでも早く教えるべきだと思います。同じように行政においても、住民に対し、地元行政がどのような事業にどれだけの税金を使ったのか、少しでも早く教える努力は必要だと思います。現実に見せてくださいとまでは言わないにしろ、決算報告も8月じゅうに完成したのを見たいと言えば、その時点で完成しているものを見ることが望ましいと思います。

そこで二つ目の質問ですが、決算報告のように、ある程度まとまった一定の期間が設けられた業務は数多くあると思いますが、実際の現場として期間いっぱいまで事務完了に時間を費やしているのか、それともどれだけの時間に余裕があるのか、その状況を報告いただきたいと思います。

また、行政事務の効率化・スピード化について、まだ可能性はあると述べさせていただきましたが、今まで以上に取り組んでいき、3ヵ月かかっていたものが2ヵ月半に短縮されるなどの結果を残せるような努力をすることは、弥富市行政の事務処理能力向上にとって必要な要素だと考えますが、このような方向性や考えについてお答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） まず、事務の決裁の電子化のことについてお話をいただきましたが、決裁を電子化するには文書管理システムというシステムの導入が必要となります。これにつきましてはかなり多額の費用が発生いたしますので、費用対効果も勘案しながら検討し

ていきたいと考えております。

また、パソコンについてでございますが、現在、市職員には1人1台ずつパソコンが渡されており、条例・規則につきましては検索できるようになっております。次に、事務マニュアルにつきましても、可能なものは共有のサーバーに登録し、職員がいつでも閲覧できるよう努めておるところでございます。

決算書作成の現場の状況についての御質問でございますが、決算審査の監査委員の意見書の案につきましては、決算統計の数値を確認して作成しておるところでございます。その決算統計の事務が終了するのが、例年7月20日ごろとなります。その7月20日の決算統計の資料に基づいて意見書の案をつくりますので、その後、決算審査を行いまして意見書を調整し、決算書の原稿を印刷業者に渡す流れでございます。したがいまして、現在皆様に配付しております議案の配付までの時間につきましては、現実的にはほとんど余裕がないような状況になっております。

決算の住民公表の件につきましては、現在、9月議会で認定いただきました決算概要を11月広報に載せまして、市のホームページの方には11月から公表しております。この11月から公表しているホームページの公表の時期を今後早めるように努めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清算員。

5番（佐藤高清算員） 一つでもできることから、行政事務の効率化・スピード化に対して可能性を拡大して、挑戦して行っていただきたいと思っております。

この行政事務の効率化・スピード化について一番肝心の要素として、職員がどのようにとらえて、考えて、実行しているかが上げられると思っております。全員が一つの方向に向かって動き出したとき、それは大きな力となります。今、職員の方々は行政事務の効率化・スピード化についてどのように認識をし、意識をし、実行されてみえるのでしょうか。年代や部署、役職等によって違いはあると思いますが、心強く希望が持てる答弁をお聞かせ願いたいと思っております。市長、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

佐藤議員の方から冒頭に、8月30日の衆議院選挙について触れられましたので、私もまずそのお時間をいただきまして、この選挙について意見を述べたいと思っているわけですが、高清算員おっしゃるように、この30日の衆議院選挙で政権交代になったわけですが、この選挙の結果は、やはり国民の民意のあらわれであろうというふうに信じているところでございます。新政権に対しては、この民意を重く受けとめていただき、さまざまなマニフェスト（公約）を速やかに実現していただくように努めていただきたい、そんな思いでい

っばいでございます。また、私たち地方行政におきまして、新しい政権に対して期待を込めると同時に、私たち地方に対しても大きく目を向けていただきたいということを強く願います。以上でございます。

さて、先ほど佐藤議員の行政事務の効率化・スピード化ということにつきまして、お話がございました。私どもといたしましては、これは大きな目標管理であろう、また行政コストの削減につなげていかなきゃならないということを強く思うわけでございます。先ほど総務課長の方も説明をさせていただきましたけれども、そうした中で現在も取り組みをさせていただいております。そして、それぞれの所管の職員におきましてそれぞれの努力をしているわけでございまして、御理解を賜りたいと思っております。今後も行政改革の効率化、あるいはスピード化ということに対して推進していく所存でございますので、その基本的な意識といたしましては、やはりそれぞれの所管の危機管理であり、改革意欲というところに重点を置かざるを得ないというふうに思っております。

一方、一番大事なことは、事務の効率化・スピード化が決して至上主義ではなくて、やはり住民に対して労力を惜みず、あるいは懇切丁寧に接遇、接客することで住民の負託にこたえていくことが大事であろうというふうに常々思っているわけでございます。私がかねがね皆さんに申し上げているとおり、市民のために役に立つところが市役所でございますので、今後も一面、そういったことを強く持ちながら行政に邁進していきたいという思いでございます。職員ともども今後とも頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高君） 行政事務の効率化・スピード化について、市職員、市長を先頭にチャレンジしていただいて、行財政改革のもと、市民が安心できることをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問といたしまして、弥富市消防団の再編についての質問であります。

弥富町と十四山村が合併する際、合併協議会において、市制発足後3年をめどに組織、管轄区域の再編をするということで、3年目が近づいた去年の6月の定例議会において、その時点での取り組み状況や、消防団に対する各自治会からの助成金の格差是正等を質問させていただきました。その際、自治会からの助成金については行政が関与できるものではないが、区長等、区長会等を通じ話し合いの場を設け、再編に向けて努力する旨の答弁があったと思います。あれから当初の目標であった3年目が過ぎ、5年目からの再編実施を実行するにも、再編案すら完成しておりません。もうこの時点で完成しておらなければ、5年目から実施することは難しいところまで来ております。

前回の質問の際にも発言させていただいたと思いますが、各分団がすべてにおいて同じ活

動規模であるにこしたことはありません。しかし、地域性尊重の原則が強く、弥富市では多制度がとられ、各分団が各自の特色を持って運営されていたことから、助成金を初めとしたところで統一がなされてきませんでした。それはそれでよかった時代があったかもしれませんが、一市多制度が確立されていた時代とは違い、東海地震、ゲリラ豪雨、年々巨大化してくる台風などの自然現象が劇的に変化しており、本年度も長引く梅雨の影響もあって、全国各地で土砂崩れ等の被害が報告されております。火事を中心にとらえて活動していれば成り立っていた時代と違い、火事を初め地震、水害、この地方ではあまりないかもしれませんが土砂崩れ等、幅広く対応できることが求められる現代の消防団活動は多くの知識と訓練が必要となり、活動量もふえる一方であります。また、社会構造、生活環境、家族構成の変化や少子化などが追い打ちをかけ、地元に残ることを選択した限られた住民にその負担が集中しております。昔の消防団のイメージではなく、地域性尊重の原則のもとに、一つの消防団として指揮命令系統、総合的な防災体制を確保するための組織として、物のとらえ方を変えなければならないと考えています。

まず、一つ目の質問をさせていただきますが、消防団再編が昨年度から先送りのような状況になっており、いまだ先が見えてこない先行き不透明な状況となっております。区長会等での話し合い等が持たれておるとは思いますが、今現在、一体全体どうなっており、どのような見通しになっておるのか、お答えを願います。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えします。

消防団の統廃合につきましては、今までいろいろ議論がある中、組織体制につきましては各小学校区2分団を基本としまして、ただし人口の多い桜学区と管轄面積が広い栄南学区につきましては3分団となっております。現在の20分団から16分団に、また定員につきましては440名から372名に改正する案をお示しし、進めてまいりました。具体的には、十四山地区の8分団を4分団にするものであります。最近では8月28日に十四山地区の区長会におきまして、これまでの経過や法的根拠、消防団の必要性、区域割りの案をお示しし、説明させていただきましたが、現在まだ合意には至っておりません。

ちょっとその中身について説明させていただきますと、これまでの経過としましては、先ほど議員おっしゃられましたが、合併協議会の決定事項、旧弥富町と十四山村の消防体制をそのまま引き継いで定員、服制などが決められまして、条例改正により、平成18年4月1日より現行の20分団、定員440名で新市の消防団体制がスタートして現在に至っております。残りしました消防団の統廃合につきましては、今までにいろいろ議論がございますけれども、集中改革プランの中では各小学校区2分団を基本として、現在の20分団から16分団に改正するというところで検討をしてきているところでございます。したがって、前年度に引き続

き市側と消防団幹部の案をお示しして、区長会、消防の分団長会等で協議をしてきているところでございます。

また、法的根拠につきましては、消防団の消防本部、それから消防署と並ぶ市町村の消防機関の一つということで、主に火災の警戒及び鎮圧、その他の災害の防除及び被害の軽減に従事する機関を指します。昭和22年の消防団令によりまして設置されて、消防組織法で公的な機関ということで位置づけられております。また、消防団の設置とか名称、それから区域につきましては市町村の条例で定めて、その組織につきましては市町村の規則で定めるとされております。

また、説明しました消防団の必要性につきましては、当然、郷土愛の精神に基づいて有志により組織される市町村の機関でありまして、その団員につきましては、日常はそれぞれの職業を持ちながら、水・火災などの災害が起こったときに招集されまして消防活動に従事するといった非常勤の公務員であります。一たん有事の大規模な地震、風水害におきましては、行政や消防署だけでは人的・物的な限界がございます。現在の海部南部消防署の出動可能人員は最大90名であります。長期間に及ぶ火災とか災害には対応できません。その場合は、装備とか訓練を行っている地元に着した消防団は必要不可欠な団体であるというような説明をさせていただきまして、いずれにしましても今後も引き続いて地区をまとめていただくように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高君） 本来なら、この8月28日をもって、うまく消防の再編が行われる方向が出ましたという答弁をいただく予定でした。さっきから行財政のスピード化とかいろんな質問をしておるわけですけれども、来年、22年4月1日から消防の再編が行われ、20分団が16分団になると言ってみえて、8月28日でそのめどがついて、きょうの質問に対して、ああそれはよかったということで私は終わるつもりでしたが、まだまだ暗礁に乗り上げているような状態でありますので、急遽つくった質問を読み上げます。

統合を進める上で、自治会助成金の格差が最大の障害になると思います。助成する自治会からも、負担が大きくなるのであれば難色を示すと思いますし、助成を受ける消防団からも、助成が少なくなれば、これもまた難色を示されると思います。どこでどのようにして折り合いをつけるか。自治会側も、消防団活動が住民の暮らしを守る必要不可欠な活動であることを十分に認識していただきたいし、消防団側も、活動費が住民の皆様からのとういお金であることを十分にかみしめていただいて、助成金の適正金額を見きわめていただきたいと思っておりますが、この答えは1年や2年で出てくるものではありません。長い年月をかけて双方が互いに協力し、試していった中で生まれてくるのではないのでしょうか。研究課題として継続的に審議していかなければ解決されないのではと思います。

今、消防団の中では、数えるほどの人数で活動をこなしている分団がある状態です。地域によっては、人員確保において壊滅的な危機を迎えているところもあります。かなりの危機感を持って地域全体でこの問題に取り組みなくては解決できません。再編には人員確保の問題への対策の意味も含まれております。助成金の統一が不可能なため再編が不可能で、人員数の面でも危機的状況下に至ったのでは全く悲しい話であります。弥富市行政、弥富市民の双方にデメリットとなるだけで、特に十四山西部地区の団員数の減少傾向は行政側も把握しておられたと思いますが、際立っております。弥富市消防団は、人員確保、助成金統一、大きな課題を抱えております。人員確保は再編することで道が開かれ、助成金統一は研究課題として継続的に審議していかなければ解決されないと私個人として考えておりますが、どちらを重要課題として認識しているのか、また解決策としてどのように対応するのか、これらのことが再編にどう影響を与えるのか、行政側の見解をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 消防団員の確保につきましては、現消防団員を初め各地区の区長さん方にも御協力をいただくようお願いして、団員確保に努めてまいります。

自治会助成金につきましては、以前の議会でもお話をさせていただいておりますが、資料等の作成については協力させていただきますけれども、あくまでも地域間で解決する話でありまして、行政が介入する問題ではないというふうに考えております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） 行政が関与できない部分は確認をしております。

市長が就任当時、民意が二つに分かれた場合、どのようにリーダーシップをとるかという質問をさせていただきました。市長は、誠意を持って地元に話をかけ、理解していただければ必ず道が開けるという答弁でありました。この問題について、トップ判断として市長の見解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

消防団の再編成につきましては、大変皆様、特に十四山地区の皆様には大変御迷惑をかけているわけですが、先ほど来、所管の課長が答弁をしておりますように、助成金等の問題については、やはり行政が関与できないところがございます。かなりの分団におきまして格差があることも、私も十分承知しております。ある分団では年間130万以上の助成金がそれぞれの地域から起こされているというようなこともございます。それは主に活動費であり、あるいは備品購入費であり、時には団員の慰労費というようなこともあるわけがございます。そうした中でさまざまな難しい問題等もございますけれども、十四山地区の再編に

つきましては、やはり事を急いでいかなきゃ活動ができないというような状況にも聞いておりますので、しっかりとした協議の場を設けることが必要だろうということで、今度は副市長を担当リーダーといたしまして、この問題について考えていきたいというふうに思っておりますので、今後の協議の内容につきまして御理解もしていただきたいと同時に、また皆さんの方に御報告を申し上げていきたいという気持ちでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） この問題につきましては大変おくれております。先ほど来、言っていますようにスピード化であります。順調にこの問題を解決していただいて、何とか皆の話がまとまるように、よろしくお願いいたします。

そして、今後、新しい消防団として存在意義を高める上でも、さらなる飛躍が必要となります。他の市町村の消防団活動を拝見していると、女性の方の活動が目につくようになりました。応急処置や炊き出しなど、女性ならではの活動は消防団活動に新たな幅を持たせます。いざというとき、知識や経験のあるOBの有志が活動に加われば、人手の面ばかりが、現役団員にとって心強い部隊となります。刻一刻と変化していく防災行政や消防団の今の現状、再編、住民の防災に対する意識、はたまた近隣市町村の取り組みなど、あらゆるものを総合的に踏まえた上で、女性分団、機能別団員の新設など新しい取り組みについてどのようにとらえておられるか、お聞きいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 女性分団、OB分団につきましては現在のところは考えておりませんが、議員御指摘のように、水害とか火災時のみ出動する機能別団員につきましては、十四山地区の消防団の再編の次のステップとして今後の検討課題とさせていただきます。

また、消防団とは別に、現在40地区で組織化されておりますけれども、各地区に自主防災組織を立ち上げていただくよう、組織化100%を目指してまいりたいというふうに考えます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

今、課長からの答弁でありましたように、とにかく効率よくスピードを上げて、その答弁に向かって、さらなる弥富市の発展につないでいていただきたいと思います。

これをもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に渡邊昶議員、お願いします。

13番（渡邊 昶君） 13番 渡邊昶でございますが、議長さんにお届けしました通告に従いまして、今回は私は決算に伴う内容でひとつ質問をさせていただきたいと思います。

私が今回質問するのは、平成20年度一般会計決算の19節その他負担金についてでございます。この19節は、負担金、補助及び交付金の項目でございますが、内容が幾つかある中で例題を一つ挙げてお聞きしようかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

20年度の一般会計決算で計上された19節の中で、負担金という項目は約200弱でございます。それから補助金と交付金等については115弱あるというふうに私は拾い上げました。執行されました支出合計は、19節全部を足すと全体の中で22億ほどありますよということでございます。内容が、一目で事業系負担金とか、研修会とか、各種協議会とか、事業促進協議会等のわかる負担金もございますが、中身がちょっとわかりにくいものもございます。そこで、私はまず最初に、部局を総括し、まとめられる総括の総務部長にお尋ねしたいと思います。

この19節の予算執行の際、負担金等に支出している協議会や団体がございます。そして、その団体の活動、業務内容について担当課できちっと整理整頓し、把握はされていると私は思いますが、毎年毎年予算執行し、使った後、必ず事業報告並びに、全部が全部とは言いませんが決算報告、もしくは規定の書類の整理だとかいろいろまとめさせてみえると私は思いますが、いかがでしょうか。各担当の方からどのような報告を受けておみえになるか、まず最初にお尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） ただいまの渡邊議員の御質問でございますが、全体的な形でお答えさせていただきます。

団体等へ支出をいたします負担金、補助金につきましては、各事業計画、事業実績、予算・決算報告、定款、規約につきましては、団体の性格にもよりますが、基本的には各団体の総会におきまして適正に執行、決定されていることを、総会資料、また実績報告書によりまして確認がされておるところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） ただいま部長から、市全体の中でまとめさせておりますという答えですので、私は非常にいいなあと思います。

そして、まとめるということは非常に大切であると同時に、予算執行の場合、もし監査委員さん等からも、この執行に伴い、こういう内容についてこういう事業があったが、内容はどうですかというふうに問いがあった場合は、担当課の方々はこれが整理できていないとそれを示すことができんということがありますので、是が非でも今後一層努力して整理整頓はしておいていただくように指示がしていただきたいと思います。

それでは、本日通告いたしました質問、平成20年度一般会計決算で、少し私はわかりにくいと思っておりますので、例の一つとして土地改良団体連合会負担金についてお尋ねいたします。

愛知県土地改良団体連合会（県土連）及び海部支会はどういう関係にあるのか。そして、

事業はどのような目的で、事業内容についてわかればお教え願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの渡邊議員の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず第1点目でございますが、県土連及び海部支会はどのような関係にあるかと。また次に、事業目的及び事業内容についての御質問でございますが、まず第1点目の県土連及び海部支会の関係でございますが、議員も長年、土地改良事務等々に精通されまして、この点は御承知のとおりだと思っておりますが、愛知県土地改良団体連合会（県土連）は、法に基づき大臣許可を得た法人格を有した団体でございます。また県土連は、規約の第43条に基づきまして、業務の円滑化を図る目的で、海部農林水産事務所所管区域内におきまして海部支会を設置しております。

また、海部支会でございますが、県土連の業務の一部を担当しまして、土地改良事業の円滑かつ効率的な運営を行っているものでございまして、海部支会の運営につきましては、本会からの交付金による事務の一部と、それ以外の支会の業務におきましては、必要な業務を遂行するために、海部支会を組織する会員が支会の規約を定めた中で毎年度事業計画、予算等を定め、総会に諮って、議決を経て、会費に相当する賦課金を会員である土地改良区、市町村から徴収しております。また、支会の経費につきましては、本会からの交付金、支会において収入する寄附金、賦課金、その他雑費等をもちまして事業の推進がなされております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、部長から内容について、これは順次一つずつ聞いていく形をとっておりますが、次の項目に当たる内容もお答え願っておるわけでございますけど、とりあえず連合会と支会というのは、土地改良法に基づき、土地改良連合会の定款並びに海部支会の運営規定にもございますが、本課がございまして。そしてなおかつ、地域の利便性を図るために支会を設けますよということは、「法人」という言葉を使われましたが、一般の法人でいうと本店と支店の関係でよろしいですか。連合会を本店、支会を支店、一般の法人の物の考え方と言うと。約で考えてもらって結構ですが、そういう考え方でいいんですか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいま県土連と海部支会が本店・支店の関係にあるかということでお尋ねでございますが、先ほど言いましたように、法人格を有した中で県土連、それから海部支会、規約の中で支会を置くことができると申しました。ですが、その一部と、支会の中におきましては、先ほど言いましたように、その他、県土連の行う業務以外の中におきまして、これは任意団体部分に相当する部分でございますが、そうした中での賦課金と申し

ますか、会費を募って事業運営に当たっていると。ですから、ただ単に本店・支店という間柄だけではなくて、その中にはもう一つ、任意団体である性格を持ったものも有しておるというふうでございますので、ひとつ御理解がお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） わかりました。内容をごちゃごちゃするつもりはございませんし、要は、もとは連合会なんだよと。そして、愛知県には幾つかの支会があるよと。それで、地域地域の事業の円滑、共同の利益の増進、土地改良事業に基づく信念に基づいて事業が行われておるよというふうに私は理解をしております。

それで、事業の目的は、あくまでも土地改良法というのは、もとは行政じゃないんです。一番もとができたのは農業者なんです。3条資格者15名の同意をもらって県知事に届けをし、一定の基準の内容を網羅させて申請すれば認可を受けることができるというような規定なんです。それで、昔は土地改良事業というのは全部土地改良だったんです。行政が直接関与するということは少なかった。だが、国が行う事業の中には国営パイロット事業とか、国営干拓事業だとか、県営圃場整備事業だとかいろいろございました。我々海部郡としても、それにおいては、もとは町村が直営で直接やる事業は少なかったわけです。それで、一番初めにあったのは団体圃場整備事業、県単独事業。いろいろ流れがあって圃場整備がされて、現状は確保されておるというふうに私は理解をしております。

その問題は別として、土地改良事業の内容については、あくまでも土地改良法に基づき事業を実施するというのが基本だと思います。土地改良法というのは、私の思いでは、これは本当を言うと特別法なんです。農家に対して非常に都合のいい法律が土地改良法なんです。行政から見ると、ある面においてはいかなものかということと、土地改良法というのは、あくまでも「できる規定」なんです。必ずできますよと。やれという命令じゃないんです。やろうとしたらできるんだよという法律。だから、これから一つ一つ聞いていく中で、法・規則に決まっておるからやってきたんだという言葉が出るかも知れませんが、それは出てもやむを得ん話だが、決してそれは適切な言葉じゃないと私は思います。だけど事業は、今言われたように、いずれにおいても市町村も行う、土地改良も行う。その皆さん方に対して、技術的な指導援助、事業への協力、あくまでも土地改良法に基づいて進めますよと。だが、この場合、必ず先方、私どもに要請、もしくは依頼を受けてやるということなんです。黙って入り込んでくるわけじゃないんです。協議をするのに話し合っ、どうするかとって、それじゃあという話になると思うんです。連合会もしくは支会が弥富市にぽんと飛び込んできて、あなたのところはこういう事業をしているらしいけどどうだなあというふうに飛び込んでくる事業じゃないというふうに私は思います。

その問題は別にして、具体的に20年度で土連もしくは支会に業務を頼まれたことがありま

すか。あるかないかでいいんです。あるならある、あるならこうだと。ないものはないんだから、ないでいいんです。そういうことを一つ、次にお尋ねします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問でございますが、県土連には私どもの方から業務を委託しております。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） お願いをした内容は、設計業務だとか現場業務だとかいろいろございますが、設計業務ですか。何と何という中身がもしあれば結構ですが。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 私どもが県土連にお願いをした業務の内容ということでございますが、まず第1点は委託業務でございます。先ほど議員の方から御指摘ございましたような設計委託業務がございます。それからもう1点は、今現在実施しております農地・水・環境向上対策の履行確認といった業務も委託しております。あと農業集落排水事業の関連でございますが、そういった業務の中での設計委託等々も委託しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 市町村も、担当課の職員の皆さんは私はプロパーだと思っております。それから、土連の各部門に置かれておる担当者というのは本当にすぐれた知識を持たれたプロパーであるというふうに思いますので、我々もその協力をいただくことによって、弥富市内の事業は幾つかございますので、今後もやっていただくというのが大切だろうと思っております。

それで、これはちょっと飛んだ話になりますが、我々は一般会員ということを行っているわけですが、各土地改良区は全部会員になっておるわけです。私ども行政も一応会員なんです。これは簡単ですけど、僕はちょっと思ったもんで聞くんですが、会員に加入せんと国もしくは県の事業採択はしてもらえるか、してもらえんかということをやっと僕は思ったもんで聞いているわけですが、この問題はどうかですか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいま、県土連の会員にならなければ市が実施をする事業の事業採択が受けられないかということでございますが、決してそのようなことはございません。あくまでも市なり土地改良区からの申請行為に基づく事業実施でございます。土地改良団体連合会を通さなければできないというものではございません。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 僕が心配したのは、連合会の会員にならないと県なんかからのペナルティーもしくは何かがあるかなと思ったもんで聞いたわけです。事實は、別に会員じゃ

なくても公共的事業もしくは土地改良事業は進めることができるということですので、別に心配はなかったなあと感じております。ありがとうございました。

次に、5番目を聞くために、まず4番目に一つお尋ねしたいと思います。

県土連及び海部支会の会議がございますね。会議はどのように行われたかということ。それで、担当部課長会等は年間どの程度催されるかと。そのときに話し合われるいろんなことがあると思いますが、会議の内容でもし話せることがあればお教え願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問でございますが、県土連及び海部支会での会議の回数、その中で担当部課長会がどのように行われたかということでございますが、まず県土連におけます会議の回数は、内容につきましては総会から理事会といったものもすべて含めまして約80回ほどあるかと思っております。次に、海部支会の会議の回数でございますが、これも約30回ほどあるというふうに認識をしております。

主なものにつきまして、その中で担当部課長が出席したかどうかということでございますが、各担当部門と申しますか、事業の内容等々によって担当者の出席する会議、それから各会員の中での研修というのがほとんどでございますが、担当部課長の出席した、特にこれは県土連本課との兼ね合いになってまいります、毎年、年末等々に、これは部課長どちらかが出席するわけでございますが、国の翌年度事業の内容、また事業の現行やっておるものの説明等々でございます。そうした中に私なり担当課長が出席しております。それからもう一つは、そうした中におけます意見交換会に出席をするというようなこともございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） ありがとうございました。内容を聞きまして、県土連並びに支会を合わせて両方で120ほどということで、非常に数多くの会議、研修、いろんなものが行われておることがわかりました。

私は、担当者会議というのは非常に大切だと思うんです。私が次に聞く5番目なんかに関連しますが、私どもの市長である首長は必ず総会には出席されると思うんです。そして、資料を総会の場で見ると協議なされるわけでございますが、私は総会の前に行う会議というのは非常に重要な会議であると思います。と申しますのは、連合会というのは間違いなく、支会もですが、年に1遍、一番大きな催しである総会を開くことになるわけです。先ほど高橋議員が言われておったように、株式云々というのになると株主総会を開きますが、それと同じように、私どものこの連合会並びに支会も年に1回皆さん方に集まっていただいて総会を開くということになります。それで、その場で提案された議案は必ず協議、決議されて進むということになるわけでございますので、その前に担当者の皆さんがきちっと聞いていただ

いて、いかに間違いなく首長に伝えるかということが大切な仕事であるということは間違いございません。それをわからずして総会に出席して、当日、総会の場で原案可決となってしまうと、間違っただまま理解もできずして進むということになりますので、もし異論があったり、質問事項があったりするときには整理整頓していかないかなだろうということと、一応担当者会でその内容はきちっとまとめ上げるということ。総会には事業報告、事業計画、負担金の基準、徴収方法は必ず審議されるはずで、これは毎年。それで、今部長さんにお尋ねし、聞いた内容では、内容はきちっと整理して総会等には参加していただいておりますので結構でございますが、一応県で80、支会の方で30回ほど。それから、次年度もしくは現在の国及び県の状況、内容、もしくは意見交換等もやっておるということでございますので、非常にいいことだなあとと思います。

次に、私がきょう、ちょっとわかりにくいといってお出した質問の目玉でございますが、五つ目が、県土連本部に一般賦課金、それから特別賦課金を納めておるわけです。それで、支会にも同じように納めておるわけです。土連本部の定款だとか、規約だとか、規則だとか、運用規定だとか、いろいろな内容がある中で整理整頓されておるというふうに思いますが、私が最初に聞いたのは、県土連が本店、海部支会が支店もしくは支部ということになるとこういう関係になるもので、本来なら、支会の運営は人事を含み本課の指示に従うということになっておるのが決めなんです。予算も本課から支給するというようになっておるんです。支会には定款はないはずなんです、本課に定款があるんだから。そして、一番基本となる法律は本課が持っておるわけです。支会が持っておるのは運用規定、もしくは機能等で多少は「やれる規定」を持った文面を持つことはできますが、一番もとになるのは私は県土連だと思ふんです。支会はあくまでも支店のような格好になるもので、事業内容は独自性を持つということだけど、独自性を持つということは地域差がございますので、独自性を持ってもらうことは結構ですが、一応そういうことになっております。

今回、この20年度の決算では240万弱の負担金が支出されております。それで、これを見ると全部土連へ行ったように見えます。だが、内容は違うはずなんです。ということは、請求者は、県土連会長だれだれが服部市長に請求書を送る。もう一方は、愛知県土地改良団体連合会海部支会長だれだれが市長に送ってきて、支出調書が執行され、処理がなされておると思ふんです。全く同じ日に同じものが出ておるわけじゃないと思ふんです。支払ったものは別々に受け取る。だから、監査委員さんが見ても月々の監査資料になるもので、出てきても支出調書を見ると正確に支払われておるから、全然異議申し立てもなければ、わからん行為だと思ふんです。

だから、内容は県土連に幾ら、支会に幾ら、合わせて234万だよと。それから、特会の方を見ると78万ほどございます。これはきょうは出しておらんで今聞いてもらえば結構ですが、

これにも同じように合わせて78万になっておると思います。だから、もしわかれば県土連に賦課金で幾ら、支会に賦課金で幾ら、合わせて234万ですということがわかれば教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの賦課金のお答えをする前に、先ほどの中で言葉足らずの点があったかと思しますので、一つ、その点だけ再度確認させていただきたいと思えます。

私が先ほど申し上げた中で、担当部課長会等々があるかということの中で、国における新年度の予算の説明会だとか意見交換会の場には出ましたということを上申しました。もう一つは、その中で県土連、それから海部支会の前に、私を含めて担当者レベルでの総会での資料の中のものは協議はございません。これは、あくまでもその団体におけます理事会なり、そういった中で協議がなされて出ていっておるといふふうでございますので、その点だけはひとつ御理解をお願いしたいと思います。

それから次の質問の中で、本会と支会が支出項目が1本で非常にわかりにくいということでございますが、確かに私どもの予算・決算の中では連合会の負担金という項目で掲げてございます。これにつきましては、県土連の方にもこの対応について今協議をしておるところでございますが、この方法については、もっと明確なものにできるということであれば区分を分けての計上をさせていただく方法になってこようかと思っております。

それで、先ほどの中でまず本会と支会の賦課金の内訳でございますが、これは両者とも前年度の事業実績にもたれて特別賦課金が加算されるわけでございます。一般賦課金につきましては、先ほど言われましたように均等の1万円というのが出ていくわけでございますが、そういったようなことで、特別賦課金には単県事業だとか団体事業だとか、そういったものの事業の区分によって負担率が決められておまして、そういった負担率で払っておるわけでございますが、まず県土連本会の賦課金でございますが、これは先ほど御指摘もございましたように、弥富市全体で払っておる、いわゆる農政課所管の分と、それから下水道の中の農業集落排水の部分の総括でございますが、まず市町村分につきましては、一般会費につきましては1万円。それから特別賦課金、これは事業割りということでございますが、県土連の方には166万2,449円と1万円を合わせまして167万2,449円を県土連の負担金として納めております。

特別賦課金の内訳でございますが、県営事業につきましては、前年度事業実績の1000分の1.3ということで102万4,444円でございます。それから、単独県費事業につきましては1000分の5.5ということで11万2,805円、団体事業につきましては1000分の4、52万5,200円でございます。これを合わせました167万2,449円を本会の方へ支出をしております。

それから海部支会でございますが、海部支会も一般会費、それから特別賦課金は同様でござ

ざいまして、一般会費につきましては1万円、それから事業割りにつきましては144万200円を支払っております。合計としまして145万200円でございます。

同様に、この特別賦課金の内訳でございますが、県営事業につきましては、海部支会の負担率につきましては1000分の1.5、118万1,900円、それから単独県費事業につきましては1000分の3、6万1,400円、団体営事業につきましては1000分の1.5ということで19万6,900円でございます。そういった金額が20年度の賦課金ということで、お支払いをさせていただいております。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） どうもありがとうございました。

いずれにおいても234万の内訳は支会と連合会にあるということで、この決算の事項別説明では1本で出ておるようにも見えるわけです。それは結構ですが、成果報告には内容と成果というものを載せることになっておりますので、親切性があるんだったら、本会で幾らだよ、支会で幾らだよということぐらい我々議員には教えていただきたいかかったというふうにも思います。

そして、もう部局においては決めによって処理がされておるということですが、土地改良の原則は、私も見せていただきましたが、定款があって、規約があって、そして海部には運用規定があると。そして物事が運ばれておるよということ。私に変だなあと思ったのは、今部長からは県営事業に対しては1000分の1.4、単独事業については5.5、それから支会においてはこの率が違うわけです。1.3が1.5になり、それから団体営については1.5、単独県費については3。少しずつずらしてあるわけですが、それによって支払った額が166万2,000円と145万になるというのはわかりますが、先ほども言いましたように、間違いなく業務の円滑化を図るために支会を置くんだよということは本会は言っておるわけです。会社でいう支店だもんだで、本店で採用した職員で支会に任命により配属をさせますよと。支会運営に必要な経費は、必ず本会からの交付金、支会において収入するお金、もしくは寄附等をいただいた場合は寄附金、並びに雑収入をもって充てるということを運用規定の20条でびったり言っておるわけです。

だったら私は思うんですよ。一般の市民目線で見たら、親で取って、配分して、運営してもらおうというのが筋だと思うんです、僕は。八つある支会は、いろいろ内容があるもんで違いが出てくるといって、それは本課の採用によって案分すればできることだと思うんです。だが、めいめいにいろいろと行われておるということで、全く本会と支会が、率こそ違いますが同じように取ればいいというようにしか見られんわけです。私はきちっとした説明を聞けば理解はするように努力しますが、いずれにしてもおかしい話に思えて仕方がないんです。これこそ、市民レベルで物を見たら負担金の二重構造である。市民から見たら無駄な支出にも

部分においては見えるわけでございます。

先ほど高橋議員、それから市長さんも言われたが、前回の選挙によっていろいろ起きたと。流れも変わってきたという話がございます。衆議院が解散される以前に、非常にメディア、マスコミに社会性を持って話題になったのが、都道府県の知事会で問題になったのが、市民上がりの目線で首長が政府直轄予算、負担金の内容を見たらおかしいということで、大阪をリーダー、宮崎も絡む、鳥取も入る、横浜の市長も入る。その次に、中身の切り込み隊長の知恵袋が東京都の副知事 猪瀬さん。この5名が中心になって、いろいろなことが問題になって、新聞だとかテレビに毎日出ておったわけでございます。市民レベルの皆さんが見たら、その負担金はおかしいんじゃないかということに気がついたわけです。橋下知事は、新規のぼったくりバーでもこんな請求書は出さんぞということを言われて、非常に話題になったわけです。あれは何だということ、45億5,000万ぼんと領収書を渡したって中身は何にもなしだもんだで、国交省に乗り込んで、どんなもんだろう、一度中身を明示してくださいという話になって、ずうっと行って結論がなされておるのが現状なんです、これは飛んだ話になりましたが、これも取るなら取ればいいんです。二重構造で取らずに、きちっと取った方がいいんじゃないかと思うので、今回質問したわけでございます。

それで、19節の負担金については例を挙げて私はいろいろ聞いたわけでございますが、市町村の財政予算は補助金とか負担金予算と言われるくらい非常に数多く、行政縦割りのごとく、殊に事業は看板をいっぱい上げて、内容によっては多少わかりにくいようなものもあるかもわからん。それから、つき合い的なもので支出されているように思われる例がございます。中身においては何々協会負担金とか、何々事務協議会負担金とか、事務担当者負担金等、外とのつき合い的負担金があるように思います。補助金、助成金等は、一度私どもから予算化して出すと、もらった側は一種の既得権のごとく、なかなか断ち切れんというのが補助金であり、負担金であり、助成金なんです。だけど、出すまでは我々の財政でわかるが、もらってどうやっておるかはわからんわけ。だが、理論的に言うと受けた側には監査も事務も全部適切に図られておるということで、間違いございませんと言われたら、我々が介入してどうこうすることはできないわけです。だから、私は議会がチェック機能を働かさなければならぬと思うわけです。予算を組むときにしっかりと内容を精査せないかんと。

私は、評判の悪いこと、本当は嫌われることは言いたくありません。だが、一つ考えてください。いつも市長が思ってみえる言葉なんです、ばかを見るのはだれかといったら市民なんです。市長はずうっと今でも、市民目線で行政は行うべきであると。先ほどの質問の中でも言われておりました、消防の問題のときに。だから私は、その考えは今でも絶対変わらないというふうに思います。

今まで土地改良といえ、ある意味で聖域のように取り扱われてきた面も多少あるかもし

れませんが、政策自体をこれから大きく変えていかなければならない。これは、厚労省もある、文科省もある、国交省もある。だけど、この四つの中に入るのは間違いなく農水だと思えます。下手なことを言うと、一番にそういう事態に入り込む可能性はある。これは非常に現状が厳しいからなんです。真にやる気があれば、こつこつとこうしたことから手がけていって、真摯な態度で取り組んでいただくことをお願いしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか、お尋ねします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ただいま渡邊議員から、いろんな御意見、御質問をいただいたわけでございます。

まず最初に、20年度決算という話がありました。この決算につきましては、来週行います決算委員会等において十分審査していただくことになっております。今までのことからして、20年度決算につきましては、まずまず実質的な収支決算につきましてはいい決算ができたということをまず御報告申し上げておきます。

それから、その中における負担金、補助金の問題をおっしゃってみえるわけでございますが、まず負担金等におきましては、議員御案内のとおり、海部地区を中心とする一部事務組合等々の構成自治体として、行政の推進に際して必要不可欠な財政的負担であるというふうに理解をしているわけでございます。また、補助金等におきましては、各種団体等、あるいは自治体等において、地域の活性化という形で、あるいは住民の皆様の活性化という形で御負担をさせていただいておるものでございまして、基本的には必要な事項であるというふうに認知しております。また、一方では大変厳しい財政状況ではございますので、これからの負担金、あるいは補助金等においてもさらに精査を加えていくということが必要であると思っております。御理解を賜りたいと思います。

また、土地改良等の問題におきまして、県土連の役割であるとか、海部支会の役割というようなことをる御質問いただきました。所管の開発部長の方から、その都度答弁をさせていただいておるわけでございますが、土地改良事業という形でそれぞれの委託業務があるわけでございます。もしこれを市の直轄というような形で行う場合には、職員における大変な技術的な負担であるとか、事業運営に対する必要な情報、あるいは促進予算の確保であるとか、さまざまな維持管理の問題等々、解決しなきゃならない問題がたくさんあるわけでございます。我々としては、現状、個々の処理する力ということにおいては限界があるだろうという中で、これからの業務についても連合会へ委託するという形をとっていきたいと思っているわけでございます。

また、県土連、海部支会の会員としての加入についてというような御質問等もございました。これは開発部長も答弁しているように、加入につきましては自由に入退をすることがで

きるということになっております。しかしながら、海部農林水産事務所の所管区域のすべての市町村が加入している状況でございますが、その中で事業を推進していただくということにおいて、その必要性を私どもとしては十分判断しておるわけでございます。そうした中においても、今後も継続した加入をしていきたいというふうに思っております。

また、県土連、海部支会の賦課金、会費の納入についてということで、二重構造になっておりはせんかという御質問でございますが、これは県土連、海部支会等々、毎年予定をする事業計画、あるいは事業計画を遂行するための必要な経費だろうというふうに判断をしているわけでございます。なお、賦課金、会費の使途については、毎年開催されております県土連、海部支会の通常総会において事務報告がされており、また収支決算の内容につきましては、監査報告をつけ加え、適正に処理されていると判断をしているわけでございます。

いずれにいたしましても、土地改良事業というのは、それぞれの地域の安心・安全なまちづくりに欠かせない事業であると思っております。特に私どもの生活をさせていただいている地域においては、海拔ゼロメーター、マイナスという形でございます。特に湛水防除事業というのが今後も必要になってくると思っております。しかしながら、一方では大変厳しい農業行政でもございます。農家の方の負担というのが非常に大きくなってきている。重荷になっていることも事実でございます。こういったことにつきましては、少しでも経費の軽減ということに対して、土地改良事業体が全体で考えるべき問題でもあろうというふうに思っております。

また、最後でございますけれども、新しい政権にも移行になりました。農業再生プランという中で、さまざまな形で所得保障等々が出されているわけでございます。今後、土地改良事業等においてもどのように御理解をされているか、私どもとしては注目していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、少しでも農家の方の経費削減ということに対して私どもとしても考えていきたい。大変厳しい時代でございますが、弥富市は農業振興地域ということも含めまして、できる限りの御支援を申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） ただいま市長から、総括で考え方等についてお答えをいただきました。厳しい農政全般におきまして大変であるということは私もよくわかります。そして、だれが見てもおかしくないというような格好にするのが本当に正しい道だと思います。これが、本会があるよ、支会があるよ、本会も取るよ、支会も取るよということだと、格好が本当によくないと思うんですよ。だけど、ここで我々が話をして変えさせるということもできんことだし、両方に決め事があることですが、質問の終わりに当たりまして、19節全般にわたっ

て私からお願いをさせていただきます。

数多くの負担金や補助金が本当に長期にわたってずっと、また事業系負担金、各種団体の協議会においても予算が執行されておりますが、昨今、財政の厳しい折、本当に必要なのか、既に役割を果たしている団体とか事業もあるかもわかりませんので、この際一度全庁ですべての団体、協議会、事務研究会等について精査してみる必要があると私は思います。先ほど言ったように、一度出したものは相手に対して既得権があるように思われておるわけです。各項目、幾つかあるんです。いつからこういうふうになってきたかということも調べる必要があると思うんです。ええ顔でついたものもあるかもわからん、言葉は悪いんですが。本当に必要でついたものもいっぱいあると思う。だったら一度よく、あずかる担当部局において、市長と一緒に前向きに考えていただくことをお願いしたい。今後の努力を期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました

議長（黒宮喜四美君） ここで暫時休憩をとります。再開は11時45分といたします。

~~~~~

午前11時35分 休憩

午前11時45分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 安井でございます。私は、一般質問に今回2問、質問をさせていただきます。

まず1問目、安心して利用できる介護保険制度についてでございます。

まず一つ目ですが、平成21年4月実施の新認定基準の見直しについて質問をいたします。

ことしの4月に実施されました要介護認定の新しい制度は、介護認定の軽度化を進め、介護保険サービスの利用を入り口で締め出すものであると、専門家や幅広い介護関係団体から抗議の声が大きく上がりました。7月28日の厚労省のデータによりますと、4月、5月の認定では前回より軽度に判定された割合は20%に達しました。特に認知症の人や在宅介護を受ける人が軽度に判定される傾向が強いとの指摘もございました。小泉構造改革以来、福祉予算が毎年2,200億円ずつ削られたのを初め、保険料を払っているが、なかなか十分な介護を受けることができない。保険あって介護なしへの大きな怒り。志を持って介護現場で働いても、給料が安くて生活していくことができない。やむを得ずやめざるを得ない。介護労働者の不足。そして、待遇改善を求める大きな世論の流れを背景にして、介護関係者などの痛烈な批判と大きな運動の中で、新介護認定制度は大幅な修正をせざるを得なくなりました。

その決定打となったのが、4月2日、厚生労働委員会での日本共産党の小池議員の追求で

した。新制度のねらいは給付削減にあることを明記した厚労省の内部文書を暴露したのです。これによって舛添厚生労働大臣も文書の存在を認め、新制度の検証委員会設置と、希望者には従来の介護度を維持する経過措置をとらざるを得なくなりました。

まず一つ目の質問をいたします。新認定基準で認定された人のうち、経過措置を希望された人の状況についてお尋ねをいたします。

4月から8月まで、認定の更新を受けた人、新規認定者は何人ずつでしょうか。その中で今までより軽く認定された人は何人で何%でしょうか。経過措置で救済された人は何人で何%でしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、介護保険につきましては、平成21年4月より、要介護認定申請された御本人に必要なとされます介護の量をより正確に反映するために、要介護認定の方法の見直しが行われたものでございます。御本人の心身の状態や生活能力を調べるため、認定調査員の行う認定調査項目につきまして、82項目より床ずれ、火の不始末などの14項目について削除いたしまして、簡単な料理などの6項目を追加し74項目としたことや、1次判定の判断基準も変わりました。しかし、この見直しによりまして以前の介護度より軽度認定されて、サービスの内容が削られるのではないだろうかという利用者からの心配と不安の声が広がり、そのため厚生労働省では、利用者、家族の代表や専門家による要介護度見直しに係る検証・検討会を設けまして、見直しの影響について検証をすることとしておりました。それに伴いまして、安定的な介護サービスの利用を提供する観点から、検証・検討会の結果が出るまでの間に、更新申請時に更新前の要介護度とすることを希望すれば、更新前の要介護度と異なる結果となった場合でも更新前の要介護度とすることができる、議員がおっしゃられました結果措置がとられてございました。

御質問にありました4月1日以降の更新申請の中で、介護認定審査会の2次判定後に経過措置を希望された方について調査しました結果を御報告させていただきます。

4月より8月末までに開かれました介護認定審査会に提出された申請書につきましては439件でございました。そのうち更新申請については303件で、新規の認定申請につきましては116件でございました。先ほど申しました303件の更新申請の中で経過措置を希望されない方は16名でございました。調査の結果、90の方が経過措置を利用されましたので、90人の内訳を介護度別に報告いたしますと、2次判定で非該当とされた方で要支援1の方に3名、要支援2に2名、要介護度1に2名の合計7名の方が経過措置を利用されております。

続きまして、2次判定で要支援1の関係でございますが、要支援2の方に27名、要介護1に5名、要介護2に1名、要介護3に1名の34名の方でございます。

続きまして要支援2の関係でございますが、要介護1に4名、要介護2に5名、要介護3に1名の10名でございます。

要介護1の関係でございますが、要支援2、こちらは軽くなってもそちらを希望された方でございますが、3名の方でございます。要介護2に4名、要介護3に3名の10名でございます。

要介護2の関係でございますが、こちらも要介護1の軽い方に5名の方です。要介護3の方に5名、要介護4に11名の方が経過措置を利用されております。

要介護3の関係でございますが、要介護1に2名、要介護2の方に1名、要介護4に3名、要介護5に1名の7名の方でございます。

続きまして要介護4の関係でございますが、要介護1の方に1名、要介護5の方に7名の8名でございます。

要介護5の関係でございますが、要介護3に2名、要介護4に1名の3名の、以上90名の方の内訳でございますが、御質問にありました今までより軽く認定された人は何人で何%ということでございますが、経過措置を利用された90名のうち75名の方が今までより軽く認定されましたので、更新申請の303件に対しまして24.7%という数字が出ております。

次に、経過措置で救済された人は何人で何%という御質問でございますが、先ほども言いましたように、経過措置の利用者は90名でございましたので、303件に占める割合は29.7%となっております。

以上が、経過措置を希望されました人数等の報告とさせていただきます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。相当たくさんの方が経過措置で救済されたのがわかりました。

私は先日、市内のある方からお話をお聞きしました。夫婦2人暮らし、御主人が介護度1で老健施設へ入所されているそうです。4月の認定更新で要支援の認定が出ました。施設を退去しなければならないということで、大変困り果てておりました。奥さんもお体がお悪いので、自宅では介護ができないということです。そのときちょうど経過措置がされるということで、施設に置いてもらうことができました。本当に助かりました。要支援では施設に入居することができません。必要な人が必要な介護を受けられる制度にしてほしい。それを本当に心から願っております。よろしくと言われました。

次の質問でございます。

4月実施の新認定基準による認定、国民の批判や大きな運動で従来のサービスを受けられる経過措置、支援制度見直しの検討委員会の設置、10月1日からの新調査基準での認定が開始されるという異例の事態となりました。市として国のやり方で何が問題だったと認識され

ているのか、どういう対策・対応を市としてされたのか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） 御質問にお答えいたします。

国の認定基準の見直しについてや、また先ほども説明いたしました、経過措置についての厚生労働省からの通知が出た後に、経過措置を希望するかどうか調書を取りまとめる必要が出てきた等、それまでの更新申請者の方にいろいろ説明をいたしまして、経過措置の希望を聞く緊急な作業の必要等が出てまいりましたが、市といたしましても、市内の訪問介護なり通所介護、老人福祉施設、居宅介護支援施設等の介護事業所とは毎月定期的に連絡調整の会議を開催しておりますので、その際にケアマネジャー等の方に連絡調整をさせていただいております。また、海部南部広域事務組合の方でも定期的に研修会等をケアマネジャー等を対象に行っておりますので、そちらの方でも情報の周知を図っておるつもりでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 経過措置を申請される人、介護士さん、今お話がありましたようにケアマネジャーさん、担当課の職員の皆さんの御苦労は本当に大変だったと思います。要介護者、家族への変更説明とか印刷物、人件費などの費用も相当かかったのではないかと思います。先ほどの一般質問でありましたように、財政の効率化とかいろいろお話も出ておりましたが、この庁舎内でも、お昼になると電気を消して経費の節減も図っていただいているわけですが、今度の介護認定をめぐる混乱、その後の事態でどれだけの費用がかかったのか、それはどこで負担がされたのかについてお尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） お答えいたします。

費用面につきましては、先ほども申したように、会議等を開く場合の資料のコピー代等で済んでおると考えておりますので、市役所、先ほどの海部南部広域事務組合の負担の方で賄えたと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 12時になりましたので、午前中の会議はここで暫時休憩をいたしまして、午後1時から再開をいたしますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

安井議員。

11番（安井光子君） 午前に引き続いて質問をさせていただきます。

午前の質問で、今度の新認定基準による認定、経過措置などで、職員の皆さんや介護士や介護に携わられた皆さんの御苦労についてお話ししたわけですが、御自分たちのことだもんで、いかに大変だったというお話はございませんでした。私が聞いたところでは、4月から認定を受けられた方のおうちを回られたり、アンケートをとられたり、余分な仕事といえば、こういう介護の改定があったがために、それから混乱があったがために、本当に職員の皆さん初め介護の皆さんは大変な御苦労をしていただいたことだと思います。

それで、今度の国のやり方で何が問題だったのかについてもちょっと御質問したんですが、なかなか職員の皆さんの立場ではお答えしにくい問題だと思います。私が簡単に、こういうことではないかとまとめたいと思います。

新しい認定基準では、例えば具体的に食事の摂取、高カロリーの点滴で口から何も食べられない方は、介助を必要じゃないからということで自立という認定がされました。それで、買い物に行くとか、電話で注文してお買い物はできる方なんですが、しょうゆを買いに行ったのにソースを10本も買って来たという方は、ただ買い物ができる、電話ができる。その中身についてはどうあろうとも自立ということで、非常に外面だけ見た、内面まで踏み込んで調べるといことなしに認定をします。こういうひどい、介護者それから介護される人の立場に立った認定基準ではなかった。これが、こういう大きな、6ヵ月間で改めて認定の基準を変えなければいけないような事態になったのではないかと思います。

もう一つ、介護の認定調査員の方が使われるテキストなんですが、これは介護の専門家とか現場の方が意見を出してつくられたものではなくて、大手の銀行のシンクタンク、今度のテキストでは三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がこの介護のテキストを作成したものだということが国会の中でも明らかにされました。だから、いかに今回の認定基準がひどいものであったかということがおわかりいただけるんじゃないかと思います。

では、次の問題に移ります。

4月以降の新規の認定者は、新認定基準で認定がされております。軽度の認定者の救済はどのように行われていますでしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。4月以降の新規認定者の関係でございますが、軽度認定者の救済はどのように行われていますかという御質問でございます。

経過措置による救済の対象者につきましては、議員の言われますとおり、更新申請をされる方のみ関係でございますので、新規認定者に対しては救済制度というものは、申しわ

けありませんが、ございませんでした。ですけれども、要介護度の判定結果が実情と一致していないと思われる場合につきましては、10月1日以降に、有効期間の終了前でありましても区分変更申請というものをさせていただければ見直し後の基準が適用されますので、そちらの方の御利用をお願いしたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 6月30日の毎日新聞、淑徳大学の結城准教授の調査によりますと、認定更新者の4割を超える人が1次判定では軽度になり、2次判定では、弥富市でも同じような数字に出ておりますが、約23%の人が軽度に判定されているという報道でございます。新規認定者も軽度に認定されている可能性があると思います。介護保険料は同じように払っていて、認定更新者人と新規の人を差別するのは余りにも不公平ではないでしょうか。自立と認定された人は、介護保険も使えなくなります。これは市の責任ではありませんが、国の大きな片手落ちの対応ではないかと思えます。これを指摘しておきます。

次の問題です。

介護保険に混乱をもたらした厚労省のやり方は許されないと思いますが、いかがでしょうか。厚労省のこのようなやり方では、国民の、市民の介護は守れないのではないのでしょうか。改定をするのであれば、地方自治体や介護関係者の意見をよく聞いて、時間をかけて検討していただきたいと考えます。混乱をもたらした厚労省に対して、二度とこんな無責任なやり方はやめてくださいと、地方自治体、介護関係者の意見として市長会を通じて国の方にしっかりと意見を述べていただき、市民を守る防波堤の役割を果たしていただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

かねて安井議員も海部南部広域事務組合の議員として御出席をされ、この問題については過去から取り上げていただいておりますが、今回の見直しの件につきましては、認定調査員等に対して見直しの内容について周知徹底が十分でなかったという反省は大いにあります。また、必要な準備期間というものが要るわけですが、そういったことも時間的な確保がされていなかったというようなことは、いかんともしがたい思いでございます。今後につきましては、研修等で厚生労働省の見直しの考え方、あるいは内容の周知徹底ということに対して、再度混乱を起こすことのないようにしていかなきゃならないというふうに思うわけでございます。見直しの際には、いわゆる利用者の立場に立った、私ども市町村の立場に立った形になって、十分に時間をいただいて事前の調整が必要だろうと思っている次第でございます。

しかしながら、正しく認定された方の給付削減はもちろんあってはならないわけござい

まずけれども、私どもも皆様の方にお示しをしておりますように、第4期の介護計画につきましては、この第4期というのは平成21年から向こう3年の介護計画でございますけれども、高齢化に伴う給付金額というものも推定値としては出しておるわけでございます。平成21年、今年度は約18億の給付金が必要となってまいります。22年は19億、そして23年には20億という形で、額、そして要支援、要介護の認定患者の方も大変多くなって来るわけでございます。そうした中においても、私どものこの介護計画の中の一番骨子は、やはり介護予防ということに対して全力を挙げていただきたいということをお願い申し上げまして、今後の見直しについては十分注意をしていくというふうに、また市長会等を通じて申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。

次に移ります。

厚労省は、ことしの10月から要介護認定の基準を再修正すると言っております。認定調査員が訪問して聞き取る基本調査のうち、43項目を見直すという大幅な修正と言われております。修正の基本部分について、御説明をいただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） お答えいたします。

今回、要介護度見直しに係る、先ほども申しました検証・検討会による検証の結果につきまして、新たな介護認定の方式による要介護度別の分布につきましては、中度、重度者の割合に大きな変化はないということがわかり、非該当者及び軽度者の方についての割合が増加していることがわかっております。これにつきましては、午前中に申しました弥富市の経過措置を利用された90名の方の内訳から見てもとれると思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、認定調査項目のうち、自治体等から質問・意見等が多く寄せられました項目等を中心といたしまして認定基準等の修正を行い、コンピューターによるシミュレーションや複数の自治体での検証をした結果、従来の要介護度の分布とほぼ等しくなることが明らかになったことから、これを受けまして市町村の調査員がより正確に判定できるよう、74の認定調査項目のうち43項目についてでございますが、これが今回の修正の基本と思っておりますけれども、日常の状態をより重視することにしたと認定基準の考え方の変更がございました。

例を申し上げますと、座った状態を1分間程度保てるかで身体状態をチェックしておった項目につきましては、10分間程度に変更いたしました。また、外出頻度を問う項目につきましても、対象期間を直近の3ヵ月から1ヵ月に短縮しまして、その間の状態に大きな変化がなかったかどうかを考慮するようになった状態でございます。

要介護度認定方法を再度見直すということで、厚生労働省の方からも8月7日付で通知がありまして、先ほど市長が申しましたように、今後は現場が混乱しないよう、ブロック単位での研修会の実施等を行って調査員等に周知を図った上で、この10月1日より新たな方法により要介護度認定を行うこととし、これに伴いまして経過措置についても9月末で廃止するという内容でございました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。

厚労省の見解では、要介護度の判定結果が極端に軽くなることはないと言っておりますが、先ほどお話にもありましたように、認定調査員の十分な研修をぜひやっていただきたいし、実際の運用でどのような判定が出るか、不透明な部分も現在の段階では多いと言われております。経過措置も終了するため、軽い判定が出れば利用できるサービスの削減にもつながります。介護認定が今後どのようなようになるのか、市としても介護関係者と協力をとりながら、市民が必要とする介護が安心して受けられますように御尽力をいただきたいと思っております。

次の問題です。介護保険利用料の減免制度についてでございます。

平成21年4月1日、保険料の減免の内規がつくられました。利用料減免は平成19年度10月1日施行でございますが、これと保険料の減免の収入基準について整合性を図るべきだと考えます。それと同時に、国の方が決めております境界層の該当者の問題とか、高額介護サービス費の問題とかがありますが、利用料を負担すると生活保護基準を下回る方への救済の仕組みも市としてきちんとつくっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） 安井議員の質問にお答えいたします。

介護保険のサービスを受けた場合は、保険対象サービス費用の9割につきましては保険で給付されております。残りの1割を利用者が負担することが原則となっておりますが、介護保険法第50条の中に、市町村は、特別な事情により1割負担が困難と認めた要介護者につきまして、保険給付率を9割を超え引き上げることができるとあります。特別な事情につきましては介護保険法施行規則に定められておりまして、弥富市におきましても、それに従いまして弥富市介護保険規則第10条の2の中の利用者負担割合の変更の中で、被保険者の方が震災、風水害等により被害を受けられた場合、また被保険者の世帯の生計を主として維持する者が死亡した場合等の変更給付割合を定めさせていただいております。さらに、内規を設けて、その他市長が必要と認めた方も定めさせていただきまして、住民税非課税世帯の1割負担の軽減に努めております。

そして、介護保険法の中では、利用者の1割負担に関しまして各種の利用負担軽減制度が

ございます。高額介護サービス費、高額介護予防サービス費がその一つです。要介護者や要支援者が1ヵ月に支払った1割の利用者負担額が所得区分ごとの負担限度額を超えた場合に、その超えた分が払い戻される制度です。

それから、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費制度がございます。これにつきましては、所得の低い方が施設サービス、短期入所サービスを利用した場合、食費なり居住費について負担限度額が定められておりまして、超えた分について補足給付される制度でございます。

さらにもう一つございますが、社会福祉法人等による負担軽減制度でございます。所得の低い方が社会福祉法人等の提供する介護サービスを受けられたとき、1割負担と食費、居住費について軽減されるものでございます。

そして、今年度から始まる制度でございますが、高額医療費合算介護サービス費、高額医療費合算介護予防サービス費というものが新たに制度が起こされました。各医療保険、国保なり、後期高齢、被用者保険における世帯の中で、1年間で医療及び介護保険の両制度の自己負担があります世帯を対象といたしますが、その自己負担額の合計が負担限度額を超えたときに、その超えた分が払い戻される制度が新しく起こされたものでございます。

今御説明しましたように、介護保険ではサービス利用者の負担が著しく高額とにならないよう、さまざまな制度が運用されておりますため、弥富市におけます利用料の減免につきましては、いましばらく現状どおりと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今、さまざまな減免について、あるからということでお話をいただきましたが、保険料の減免の内規がつくられまして、そのときは利用料について収入の整合性ということは検討されておられませんので、本当に利用料を払うのが厳しい方、いろんな立場の方がお見えになりますが、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

では、次の問題に移ります。

二つ目ですが、特定健診、がん検診などの健康診断についてでございます。

昨年4月から始まった特定健診、特定保健指導は国の医療費適正計画の中の事業で、2兆円の医療費削減対策として企画されたものであると言われております。市では健康増進計画、特定健診等実施計画、2008年から2012年度、生涯健康のまちづくりの中に盛り込まれております。

まず一つ目、特定健診、特定保健指導について質問をいたします。

本市の目標として、メタボリックシンドローム該当者予備軍を、2012年において2008年と比較して10%以上の減少率とする。国保加入者の特定健診受診率を2012年度65%を目指す。

国保加入者の特定保健指導について、2012年、対象者実施率を45%以上を目指す目標を掲げております。平成20年度特定健診受診率及び保健指導の実施状況はどのようになっていますでしょうか、御説明をいただきたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井議員の御質問にお答えいたします。

平成20年度から特定健康診査と特定保健指導が実施されたわけですが、その特定健康診査につきましては、国民健康保険の被保険者数7,427人に対して受診者数は2,313人、受診率といたしまして31.1%となりました。特定健診等の実施計画では30.7%を見込んでおりましたので、ほぼ計画どおりとなったものでございます。

特定保健指導につきましては集団的な講義形式で行いまして、この特定保健指導は、その指導期間が6ヵ月にわたる長期のものであります。実質34件指導を行いました、長期な実施期間によりまして、20年度と21年度にわたって継続的な指導をする方が多くあらわれまして、多くの方が21年度の実績に回ってしまいました。したがって、実質20年度は6件のみとなりました。34件行ったわけですが、この34件は全体の9.8%の実施率ということになります。事業計画は30%を見込んでおりましたので、これには遠く及びませんでした。平成21年度にはこの集団的な指導をやめまして、保健師による個別的な指導に切りかえました。これによりまして、その方々の実態に応じた指導に切りかえ、効果を上げたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。

特定健診の基本的な健診の項目を見ますと、便潜血が欠落しておりますし、眼底検査は、血糖、脂質、血圧、腹囲に異常値があり、医師が必要とする者しか認めない。これでは予防にはならないのではないのでしょうか。がんや心筋梗塞などは頭に置いていない内容ではないのでしょうか。平成20年度と21年度の検査項目に変化がございます。例えば眼科検診。視力、眼圧、眼底は昨年まではありましたが、21年度、今年度は検査項目に入っておりません。昨年なかった尿酸とか尿素、窒素、クレアチニンはことしは入っております。どこの、どのような判断で決められるのでしょうか。必要な健診は検査項目に入れるべきではないかと思ひますが、例えば眼科検診などは必要だと思ひますが、いかがでしょうか。お答えをお願いしたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） それではお答えいたします。

まず、特定健診というのは、生活習慣病を発見し、特定するというのが目的となってお

ります。それから、従来の基本健診は、疾病の早期発見・早期治療ということを目的にしております。その根本的な違いの中でそういった健診項目が変わってきているということをまず前提としてお答えいたします。

それから、特定健診の検査項目については、20年度については国の定めた特定健康診査の中の基本的な項目としてそれが定まっておりますが、それからもう一つ、医師の判断による詳細な健診ということでも行っております。昨年度、20年度は制度の初年度ということもあり、過去の実績に基づいた詳細な健診はありませんでした、データがありませんでしたので。21年度においては、魅力的な健診とするため、海部医師会と相談の上、医師の判断で行う詳細な健診、貧血検査とか心電図検査でございますが、このような健診をすべての人に行う追加的な健診とし、さらに腎機能検査も導入しました。また、後期高齢者健診については、平成20年度においては生活習慣病の治療中及び投薬中の方については健診できなかったのですが、21年度については、愛知県の後期高齢者医療広域連合での担当課長会議で協議をし、投薬中の方や治療中の方も健診を受けることにさせていただきました。

それから、眼底検査につきましては、恐らく海南病院のことを言われてみえると思います。これにつきましては、20年度まで、制度の開始初年度ということで、従来の基本健診、要するに早期発見・早期治療という基本健診や人間ドックに倣い、すべての特定健診受診者に眼底検査を実施してまいりましたが、従来からの海南病院の行う疾病の早期発見・早期治療を目的とした人間ドックについては、現在もすべての人間ドック受診者に眼底検査が実施されております。しかしながら、生活習慣病やその予備軍を発見して特定することを目的とした特定健診では、眼底検査は、その特定健診の位置づけが医師の判断による詳細な健診項目ということでありますので、21年度については、海南病院の大量とも言える健診受診者の中から選別することが困難ということになりましたので、21年度については海南病院の特定健診において眼底検査を実施しておりません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 眼底検査、眼科検診につきましては、例えば海部郡の医師会が必要と認められれば行えるものかどうか、この点についてだけお尋ねいたします。

それから次の問題ですが、先ほど御説明がございましたが、特定健診の保健指導はどのように行われているのか。以前のお話では民間に委託して行うとお聞きしましたが、実際にはどのように行われたのか。それから、今年度からは個別に保健師さんが指導をして行うというお話でございましたが、その点についてもう少し御説明をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 今、眼科検診を医師会で相談すればできるかということがまず第1にありました。

まず、特定健康診査というのは内科のお医者さんで健診するわけですが、市内のお医者さんの中で眼底検査ができる器械をお持ちの医療機関はごく限られております。ですから、眼底検査を同時実施するという事は難しいと考えております。現在、医師の判断による詳細な健診というのは、お医者様が、この方は詳細な健診が要りますから眼底検査をお願いしますということで、依頼せんという指導せんみたいなものをその受診者にお渡しして、その指導せんを持って眼科医さんの方に行って検査をしてもらってくるというような方法を海部地域ではとっております。ですから、一律にやるということがなかなか難しいような状況にあります。

それから、特定保健指導の状況でございますが、初めてのことでしたので、私ども特定保健指導のノウハウがございません。先進的な保健指導は、愛知県健康づくり振興事業団というのがありまして、ここの指導者の方というのは、国でいう特定健診を指導するくらいの立場の土田先生という方が見えますが、その方が見えるということで、ここに委託したものでございます。しかしながら、集団的に行うということは時間的な制約ということが多くありまして、御本人様方の都合に合わないということが過去にたくさんありまして、去年は実質そういったもので受診率が伸びてこなかったというのが現状でございます。こういうことから、私ども保健師と相談しまして、皆様方の都合に合わせた、こちらの方に来るもよし、それから御自宅に伺うもよし、その方々の都合により、大体保健指導は2時間ぐらいかかるんですが、そちらの方で随時やっていくと。早いものからどんどん指導に移っていくというようなことで成果を上げていこうとするものであります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 地域の実態をよく御存じの保健師さんが個別に指導していただける、これは大変いいことだと思いますが、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

最後でございますが、がん検診などの健康診断についての質問です。

各種がん検診等の受診定員が、平成21年度は20年度と比較しますと減っております。その理由について御説明をいただきたいと思います。

それから、生涯健康のまちづくりでは、がん検診は現状は平均受診率が9.8%、2012年には20%以上の方向となっております。今年度、がん検診は約12%定員が減っております。今、死亡原因の3人に1人はがんだと言われております。早期発見・早期治療にはがん検診が欠かせません。住民の健康を守るためにも、がん検診の定数をぜひふやしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） それではお答えします。

がん検診の定員につきましては、20年度の申込状況を見ながら21年度の定員を設けました。

希望者が多い女性のがん検診と、30代健康診査、脳ドックを増員させていただいたためでございます。女性のがん検診につきましては、今年度、個別検診に加え集団検診も取り入れ、増員して行っておりますが、さらにことし5月の国の緊急経済対策による補正予算により、一定年齢に達した対象者の方が無料で行っていただけるということになりまして、本市としましても来月から年度末にかけて行う予定ですが、延べ3,000人ぐらいの方に受診していただけるのではないかと考えております。

なお、今年度の個別検診の申込状況につきましては、受け付け期間を6月1日から9月30日までとしておりますが、現在、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診がまだ定員に達していない状況であります。来年度につきましては、このような状況を踏まえ、定員設定を考えていきたいと思っております。

それから、健康増進計画の受診率20%以上へということでございますが、この数値につきましては大変重いものだと考えております。目標が達成できますよう、努力させていただきます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。

9月4日の毎日新聞でございますが、人間ドック学会の報告が出ておりました。主に職場の保険組合の方を対象にした調査でございますが、健康な人の割合が10人に1人を切っている。ちょうど調査を始めた84年当時は29.8%、それから3分の1。健康である人の数が大変減っているという記事が出ておりました。それで、弥富市でもずうっと人間ドックとか健康診断、それからがん検診など続けていただいておりますので、健康な人の割合、精密検査を受けなければいけなくなった人の割合の統計をやっていただいているかどうか、ちょっと時間の関係でお聞きできませんが、やはりきちんとしたデータをとっていただきまして、住民の健康をいかに守っていくか、全般的ないろんなことを考えながら進めていただきたいと思いますし、私たちも協力をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） 今回は衆議院議員の選挙がありました。これにつきまして、市民の方が自民党に票を入れていただきまして、心よりお礼を申し上げます。また、今後、民主党が政権をとって、子育てで月2万6,000円ということとか、それから年金が月7万円の保障、太陽光発電の補助金を3分の1をとということで、いい政策ができましたので、これが正しい政権でありますことを願って一般質問に入ります。

年4回の定例議会を2回にしたかどうかということでございますが、これは三重県議会の野呂知事が提案を議会にされて2回になったんですけれども、弥富市の市長として、経費の

削減とかいろんなものを考えての考え方を一遍お聞かせいただきたい。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

一つの考え方としては御理解させていただくわけでございますけれども、私ども地方自治体というのは、大きな仕事としては条例を定めたり、あるいはそれを改正させていただいたり、要領・要綱というものをお示しさせていただくということにおいて、大変大事な行政の役割があるというふうに思っております。また、こういったことにつきましては議会の議決案件でもございますので、そうした中においては速やかに議会の方に御承認をいただくということがとても大事じゃないかと思っております。そういった意味におきまして、今現在、年4回という形での定例会は妥当な回数であると考えておりますし、特に最近では、国の制度といったことがスピードを持って変更があるわけでございます。そうしたことに対して速やかに変更を実施していくことが、市民の負託にもこたえていく、あるいは市民の行政サービスという形で答えを出していくということに対して非常に大事だと思っております。時には臨時議会を招集させていただくというようなこともあるわけでございますので、私としては年4回というのは妥当であろうというふうに考えるところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 三重県の知事は、みずから議会に提案をして、その中で可決をされて年2回ということになったわけね。それはなぜかということ、三重県は約200万人近くの県民の方が見えますが、そういう中で地域の安全性、あるいは福祉のことを、職員が行政の中で聞くだけじゃなくて、縁を回ったり、いろんなところのチェックをしたり、そういうことをするために経費削減ということでは言われたわけですね。

今回、市長も御存じのように、障害者雇用促進法というのがこの4月1日からできまして、301人以上は1.8が改正をされて、この4月からは101人から1.8ということだから、弥富市に障害者の方が何人、今雇用されておるのか聞きます。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

今、突然のことで資料がございませんので、調べて、回答できれば回答させていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 法律は、もう4月1日から施行されておるんだね。だから、あなたたちが知らんということはないんだね。実際に弥富市でも300人近くの人がおるから、少なくとも7人や8人の障害者の方が弥富市の中で働くようなことをしなきゃいかんわけね。こ

ういうのもなしであって、改革は何だといったらまちづくりというのは、障害があった方でも、そしてまたお金がない方でもある方でも、お互いに助け合うということが大事なことだね。こういうことを含めて年4回のやつを2回にして、できたら、今、議会活動の報酬は月40万ですから、そこ中の10万を政務調査費、議会活動というふうにすれば、議会で本当に活動してみえる方は10万円入るから40万になるわけだけど、全くせんというふうになると、年間2,160万円ぐらいのあれになるわけね。それから市の方でも、定例議会に出席しないということになれば職員もいろんなところのクリアができたり、あるいはマーカーをつけたりということができるとはすけれども、この辺については市長が言われるのか担当者なのか、お聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今の大原議員の御質問でございますけれども、月額40万、弥富市議会議員の報酬でございますが、それを30万にして、月額最高10万円を政務調査費という形でつけていったらどうかという御質問でございます。

財政が大変厳しい時代であることは、私ども、そして議員の皆様も十分御認識をいただいております。地方自治法の規定によりまして、報酬と政務調査費というのは明確に区分されておるわけでございまして、報酬は支給していかねばならない。そして、その額、支給方法については条例で定めるところであるというふうに、報酬については規定がされております。また、政務調査費につきましては、条例の定めるところにより交付することができるということでございます。いわゆる条例で定める支給額というものについては報酬であるわけでございますが、政務調査費は交付額でございまして、別々に検討する必要があるかというふうにまず御認識をいただきたいと思っております。

そして報酬の額でございますが、議員御承知のとおり、平成19年7月に開催をさせていただきました特別職報酬等審議会の答申を私どもは受けまして、それを尊重し、同年9月に条例改正案を提案し、議会で可決していただいたところでございます。県内各市の支給額から見ても、私ども弥富市議会議員の報酬は妥当な額と考えておるところでございます。

そして、政務調査費についての私の考え方でございますけれども、近年、全国的にはその用途、あるいは交付額が社会的な問題にもなっているところでございます。議員も御承知のとおりでございます。そのため額を引き下げたり、廃止をしているというような市も見受けられるわけでございます。そうした状況を踏まえまして、私といたしましては議員報酬を削減し、その分を政務調査費に充てるという考え方は持っておりません。そうした中で御理解を賜りたいと思っております。また、必要な経費等につきましては、やはり報酬の中から活動費として生み出していきたいと考えておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 先ほどの民生部長が答弁いたしました障害者雇用促進法の関係でございます。これは、私もすぐ思い浮かばなくて申しわけありませんでした。

市の職員といたしまして、教育委員会部局1名、市長部局2名の3名でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 片方で国の制度で障害者雇用促進法という法律ができておって、こっちの方はいいよと。議員の方のやつは、こうやって地方自治法で決まっておるから報酬はこういうふうだよと。これでは、市民が聞いておったってちょっと難しい考え方が出ると思うんだわね。職員でもそうですけれども、戦後これは2回目だと思いますけれども、今度約2.4%下がるはずですね。そうなってくると、大体四、五年で30万から50万ぐらいの方が月額安くなっておるはずですね。これが今度また下がることによって七、八十万ということになったり、それから社会保険についても、市だから社会保険ね。私もそうですけど、会社がね。こういう方については7.5%ということで、月に大体8,000円ぐらいになります。それからもう一つは、民主党が言っている年金の7万円保障ということになると、今、自営業の人で大体月に30万の方では年金は1万4,800円ぐらいだと思っていますけれども、これが今度は7万円保障することによって月3万800円ぐらいになりますが、こういうことは間違いありますか、間違いはないですか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 大体そのくらいだと。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） ということは、自営業、零細企業の方にはかなりの負担があるわけね。我々議会は40万、報酬がね。これは正当なものだと市長が言われれば言われたとおりでもいいですけれども、私ももらっておる方ですから。社会的にそういうふうになってきたときには、議会もその分の提案をして、できたら下げると。

電気料金についても、これからは太陽光発電というのがあって、電気は、市長も御存じだと思いますけど3段階ありますね。1ワットアワーから200ワットアワーまでが17円05銭というふうになって、201ワットから300ワットまでは22円5銭ぐらいだったかな。それから、それ以上を超えたものについては、301からは22円80銭ぐらいになります。こういうふうになって、電気料金もかなりの分が高くなります。高くなるというのは、太陽光発電になったりして、この辺は中電ですね。中電が、電気を1キロワットアワー50円で買うわけね。こうなってくると、その負担というのは、一般家庭で1年間に使う電気料金が約7万8,000円ぐらいですね。これが今度は33万ぐらいになるという計算になりますけど、こういうのは間違

いないですか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） すみません。電気料の関係ですが、ちょっと資料が手元にないものですから、またわかり次第答弁させていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今質問しておるのは、市民税の負担が多いから、できるだけ少なくするための、通告でこういう話が出ることは知っていたわけね。だから、あなたたちが教えてくれと言われれば私は教えんということはありませんから、この紙を上げて、ここに書いてありますから、このまま答弁してもらっても結構ですけれども、やっぱり電気というのは、市長も言われるように環境に優しい。片方では優しくて、市民税とかそういう払う分は逆メリットが出ちゃうわけね。そういうのを含めてしないと、今言ったように、職員がわからんということ、暇がないからわからんわけね。もっと余裕時間を与えてあげて、8時間のところを6時間でいいよと。あとの2時間は自分たちのクリアをして、市民に安全対策をどうするんだということをやっていたら、もっとこういうことが答弁でもずっとわかると思うんだわね。聞く方がよく知っておって答える方が知らんでは、これは一般質問にはならんと思うんだね。この辺のところをやっぱり市長としては、職員が300人近くおる中で、私は社長ですからというけど。社長ですから、社長に聞いてもらえば、大体ガスのことについては従業員には全部説明させますけれども、市長の場合は職員の代表者だから、これがよう答えんということについて市長はどう思ってみえますか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大変、大原議員の御質問は難しいもんですからお答えしづらいんですけども、定例会におけます一般質問というのは、私どもと議会とのお約束事の中で、事前に質問については通告をしていただくということになっております。関連質問とはいえ、細部にわたりますところまで私ども職員が即座に回答することは少し難しい面もあるかと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、毎日の業務におきまして、職員はそれぞれの所管の中で市民の負託、あるいは市民のサービスという形で一生懸命仕事をさせていただいております。決して余裕がないわけではございませんけれども、そんな中で日々努力しておりますことも御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうしたら聞きますけれども、今、全国で生活保護者は約170万人いますけれども、弥富市は今何人ですか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 弥富市の生活保護世帯は、9月1日現在で126世帯でございます。延べ人数は170名ぐらいに上るかと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 母子家庭は何人ですか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 約500人ぐらいです。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 母子家庭は、かなりの分が毎年毎年ふえていっておるはずですね。下手すると、150人ぐらいずつふえていくような格好に今はなっておるわけね。だから、これから生活保護にしても、今、市長の言う170人じゃなくて、200人ぐらいの方が、この10月以後になってくると、かなりの企業にとって保険とかこういうものにあって、だんだんやっていけなくなる。

それから、この辺では中電の場合は火力発電が多いもんだから、なかなかCO<sub>2</sub>は削減できんけれども、原子力発電だと大体16%から22%ぐらいの二酸化炭素がなくなるわけね。こういうのも含めて、だんだんこうやって温暖化やいろいろなものになってくると、そういうものが出てくることによって、もう日本で製品をつくると赤字になっちゃうから、海外へみんなどんどん行っちゃうと。新聞にもそう書いてあったけれども、弥富市は弥富市の中でどういうふうに地方分権としてそういうのをやっていくかということは、市長が考えればいいことなんだ。地方自治法やそんなことじゃなくて、弥富市の中の考え方を聞かせて、弥富市の中でまちづくりをつくらなきゃいかんと思うんだね。そういう点については市長は、まちづくりとか、何々づくりということとか、市民参加というふうになっておりますが、市民参加というのは市民の発言があって市民参加になるわけね。一方的に市長が来て、どこどこで21分あいさつしたって、これはなかなか市民参加にはなりません。この辺については、市民参加というのはどういう意味で市民参加か、一遍お聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

この問題につきましては6月議会でも御質問を受けた経緯がございますけれども、私としては市民参加というのは、市民の、さまざまな行政の推進に際して正しい意見をちょうだいするという中で、一緒になって、協働の精神で物事を進めていくということに基本を考えておる次第でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市民参加というのは、今市長の言われるとおりだと思いますね。そういうことについては、やっぱり市民が今は本当に苦しい。住宅もなくて、障害者について

も雇用していただくところもなし。また、老人の方についても老人施設もない、グループホームもないということね。他町村に行って保護してもらわないかん。そうでなくて、弥富市に住んでいるなら弥富市の人で見てあげるといふうになれば、年配者にしても、きょう新聞紙上に中山さんのところの人が載っておったね。そういうふうで、私らも一々新聞については目を通しながら、市長はどういうふうにやってみえるんだとか、弥富からどういう選手が出ておるのかということをチェックする。それは、本当に弥富市の方が公平で、市長が面倒を見てきちっとやってくれるから、子供さんだって高校へ行ったり、あるいは大学へ行ったりということとか、それから子育てについても、赤ちゃんを産んでも住宅がないがやと。これでは子育てをしておたってできんわけね、住む家がないから。お金をいただいても住む家がなかったら何にもならんわけね。だから、そういうのについても、やっぱり財政を切り詰めて、そして前も言ったように市営住宅をつくるとかいうふうにして、できたら地域の人々が地域に住めるようにせな、今では名古屋市まで行かんことには住宅がないとか、どこの市まで行かな、ないということが多いですから、こういうのを市民の声として一般質問としてやらせていただいておりますから、市長として、地方自治法でこういうふうに決まっていたから、提案については、これは妥当な給料だとか報酬だとか言われるなら、先ほど言った、何遍も言うけれども、障害者の方がたった3人だと。少なくとも七、八人は弥富市としては雇わなきゃいかんことになっておる。この法律はどうなっていますか。国の法律は破っても、地方自治法というのは破ってもいいですか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 障害者雇用促進法については、極力その法律に沿って進めておる状況の中での結果でございますので、よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私の聞いておるのは、地方自治は地方自治法、団体になっておるわけね。片方は、国の制度で法的に保護されておるわけね。その違いというのは、片方で地方自治の方は破っても、国の法律も片方で守らないと。地方自治の方は、給料とかこういうやつについては妥当だから守りますということになっておりますから、ここの違いはどういうふうですかということ。国の方の法律は雇用促進法があって、今、101人からは1.8人以上じゃなきゃいかんということになっております。間違っておったら間違っておると言ってくださいね。そういうふうになっておりますから、それを守らずに片方で3人しか雇わないと。弥富市だと大体300人近くいるんだから、少なくとも七、八人の方は雇用しなきゃいかんことになっているんだね。それが3人ということは、片方の国の法律は破っておいても、地方自治法の地方公共団体の方については、議員の報酬は妥当だといふうな違いというのがあったら教えていただきたい。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 今の件についてお答えさせていただきます。

地方公共団体、民間も含めてでございますが、障害者の雇用の達成率をカウントするとき、重度障害者につきましては2とカウントすることが書いてございます。ですから、うちは3人と申しましたが、その中に重度障害者の方も入ってみえます。したがって、国の示す率を数字的にはクリアしているというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、3人ということじゃないというわけね。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 一人一人の数としては3人でございますが、重度障害者につきましては1人を2として勘定できるということで計5人というふうに、数字のマジックみたいな形になりますが、そういうふうな形になっておるといふふうに解釈しています。

18番（大原 功君） 3人だったら2人足らなくなるね。

総務課長（佐藤勝義君） それは、3人の中に重度障害者の方がお2人お見えになりまして、その方は1人で2として勘定できるということになりますと、実人数は3人でございますが、制度上、それを5人としてカウントできると。法律上のことでございます。そういうことで、実人数は3人だけど、法律上の数字として5人にカウントできるという形でやっているところでございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 職員は何人ですか、今。パートの人も含めて。何人でやって、1.8の計算でできますか。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 今、私の方でパートの人数まではちょっと掌握しておりません。それで、その比率を算定する上においてはあくまでも正職員の中で、さらに特殊な保健師とかを抜いた数字で、あと教育委員会の部局と市長部局をそれぞれ別の組織と考えまして、それぞれ大原議員がおっしゃられますような率をクリアしているかどうかということを決まりがあります。それで、議員がおっしゃられている人数はクリアしておるといふことでございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） わかったような、わからんところもあるけれども、パートの人は別個、また学校の方は別個というふうに考えると、実際に弥富市がお金を払っているんだから、全体的な計算にしないといかんと思うけど。私の考えだよ。パートの人だって弥富市の税金で支払っているんだから、それはみんなその中の人数として、雇用保険も全部使えるよ

うに今はなっていますから、入れるようになっていきますから、全体的に計算をしないと、こっちは人は全部して、こっちは人はこういうふうと、いいところだけはこういうふうだよとなっちゃってはちょっと考え方が私と、市長も先ほど難しい質問だと言われるけれども、私は中卒ですから市長と違って頭が悪いから聞くんですけれども、こういうことをやっぱりこれからはクリアをしていただくようにしないと。これについてはもういいから、次に入ります。わからんことを聞いておたつて全然進まんから。

国民健康保険の税率について、今、市は資産割と所得割をしておるわけですね。資産割については、固定資産税で1回税金を取ったんだから、資産割はなしにしたらどうですか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 大原議員への御説明を加える前に、先ほどの母子家庭のことをちょっと訂正させてください。

500人と言いましたが、19年度で662人であります。17年度が614人ですので、ほぼ横ばいに動いています。

今度は国民健康保険のことで御説明させていただきます。今の現状ということをまず御説明させていただきます。

国民健康保険税の資産割、要するに税の賦課ということなんですが、地方税法では国民健康保険税の課税の区分として三つの方法を定めています。弥富市の場合、国民健康保険税の区分は、所得割、資産割、1人当たりの均等割と1世帯当たりの平等割ということから成っておりますが、そのほかもう一つの方法では、資産割をなくして所得割、それから1人当たりの均等割、世帯当たりの平等割という課税の方法と、あと一つ、1人当たりの均等割と所得割のみ課税する方法があります。この所得割と1人当たりの均等割のみという方法は、名古屋市や後期高齢者医療制度の方がこの方法をとっておるわけであります。

愛知県内の市町村を見てみますと、主に弥富市のように資産割を賦課の合計の中に入れ込んで賦課している市町村も多くありますが、かといって資産割をなくしている市町村、これは市町村と言いましたが町村はありません。すべてが市ですが、7市あります。御質問の資産割については、資産割は固定資産税にかけるんですけれども、この固定資産税の段階において、小規模な宅地であったり、居住用の建物であったりといったところについて特例がありまして、既に固定資産税の段階で小規模住宅、あるいは住宅用地といったところで3分の1になつたり6分の1になつたりといった特例を受けておりますので、固定資産税そのものが安くなっているような状況になっております。それに税率をかけるものですから、必然的に国民健康保険税も安くなっているわけですが、19年度まででございますが、資産割の税率については、医療分と、介護分と、あわせて固定資産税額の40%を国民健康保険の税額の中に資産割として入れておりました。20年度から後期高齢者支援金ということで制度が変わり

まして、これにあわせて区分の配分も変わりました。固定資産税額の従来40%であったものを25%ということで、大幅にその割を引き下げたものであります。今後も状況を見きわめて、税率改正のときには総合的に検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、今言う資産割と所得割と人口割と世帯数といった四つですと、例えば賃貸住宅に住んでみえる人は資産割はないと思うんだけど、ありますか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 賃貸住宅にお住まいの方は、資産割はございません。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、もう固定資産税で税金を取っているんだから、例えば180平米以下か65坪ぐらいの方についてはもう資産割をなしにしてやる方法とか、今言ったようにどこかでやっているというから、よその地域がやっておれば、弥富市だってできんことはないと思うんだね。そういうのを、いいところをなぜ早くまねをせずに、今あなたがそういう報告だけしたのか、この辺のところをちょっと聞きたい。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私の方からお答えをさせていただきます。

資産割の件でございますが、今私どもとしては、この資産割の比率をなくしていくということになると、大変な不況下における安定的な財源を確保することができないというふうに考えるわけでございます。といいますのは、100年に1度というような不況下でございます。所得が伸びていないわけでございます。資産割をなくした場合は所得割の方に依存せざるを得ないというような状況にもなってくるわけでございますので、そういった中では国保における一つの大きな財源としてはますます必要になってくるであろうというふうに思っております。

今、私どもといたしましては応能・応益という形で行っておりますけれども、資産割に対しては固定資産税の17%という形で税をかけさせていただいております。また、所得割におきましては3.3%という形でございます。こういった比率の中で変更せざるを得ない、そして国保の安定的な運営をせざるを得ないという状況でございますので、十分御理解も賜りたいと思います。国保運営が大変厳しい状況にあることは、議員も御承知のとおりでございます。少子・高齢化という中で高齢者に対するセーフティーネットというような意味においても、資産割をなくすわけにはいかないと考えている次第でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、弥富市は財源が厳しいと言うんですけれども、海部郡の中では飛島と弥富だけが湾岸を持っておりますね。そして、バースを持っておるわけね。大体、年にとん税とかそういうのが1億5,000万ぐらい。そして、第3バースができると大体4億ぐらい入るような予定であると思いますね。これについては、弥富市がバースをお金を出してつくるわけでも何でもなし、それから企業融資についても、かなりの企業の方に固定資産税をまけておるから、この分をいただければ、資産割みたいなものは大した金額でもないし、市長が市民に豊かな生活をさせようと思ったら簡単にできると思うけれども、その金額については違っておるか違ってないかお聞きしますから、担当者の方でも市長でもいいから、幾ら企業に税金をまけているのか。それから、とん税は幾らあるんですか。その合計は幾らですか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

通告にない質問が大変多いので、少し困惑するわけでございます。通告に従いまして、私どもは所管の担当が来ている次第でございまして……。

〔発言する者あり〕

市長（服部彰文君） 私の方からお答えさせていただきます。

とん譲与税でございますけれども、この10月には第3バースの起工式を行うことが決定しております。国土交通省の御尽力に対して、また先人の皆様の御尽力、あるいは関係者の皆さんの御尽力に対して心から敬意と感謝をするわけでございますが、現状では平成20年度では1億5,000万弱でございまして、先ほど議員がおっしゃる4億には相当遠い将来としか思えないわけでございます。しかしながら、ことしから金城ふ頭におけるコンテナをすべて私ども鍋田ふ頭の方で取り扱いをさせていただくことも決まりました。そうした中で、大変厳しい世界じゅうの経済状況ではございますけれども、このとん譲与税に対する期待値は非常に大きいものがあるということ申し上げておきます。

それから、固定資産税の減免の企業誘致でございますけれども、これは平成22年が私ども最大のピークになろうかというふうに考えているところでございます。その額はおよそ4億というふうに私は理解しているところでございます。もし間違っておりましたら後ほど訂正させていただきますけれども、4億ほどでございます。これを一つクリアすれば少し財政的には楽になるわけでございますけれども、一方、法人税の減額というようなことも当然この不況下の中ではあるわけでございます。そうした中では、そんな勢いよく私どもの市税全体が大きく伸びるということは到底考えられないわけでございます。これからも自主財源の確保と同時に、無駄遣いをしていかないという徹底的なコスト意識を持っていかなきゃならないというふうに考えている次第でございまして、以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 2バースで大体1億5,000万ぐらいじゃないですか。そうすると、3バースできるからもっと上がると思うんだけど、今までだと2バース、今度3バースになるから、かなりの貿易が、今は飛行機より船の方が安いということで、多分進むというふうにも聞いております。

生活が今本当に苦しいというのは、先ほども言ったように、いわゆる零細企業をやっている人が、月30万の所得のない人が30万800円も払っておいたら、とてもじゃないけど生活ができないようになってっちゃうね。市の場合とか我々会社の場合は半分負担をするからまだいいけれども、あの方たちは全く全額出さないかんだ。そうするとなかなか、さっき言った電気料金にしても基準があるので、やっぱり早くフォローをしてあげる。病気になってからお医者さんにかかるんじゃなくて、さっきも言われたけど、健康診断やそういうものを早く、一步一步進みながら、急に病気をすれば医療費だってようけかかります。だから、毎月毎月、毎年毎年、きちっとコンスタントに見てやれるようなことをしていくためには、やっぱり生活がえらいからなかなか病院に行けない。行けないから、もう重病になってから行ったら、それこそ何百万、何十万と取られるようになってっちゃうわけね。こういうことも市長としてもやっていくと、皆さんはみんな市長の子供さんと思っていただければいいんだから、市長は子供のためだったらやってあげてください、これからね。

これで2番目が済みまして、3番目は開発部長、6月議会の中では、工事費が上がったときには再度検討させてもらうという話だったけれども、これについては恐らく私の感じでは、そういう相談のあったときには、例えば30年間返還の場合は金額的には157円50銭でいいんだけど、これが償還期間が延びれば、金額はそのまま年数だけ延びるという計算とと思っていいのか、思っていないのか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの大原議員の御質問でございますが、私どもがさきの議会において使用料157円50銭というのを決めさせていただいたと。これは、今の事業計画の中にもたれての話でございます。これについては、実質それが延びるか延びないかということでございますが、事業の延び云々も影響がなきにしもあらずかもわかりませんが、私どもの試算において、今、ここの中で市内全域を網羅するこの公共下水道事業に対してやっておるわけございまして、これはそのままの料金で行けるといふふうに私どもは踏んでおりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 6月に事業費が駅の方だと大体このくらいかかるよということをやったら、あなたが、工事費が高くなったときにはもう一遍議会と相談をしようと思ったから、

そうなると30年償還やら35年で157円50銭をやらないと、上がったからそこで180円とか190円になったらいかんから私は聞いておるわけね。

それからもう1点は、今、流域下水を進めておるわけね。進めていくと水路には水がなくなっちゃうわけね、これから。大体、天水だけだからね。そうすると、弥富市の金魚というのは有名だから、水路に泳ぐことができないけれども、こういうのに対してはどういうふうな、木曾川の水を入れて水路を補完するのか、火災に遭ったときのために水を張っておくのか、この辺の2点を聞きます。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ちょっと私の方の答弁が交錯しておれば御訂正をさせていただきたいんですが、さきの議会の中でもお話ししましたように、事業費的には私は今の中で行けると。たまたま期間が延びていくとかいうようなことが出てくれば、また大幅な事業費的な伸びが予想される場合につきましては、やはりその都度の財政計画の見直しといったことも実施していかなくちゃいかん。そうした場合については、議会の皆様方にもお諮りをして対応していきたいというふうに申し上げたという記憶でありますが、ただ言葉足らずの点があったら御容赦をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、今の市街化区域の中において公共下水が完備されれば、雨水のみだと、あとは干上がってしまうからどうするんだという話でございますが、現実問題としまして、今現在も木曾川用水の方から市街化区域の方には一部水を入れております。これは、市街化区域内での金魚養殖、また水田の水稻の栽培といった中で期間的には水を入れておるわけでございますが、すべてそういった水路が完全に干上がることを想定するということになりますと、やはりこれは収穫期以降、冬場ということになってこようかと思えます。今の防火面だとか、そういったもろもろのことに関しましては、市街化の中におけます消火栓の管理といった中での対応となってこようかと思えますが、ここの水路につきましては、ある程度の水位的なものは、この冬場ぐらいまでの間は、中には枯れるときもあろうかと思えますが、そういったことの中での動きが出てくるだろうというふうに私は思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今あなたが言われたように、金魚とかそういうやつはパイプラインとかいろんなもので中に入れていいんだけど、水路の中は天水だけだから、そういう中で枯れたりなんかして、今あなたも言われたように、冬場に水がなければ、当然冬というのは火災も多い時期だから、こういうときに対して水路の中にある一定の水を張ってあげるか張ってあげないかということを知りたいと聞いただけで、そんなことは考えていないよと言えばそれでいいよ、別に。それだけのこと。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） この水につきましては、やはりこれも木曾川用水との兼ね合い等もございますので、そういった清流を流すことに関しては、そういった機関とも一度お話をさせていただきたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 1時間半近くなりましたので、ここで暫時休憩をいたします。2時40分に再開いたします。

~~~~~

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に小坂井実議員、お願いします。

4番（小坂井 実君） 4番 小坂井でございます。

一般質問、通告を少し順番を変えていただきたいと思います。アイウエとありますところの2番目と3番目、イとウをすみませんが順番を、どうも質問の流れといたしましてその方がいいかと思ひまして、変更をお願いいたします。

それでは本題に入ります。

弥富市の地域防災計画についてでございます。

おととい、弥富市の総合防災訓練が実施をされました。伊勢湾台風から50年、半世紀がたったわけでございます。あの当時は私が小学校5年生、10歳でございました。そして私が今還暦を迎えましたので、やはり50年たったなあと感慨深く思っております。本当にあのときをきのうのこのように思い出すわけございまして、あのときの子供心に恐ろしかったことは本当に忘れることはできません。そして、恐ろしいだけではなくて、多くの皆様がそのときに命を失われた。本当に悲しい目に遭われた御家族もこの中にもあるかもわかりませんが、そしてことし金婚式を迎えられます方は、やはり伊勢湾台風の年に結婚をされた。そういう50年でございます。あの災害を二度と繰り返さないためにも、弥富市の防災訓練、皆様、大変御熱心に実施をされて、役員として出られた方も中にはたくさん見えたと思ひます。大変暑い日ございまして、炎天下で防災訓練を受けて、また実施されておられた方に本当に後で申しわけなく思ひました。終わりました最後に教育長が、これで終わりますと言われたときに、市の職員の皆様もテントの中でも立っただけじゃありません。私は反省をいたしました。うちを出るときによそへ寄ってきまして、あんたらはテントの中で座っておるだけやろうと。確かにそのとおりで、座っておりました。大変申しわけなく思ひました。来年ございましたら、たとえテントの中でも起立をいたして迎えたいと思ひて反省をいたし

ております。

それでは本題に入ります。

ことしの3月に弥富市より、市役所の方の発行ということでございましたが、弥富市地域防災計画という、このような厚い立派な本をいただきました。総ページ数348ページ、本の厚みが19ミリでございます。そして、弥富市防災会議、発行が弥富市でございますが、内容はどうも県がつくられて、弥富市の名前で発行されたと。中を見てみますと、この中は災害が起きた後の対応がほとんどでございます。防災と名はついておりますけど、災害を少しでも小さくしようという計画と思ってもよろしいかと思いますが、その中の300ページに、最初にこの質問項目に書きました重要水防箇所というところが載っております。その中には木曾川の左岸堤の、前にも質問したことがあると思いますが、漏水箇所が載っております。

少し取り上げますと、漏水箇所が3カ所、五明町、川平から愛西市森川町までが1,110メートル。それから、弥富市小島町下新田から五明町、川平までが1,480メートル。そして、前に取り上げました小島町下新田、これは少し対策がなされたということのを伺いましたが、これは漏水、水が漏れておると。これが80メートルでございます。漏水など本当を言ったらもってのほかでございます。もしかしたら堤防の中は千畳敷で大きな穴になっておるかもわかりません。その点は調べてあるかどうかわかりませんが、どの程度の漏水かわかりません。どうも県の方の調査でございますので、弥富市の方にしっかりした内容が伝わっておるかどうかわかりませんが、もちろん漏水なんてとんでもない話でございます。

それから、木曾岬町加路戸から弥富市小島町850メートルは堤防高が不足と。つまり、木曾川グラウンドの辺が堤防の高さが足りないということが書いてございます。それから、五明町内、川平外から愛西市立田町松田までは堤防の断面が足りないと書いてある。それが3,110メートル。断面が足りないということは堤防が細いということなんです。細くて低いのか、平たくて低いのか、何しろ断面が足りない。バームクーヘンがようかんぐらいの太さしかないかもわからない。これももってのほかだと思っんですがね。

あとは工作物。近鉄あるいはJRの工作物のところも、これが障害になって重要な水防箇所であるというふうに載っております。

それから、私、水防議員を仰せつかっておりますので、水防組合の方からもこのような冊子をいただいておりますが、この中には弥富市だけにとどまらず、愛西市がかなり載っております。そこも、ほとんどが漏水箇所でございます。町内は言いませんが、1,560メートルと1,110メートル、1,390メートル、1,150メートル、160メートル、680メートル、200メートル、40メートル、70メートル。これを足したら半分はどこかで漏れておると、幾ら愛西市が長くても。

そのような現状であるということ念頭に置いて、木曾川は1級河川でございますので、

弥富市独自ではさわれないことはよくわかっております。しかし、木曾岬は見上げるようなスーパー堤防をつくってまいりました。そして、ここから愛知県ですよ、弥富市ですよということで、ぶつっと切れておる。そして、それから堤防が低いと。木曾川グラウンドを堤防より高うしちゃったらいかんがね。低かったら、それぐらいの覚悟で事に当たっていただきたい。

また、旧鍋田川の堤防を木曾岬側も弥富側も残しております。したがって、木曾岬町には水はほとんど入らない。どこで切れても入らない。愛知県と合併したい、弥富市と合併したいということで立派な堤防をつくったかもわかりませんが、本当に対応がよかったのか。残念ながら落ちてしまわれましたけど、あれに続いて立派な堤防をつくっておったら結果も変わってきたかもわからない。それぐらいの国の施策でございますので、今ここで弥富市で堤防をつくれということは言いませんけど、市としての対応をどのように、例えば陳情書を出したとか、そこらのところがありましたらお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それでは、小坂井議員の御質問にお答えさせていただきます。

弥富市の地域防災計画につきましては、先ほど議員がおっしゃられました海部地区の水防事務組合の水防計画、それから愛知県の地域防災計画と計画内容につきましては整合性が待たせてあります。木曾川水系の重要水防箇所につきましては、国土交通省木曾川河川事務所の資料をもとに指定がされております。重要度Aにつきましては、水防上、最も重要な区間、重要度Bにつきましては、水防上、重要な区間を示しております。当市における木曾川左岸堤漏水堤防断面对策としては、平成20年度と今年度の継続事業であります。五明築堤護岸工事が進められております。これらの対策につきましては、毎年実施しております国土交通省、木曾川河川事務所との事業連絡調整会議でもお願いしておりますが、重要度Aを中心に早急に対策を講じていただきますよう、引き続き要望してまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 漏水、水が漏れておると。私、田んぼの水係で、水を見回っております。きのうまでは、モグラの穴からちょろちょろと水が漏れておった。明るる日に行ったら、もう土手が崩れてしまうぐらい大きな穴になってしまう。それぐらい水の力がすごいものなんです、これはまた水防組合で今度お聞きしようとは思っておりますが、平常で漏れておるのか、木曾川が増水したときに漏れておるのか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） ここに上げてあります理由は、漏水の危険度が高いということで示してありますので、ちょっと具体的にどこがということは申し上げるこ

とは私としてはできません。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 水の力というのはすごいもので、もし普通の水位で漏れておるようなことがございましたら、木曽川が、この間の防災訓練の中にもございましたが、警戒水位を突破したらすごいことになってしまいますので、早急に陳情なり、陳情するところがなくなってしまったかもわかりませんが、ひとつぜひ対策を立てていただきますようお願いいたします。

それでは関連でございますが、今順番を変えていただきました弥富市のハザードマップについてお伺いをいたします。

弥富市よりいただきましたハザードマップ、これは弥富市全戸に配られたものであると思いますので、見られた方もあると思います。ほとんどの地域が水色に塗ってある。だから、水害が起きた場合には全部のところは水の下ですよという意味なんですね。この中に家屋のイラストがございまして、1メートル沈むとここまでと。2メートル沈むと1階の軒下が沈みますよと。水が来ますよと。5メートルだと2階の真ん中辺まで来ますよということが書いてございますが、この水色で塗ったところが、木曽川が切れた場合と海岸堤が破堤した場合とはまた違うと思いますが、例えば木曽川が愛西市、ずっと上で切れますと、海の堤防が切れたときよりも1メートル、2メートルと水かさが増えるはずだと思います。そうなった場合には下の海岸堤を破って水を出さんことには、深くなってどうにもならんという事態が起きると思います。

そして、地域によっては伊勢湾台風から2メートルも下がった箇所があるということを知っておりますが、ところどころに伊勢湾台風浸水位という標識がございまして、あれから地域性によってはほとんど変わっていないところもあるかもわかりませんが、2メートル、2.何メートル、まちまちでございます。特に、私どもが住んでおるところは十四山で一番低うございました。ということは、弥富市でも一番低うございます。そして、またその中でも、因果関係はわかりませんが、長島温泉、あるいは富吉温泉、尾張温泉を結んだ線が幅二、三百メートルで余分の下がっておるようなわけでございます。これは、田んぼに水を入れたときには必ずわかります。

したがって、一つ提案でございますが、各地に防災無線をつくっていただきました。必ずどの集落にも、全部のところは聞こえるようにということをつくっていただきましたが、あのポールに例えばここが海拔ゼロメートルですよという看板というか、わかるように、そうすれば自分のところがどのくらい水が来るだろうかと。海岸堤が切れたらここまで来るのかと。そうしたら、2階におっても危ないんじゃないかというような事態になるかもわかりません。昔の伊勢湾台風の浸水の標識は今では役に立たんと思います。したがって、そ

ういものを市の方でひとつ考えていただくあればないか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員の御質問にお答え申し上げます。

大変示唆に富む御質問だと思っております。ハザードマップをそういう形の中で全戸配布させておるわけでございますので、同報無線のポールは約90本ございますので、その地域その地域にほぼ1本ずつあるわけでございますので、そういった中においてゼロメートル表示をするということは大変いいことだと思っております。前向きに検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） ぜひよろしくお伺いをいたします。

それから、戻るわけではございませんけど、木曾川の堤防の舗装していない部分、あそこに車を通したら少しでも地盤が固まるというか、車を通した方が堤防のためにいいんではないかと思うんですが、前にもそれはお伺いしたんですが、1級河川ということで認められないようですが、何か陳情するときにございましたら、交通安全上よろしくない、防犯上よろしくないかもわかりませんが、できることなら堤防は車を走らせた方が私は丈夫になっていいと思うんですが、その点も一つ申し添えます。

では3番目に、弥富市役所被災時のバックアップ体制についてお伺いをいたします。

去る8月9日の台風9号豪雨による兵庫県佐用町の役場の被害がテレビで映されておりました。1階は泥の海でございました。役場の執務は、今は2階で行っておると。手がつけられないというテレビ報道でございました。やはりこの市役所も、水害が起これば1階は浸水するのではないかと。また、風水害のみならず、地震が来て、今このときに起きてつぶれるかもわからないと。そういうことも考えまして、そのバックアップ体制、災害のときの対策ということで市はどのような手を打たれておるか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それではお答えします。

被災時のバックアップ体制につきましては、風水害、地震を問わず、当市におきましては海拔ゼロメートル地帯ということでもありますので、災害対策本部、それから無線関係設備につきましては市役所の2階としております。また避難所等も、鉄筋コンクリートづくりとか、2階で市の公共施設が避難所になっております。弥富市役所が被災したときにつきましては、同じような機能を持ってあります十四山支所の方でも無線室とか会議室がございまして、そちらの方に災害対策本部を設置し、対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） その十四山の方も2階でございませうか。十四山の方も、水害が起き

れば退避的にはいいかもわかりませんが、1階は水につかると思われます。それが2階に設置してあるということになれば、その点は安心と言ってはいけませんが、それを利用することのないように願うこのごろでございます。

では、4番目の質問に入りたいと思います。

緊急地震速報についてでございますが、前にありました相模湾で起きました震度6の地震のときに、実際に起きてから16秒後に東京で揺れたと。例えば東海地震、あるいは東南海地震が起きたときにも、たしかこの弥富市の緊急地震速報というのが流れるということを知っておりますが、実際それは知らされるわけですか。それをちょっと伺います。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） お答えします。

緊急地震速報につきましては、気象庁のデータが気象衛星を通じて自動的に放送される仕組みになっております。東海地震につきましては地震の予知ができますので、予知情報も含めて震度4以上の場合に放送されるシステムになっております。

なお、8月11日の地震につきましては、誤報といいますが、最初は震度4ということで流したわけでございますけれども、そのとき部長級の職員とか防災安全課の職員が非常配備態勢で駆けつけたんですけれども、本市における震度については3.1ということで確認をして、市長に報告して解散したという状況でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） もう一遍、伺います。

緊急地震速報は、いつも放送されます「広報やとみ」ではなくて、本当に今起きましたよというのが来ますか、その気象庁の。例えば東海地震が起きて揺れが来るまでの間に、同報無線で通報は出ますか。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 地震の、「アラートというんですけれども、これについては現在あまり有効ではないです。はっきり言って、これに対応できるものではありません。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） そうではなくて、流せますか流せませんかということなんです。そういう対応、同報無線をしていないんですか。するとかしないとか、するという話じゃなかったですか。

議長（黒宮喜四美君） もう一度、防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） すみません、ちょっと取り違えていまして、予知につきましては、そういう体制に……。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） この前テレビを見ておりましたら、緊急地震速報、どこかで気象庁からの、実際、今地震が起きましたと。それを、揺れが来るまでにサイレンを鳴らすとか、同報無線でやるというシステムがあるはずなんです。テレビ局なんかはみんな入れておるはずなんです、それを。だから、それが入っていますかと、弥富市として。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 今、小坂井議員のおっしゃられるのは、報道機関で音のアラームといいますか、海底で地殻変動が起きた段階で、揺れが起きる前に即座に放送できるという、その装置だと思っておりますが、先回の静岡沖地震で、この今の同報無線については震度4という誤った数値でありましたが、ラジオでは揺れが起きる前にそういうものがありまして、同報無線では今回の地震では作動しませんでした、作動するようになっております。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） プレートがずれて起きたというときに、海底にそういう装置が備えてあって、前もって現場で今起きましたというのをすぐ知らせてくれるという、今あれがあるでしょう。それが同報無線に同調しておれば、揺れる前に知らせることができるんですよ。弥富市はそれはないでいいわけですね。揺れてから、地震が今起きましたと。震度幾つでしたよというのは「広報やとみ」で入るわけですね。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長、そこのところを詳しく。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 地震の関係につきましては、例えば東海地震等、その他東南海地震、南海地震、海溝型の地震ですけれども、東海地震につきましては、それぞれ観測地点が設けてありますので、あらかじめそういうところで異常があった場合、地震が来るおそれがある場合については、予知情報ということで流すことができるようになっております。

〔「発生したときに、何秒か前に」の声あり〕

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） ちょっと難しいですね、今の体制。観測情報のことを言ってみえる……。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） だから、弥富の同報無線が出せますかと。というのは、大抵地震は夜中とか、みんなが寝ておるときに多いんですよ。目を覚ますだけでもいいんですよ。ガスを切りに行くだけでもいいんですよ。揺れる前にそういうことができたなら。だから、気象庁のやつにつながっておれば出るはずなんです。それがつなげてありますかと。予知じゃないですよ。

議長（黒宮喜四美君） 執行部の方、ちょっとまとめてください、答弁。

4番（小坂井 実君） また今度聞きます。その点は調べてください。

それに関連して、さっきも申しました「広報やとみ」、この辺は「やとみ」と言うんですけど、あれはちょっと改善していただきたいですね。あれは非常に聞き取りにくいんです、男の方の声で。したがって、女性の声で早急に吹きかえていただきまして、よく聞こえるようにひとつ改善をしていただきたいと思います。それをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 市側、小坂井議員の質問は終わりましたが、統一した答弁をしてください。

それでは総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 小坂井議員の御質問の中で、地上の揺れの前に発信できるかというのは、ちょっといろんなケースがございまして、また次の全協で、いろいろ分類しまして報告差し上げます。よろしくをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 発音の関係。

総務部長（伊藤敏之君） 御指摘のものにつきましては、昨年の議会からお聞きしておると私も聞いておりまして、早急に業者の方等、やれという指示をしておりますが、なかなか男の方の発音というのは、低音というか、周波数がかなり低いということと聞きづらい。また、「広報やとみ」の発音が、しゃべってみえる方がこの地域の方じゃないでいうことで、かえる方向で現在早急に進めておりますので、もうしばらく御辛抱をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

2番（炭竈ふく代君） それでは、通告に従いまして1点目に女性の健康、がん対策について質問をいたします。

前回、6月議会で私は、緊急経済対策における女性特有がん検診推進事業について質問させていただきました。一定の年齢に達した女性に対する乳がんと子宮頸がんの無料検診の事業でございますが、20歳から40歳までの方への子宮頸がん、また40歳から60歳までの方へは乳がん、それぞれ5歳刻みの年齢対象者には、検診手帳の交付とともに、がん検診無料クーポン券が配布されることになりました。このがん検診の予算につきましては、疾病予防対策事業費等補助金として982万円が計上されておりますが、前回、無料クーポン券の配布につきましては、この9月議会の補正後のスタートになるとお聞きいたしております。そこで再度お尋ねをいたしますが、3点ほどありますけれども、まとめて質問させていただきます。

1点目は、無料クーポン券での検診は、正式にはいつから使用できるものですか。

2点目は、使用に関して対象者、先ほども約3,000名だということでお話ございましたが、クーポン券の郵送も急がれるとは思いますが、この9月には郵送開始をされるものなのか。

三つ目は、クーポン券が利用できる医療機関など、検診に関する具体的な事柄についての案内も同時にされるものなのか、確認の意味でもう一度お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） お答えをさせていただきます。

まず、10月からクーポン券が使えますかという御質問でございますが、10月1日から使っていただくように準備をしております、使っていただくことができます。

次に郵送の件でございますが、9月末に発送予定をしております、10月1日に間に合うように発送させていただきます。

次に、医療機関はどうか、また案内の仕方はどうかというようなことでございますが、医療機関につきましては、海南病院と海部医師会、それから集団検診による検診車、バスでございますが、この3本立てで検診を行う予定でございます。案内につきましては、クーポン券に受診案内というようなことで案内を入れさせていただきます、そこに具体的な医療機関名と、それから受診方法を記載させていただきます、それを同封して案内とさせていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

また、前回、検診対象者以外の方にも無料クーポン券を配布するという市独自の健康推進事業をアピールしてはどうかと質問をいたしました。そのときの当局側の御答弁として、国が持続するよう強く要望し、今後の検討課題としたいということでありましたが、今回の事業は21年度限りのもので、検診対象者が5歳刻みずつ区切られ限定されているため、少なくとも5年間は実施しないと不平等になると思います。限定ではなく、より多くの方が受診できるようにしなければ、この事業の目的である検診受診率を高め、未来への投資につながる子育て支援の一環にはならないのではないのでしょうか。

東京都では、この事業を先取りした形で、女性特有のがん検診を無料で2年に1度実施している自治体が多くあります。改めて女性特有のがん検診を進めていくために、今回対象にならなかった方たちの予算措置をして、救済をしていただきたいと思っております。しかし、全員という形が無理であるならば、せめて子育て中のお母さんを対象に無料検診を行っていただければと考えます。厚生労働省は来年度もこの事業を継続する方針を固められましたが、それ以降の取り組みについて、市としてのお考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

女性の健康、がん対策という中で大変重要な問題であろうと思います。まず、基本的な私自身の考え方として、こういった医療行為に対して例えば単年度だけで終わってしまう、あ

るいは2年で終わってしまうということ自体が、補正で組むとか、あるいは臨時経済対策という形の中に組み込むこと自体が基本的にはおかしいというふうに思うわけでございます。そういう中においては、来年22年度概算要求ということで210億ぐらいの予算が計上されておるわけでございますけれども、これもやっぱり女性の健康という中では恒久的な形で制度化すべきだろうと思っております。私どもも県を通じて、またいろんな形でこういったような要望は上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。国に対して要望していくという御答弁をいただきました。

この事業の大きな目的は検診受診率の向上です。特に今、20歳から30歳代において子宮頸がんの発生率が非常に高く、日本でも毎年約8,000人がかかり、死亡数は年々増加し、約2,500人の命が失われているとのことです。この子宮頸がんはウイルスが原因なので、予防ワクチンの接種でほぼ100%予防が可能であることがわかっています。世界100カ国以上で承認されているこの予防ワクチンが、日本でもこの10月に承認される予定であると発表がされました。予防接種に関しても、今後、対象年齢の明確化や、助成金額を一部か全額等、市の取り組みに大変期待するものでございますが、このように今がん検診の意識が高まる中で、まずは早期発見・早期治療のためにも、より多くの女性に安心して受診をしていただけるように市全体で考え、推進をしていくべきだと思っております。ただいま市長より、国に対して23年度以降も要望していただくという御答弁をいただきましたが、私は少なくとも5年は継続をしていただきたいと強く願うものでございますけれども、再度市長、多くの方に受診をしていただけるように実施をされるお考えはないでしょうか、御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど議員の方にお答えをさせていただいたわけでございます。私ども行政といたしましても、県または国の方に要望する上において、その背景の中で行政としても考えていきたいと思っております。いずれにしても、こういったような医療行為ということに対しては、制度的な継続したものが望ましいということを再度つけ加えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 対象年齢の人とそれ以外の人との不公平感の解消、また検診受診率の向上を目指して、無料クーポンを単年度事業だけではなく、恒久化するように国に対し強く求めていただきたいことを再度お願い申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、肺炎球菌ワクチンの公費助成について質問をいたします。

かつて死亡原因の第1位であった肺炎は、戦後、抗生物質の登場で死亡者数は急激に低下

をいたしました。1980年以降再び増加傾向にあり、肺炎が原因で亡くなる方は全国で年間およそ10万人とも言われ、日本人の3大死因であるがん、脳血管疾患、心疾患の次に肺炎が第4位を占めております。肺炎の原因となる病原体は数多くあり、特に病原性の強いのが肺炎球菌で、65歳以上の高齢者の肺炎の約半数はこの菌によるものと言われています。特にインフルエンザの季節になりますと、インフルエンザから肺炎を合併することがあり、その場合、肺炎球菌による肺炎が多く発症し、非常に重症化しやすいことがわかっています。また、肺炎がもとで心筋梗塞や脳梗塞、心不全などの合併症を併発することもあるとされ、そのため要望が非常に大事であると考えられています。

肺炎の主な原因は細菌やウイルスによるもので、その中で最も多いのが肺炎球菌によるものであり、この肺炎球菌は、健康な方は免疫力があるので怖いものではありませんが、免疫力や体力が低下した場合や、特に高齢者においては増殖して肺炎を発病することになります。治療法は抗生剤が用いられますが、最近は耐性菌がふえて、抗生物質の60%が肺炎球菌に効果がないと報告がされています。このような状況に対応して、1988年に認可された肺炎球菌ワクチンによる予防接種の有効性が認められ、インフルエンザの予防接種と併用することで特に肺炎防止に効果があると言われています。ワクチンは一生に1度限りの接種とされており、効果は5年以上続きます。

今や肺炎に関する認識が徐々に高くなり、予防のための肺炎球菌ワクチンの接種を公費で助成する自治体が増加をしております。例えば静岡県の裾野市では平成19年9月から、70歳以上の高齢者に対し接種費用の8,400円のうち6,400円を市が負担しております。また、県内でも日進市が平成19年10月から、70歳以上の方を対象とし、費用にかかわらず3,000円の助成がされており、長久手町では同じく70歳以上の方を対象に、本年4月から1回3,000円の助成が開始をされました。こうした先例市町の状況からしても、高齢者の健康長寿を推進する本市としましても、肺炎による高齢者の死亡を減少させる施策が必要であるのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

まず、肺炎球菌ワクチンの有効性を考え、市として必要性、また取り組み、対応についてのお考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

肺炎球菌の予防接種につきましては、平成13年度の予防接種法改正の際、国の公衆衛生審議会におきまして、その取り扱いについて、今後の調査・研究等を踏まえながら引き続き検討していくべきであるということで、予防接種法上の対象疾病にならなかったという経緯がございます。その後、肺炎球菌ワクチンの有効性・安全性等について調査・研究が進められ

ておりますが、また予防接種法上の対象疾病となっていないのが現状でございます。本市といたしましては、予防接種法上の対象疾病としての位置づけについて、今後の国の動向を見ながら対処していきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

ただいま予防接種法上の対象に入っていないという御答弁でございましたが、現在、国においては肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されて、接種への推進が行われているところでございます。しかし、残念なことに、ほとんど周知がされておりません。また、保険適用外のため、接種料はおよそ6,000円から9,000円ほどが自己負担になっています。肺炎にかかる高齢者を減らすために、我が市におきましても肺炎球菌ワクチンへの公費助成を実施されてはどうでしょうか。市長、御見解を求めます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

先ほど所管の担当の方から、このワクチンがいわゆる予防接種法の対象になっていないということで、極めて私どもとしても、その取り扱いについては慎重にならざるを得ないということがあるわけでございます。今、大変心配されております新型インフルエンザ等における輸入ワクチンの接種についても、そんなようなことも言われておるわけでございます。私どもとしては、これがクリアされれば、その安全性といったことに対して前向きな助成を考えていきたいというふうに思うわけでございますが、いましばらく推移を見定めるべきであろうというふうに思っております。

他市の状況も先ほど議員の方からお聞かせいただいたわけでございますが、私ども弥富市の場合には70歳以上の対象者が6,000名でございます。そうした形で20%の方が接種した場合における総額は、約360万円ぐらいの補助額になるのかというふうに思っております。非常に高い死亡原因でもございますので、そういったことに対しては命を守るということは大変重要なことだろうと思っております。いま一度申し上げますけれども、予防接種法上の対象になっていないということで、非常に扱いについては慎重を期していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

市長の方からは今お考えにはないという御答弁でございますけれども、70歳6,000名、20%で360万という補助でございます。国の考えによっては、やっていただける金額ではないかなと思っております。

最後ですけれども、平成13年に国内で初めて肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を始めた

北海道せたな町では、疾病予防対策を進めた結果、翌年の平成14年の老人医療費が前年比27%の減となり、全国ワースト1から818位まで劇的に改善されたことが新聞報道されておりました。以後、他の市町村でも接種への公費助成が進み、昨年までには全国66の市区町村が実施をされております。新しいところでは西東京市がこの10月から75歳以上の方へ1回3,000円の補助を行うとありまして、市民からもう既に喜びの声が寄せられているとのごでございました。予防接種の推進で高齢者の健康を守るとともに、医療費の削減にもつながるかと思えます。どうか本市におかれましても、今後、接種への助成を検討され、早期に実施をしていただくための訴えをさせていただきまして、私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 今回の総選挙の結果は、この弥富市では、さきの市長選挙、あるいはその後の市議選、今回の総選挙と、政治を変え、暮らしを守ろう、市長が市長選挙のときに、市役所は市民の皆さんのお役に立つところだというふうに言われましたが、本当に国民の暮らしの土台を守るためには政治を変える以外にないという大きな流れが始まっているというふうに、この結果を大変喜び、本市もこの流れに加わっていただくことを強く求めながら質問させていただきたいと思えます。

実は、ことしになって、70歳を過ぎた年金暮らしの御夫婦の片一方の方がほとんど寝たきりに近い重度の障害になられて、従来、デイサービスやそういうのを受けるにいたしまして、重度の障害の場合には愛知県から月額7,000円の手当をいただけるということもありまして、その申請に行ったら、もう既にこの制度はなくなっているというふうに言われて、一体どうなっておるんでしょうかという相談を受けたことで、私どもは、愛知県の障害者支援制度の一つであります、一定の所得制限はありますが、身体障害者2級以上の重度の皆さんに対して給付をしておりました手当が、実は昨年4月から廃止をされていることを初めて知りました。県に出向いて担当課にお尋ねしましたところ、十分その関係、要するに障害者団体だとか市町村にも周知をしてやってきたというふうに答えられたんですが、実際に例えば県と市町村が共同でやっておりましたひとり暮らし非課税老人に対する医療費の負担について、県はやめたんですが、このときは県と市町村の共同事業だったということもありまして、私どもも議会の中でもぜひ継続をするようにということを求めましたが、結局、県は撤退する。弥富市は、それについては県分も市が負担をして継続をするという措置がされましたが、県の担当者にこの中身について、なぜ廃止をしたのかということでお尋ねしましたところ、65歳以上で新たに重度の障害になる方につきましては、それまでお元気だったわけですから、年金を初めとしていろんな蓄積があるから、64歳までの方については引き続いてその手当は出しますが、65歳を過ぎた人については出す必要はないだろうという判断をしたというのがお答えでした。

ところが、これまた制度を総合的に理解されていない中で起こったのではないかというふうに私は見たんですが、それは例えば厚生年金の加入者の方の例で申し上げますと、国民年金も同様でございますが、年金の加入者であった期間の間に病気やけがが原因で、その後、受給が始まって64歳までの間にさらに重くなって一定の障害になった場合には、2級年金は厚生年金も国民年金も受給している額とほぼ同額、1級年金につきましては125%の給付が受けられる。しかも、その場合は障害年金になりますので、所得にならないわけですね。だから、収入はあっても配偶者なり子供さんたちの扶養家族になれるということもありまして、所得の多い人ですと、そう弥富に何人もおるわけではないと思いますが、課税所得が最高ランクですと1,800万以上ということになります。扶養家族になった場合、同居、特別障害者ということでございますので、市民税と所得税を合わせて税金だけでも63万円の控除が受けられる。もちろん本人の所得や配偶者の所得が多ければこの人たちは給付の対象にはなりません。そういう状況がありますから、64歳までに重い障害になった人でも、なった時期やそういうことによっては、65歳以降に障害になった人と比べて、今の年金制度の上では優遇される仕組みがあるんですよ。65歳以降になるとそういう制度は全部なくなりますので、所得税も払うとか住民税も払うとかいう状態で、そんなに所得が多くないのに、あるいはそれほど年金をもらっていないのにこれが打ち切られるということになりますと、本当に寝たきりになって、通所のデイサービスや何かを受けるにしてもかなりの負担が伴うわけでありまして、非常にその方もショックを受けておりましたし、私たちも1年近くたって初めて知ったことに大変驚いたわけでございますが、同時に、今はもう人生80年時代。65歳からだとまだ15年も生きる時代に、さっきも私が申し上げました、年金の60歳受給が当たり前のときに、65歳になるまでの間は加入期間中の病気やけがでも、それが重くなって一定の障害になった場合はさらに上積みされるという仕組みがあったわけですから、人生80年時代という状態で、ここでこんな形で打ち切るとするのは、公平さを保つという点でも大変問題があると思います。

それからもう一つは、その相談を受けた方の場合でも、1年以上前からかなり重い障害になっておったんですが、今実は本当に医師不足で、病院でそういう診断のできる先生たちがめっちゃくちゃ忙しいから、身体障害者手帳を取るための診断書をなかなか書いてもらえないという状態が慢性的にどこでも起こっているというような状態で、本来ならもう既に、1年以上前ですから、そのときに診断書を書いていただければ受給者になることが、よく知らなかったということもあったりして、あるいは今の医師不足の状態、本当に病院の先生や看護師が点滴を打ちながら仕事をしたり、過労死の心配をしなきゃならないというような状態のもとで、身体障害者手帳の診断書を書くのは保険適用なしで3,000円か4,000円ですよ。中には2時間ぐらいかかってもそんな程度ということもあったり、大変な激務だということ

もあって、なかなか書いていただけないというのが実態なんです。そういう諸条件を考えた  
ら、こんな形でこの制度を廃止するというについては私は大変問題があるというふうに  
思いましたので、ぜひ弥富市としても、これは愛知県に対して現在の状況から考えて、また  
愛知の障害者医療制度なんかは私は全国的にもかなりすばらしいものだと思っておりますが、  
そういう中で、そんなに所得の高くない人たちの給付金を廃止するというについては非  
常に残念なことだと思いますので、ぜひ弥富市としても、これについては復活をさせるよう  
に県の方へ要請をしていただきたいと思います、御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今の御質問の中で、議員みずから熱心に、直接県の方の窓口に説明を求められたというこ  
とでございます。いずれにしても、そのときの対応が余りにもひどいではないかという御指  
摘でございます。

一つ、つけ加えさせていただきますけれども、確かに平成20年度4月1日以降、65歳で新  
たに障害者となられた方については支給対象外になっておるわけでございますけれども、障  
害程度の重い1種の方（身体障害者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定）に対しては、  
従来どおり支給をされておるわけでございます。しかし、先ほど議員もおっしゃるように、  
やはり年金であるとか、あるいはある程度今まで培った資産形成というのは、これからの時  
代の生活の資金であろうというふうに考えるべきでありまして、それで、いわゆる資金があ  
るから、あるいは年金がおりてくるからという中で、新たに65歳以上で障害者になられた方  
に対して支給をとめるということは私もやっぱりひどいと思います。理解できるところでご  
ざいます。月額1万6,100円というふうに私も調査して確認をしているわけでございますが、  
議員おっしゃるように、この件につきましてはもとの制度に戻していただくように、いろん  
な機会を通じて県の方へ要望してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思  
います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ぜひお願いしたいんですが、今市長が1万幾らと言われたのは、  
市長がおっしゃられた特別重度の方で、IQ35以下で、なおかつ身障2級以上という重複障  
害の方ですよね。普通の、お元気で来られた方というのは、身障の2級なり1級なり、寝た  
きりでもそんな程度でございますので、月額7,000円なんですよね。2種の人たちが打ち切  
られたんです。もともと所得制限があって、そんな高い所得の人は対象になっていない制度  
でございますので、ぜひ復活するように御尽力いただきたいと思ますし、長引くようでした  
ら、弥富市としても臨時的な措置も含めて御検討いただくことを要望して、次の質問に移  
っていきたいと思ます。

特に重い障害がある人たちへの対応として、例えば弥富市でもタクシーチケットにつきましては、そういう皆さんの要望もあって、現在は一般的には36枚、3級以上の身体障害者に出しておりますが、車いすでの利用が必要だとか、それから寝たきりの方たちに対する対応ということで、そういう利用できるタクシー券も出されておりますが、ただ弥富市の場合、私のうちから津島の市役所へ行くよりも鍋田干拓へ行く方が遠いんですよね。やっぱり病院だとか何かの御用でどうしても役所に出向かなきゃならんとかいうことを考えたときに、巡回バスもございしますが、本当に歩けない人だとか寝たきりに近い人たちについては、結局タクシーや、その他の移動手段に頼らざるを得ないわけです。ところが、今のチケットですとお迎え料金と基本料金だけですから、実際にもう日々の暮らしがいっぱいいっぱいという状態では、よほどのことがない限り病院に来るのも大変と。

以前も私かなり前に、例えばこういう事例があるんですよ。弥富市内の医師会では対応できない特別重度の障害者のお子さんを、まだ当時はヘルパーさんが同行したりすることができる時代でしたので、お母さんより大きいぐらいの少年だったんですが、ヘルパーさんとお母さんと2人で名古屋の歯科医師会館まで、真夏に汗だくになって連れていく。経済的にもかなりお困りの方だったようで、タクシーも使わずに、電車やバスを乗り継いでということで、本当にどんなつらい思いをして連れていっているかなと思ったり、あるいはこれも奥様が全く歩けない重度の障害の方だったんですが、御主人が全部お世話をして、市のそういうサービスは一切使わなかったんですが、月に1回だけ、当時は県の施設でありましたが、祖父江の温泉つきで一緒にお風呂に入れるところがあって、そこへ連れていくことだけが本当に御夫婦の楽しみで、タクシーを利用しておったんですが、ほかのサービスを一切使っていない。私が勝手に使っていないということを言われたら仕方がないけれども、せめてそのときのタクシー代ぐらい応援してもらえると本当にありがたいんだけどなあというお話も伺ったことがございますが、いずれにしても通院したり生きていく上での最小限の移動手段について、特別重度で市の巡回バスやそういうものも利用できないような人たちに対して、そんなに多い方ではありませんので、ぜひ割り増し制度などを設けて支援をする仕組みをつくっていただくという制度の改善を、一定の改善はしていただいています。それで用が済む人たちは大変喜んでくれるわけですが、残念ですが、まだ介護保険制度も、それから身体障害者の医療支援の制度も十分機能しておりませんので、こういうものを有効に機能させる仕組みを早くつくっていただくか、今申し上げたように現在のタクシーチケットを、特に私がここで申し上げたいのは、車を自分で障害者の名義で買って、同居の親族があるとかいう形で利用できる方は、3ナンバーの車でも取得税や自動車税が免除されるとか、軽四でも弥富市の自動車税や、取得税は弥富ではありませんが、これが免除されるとか、そういう仕組みがありますが、実際にお年寄りだけの世帯だったり障害者だけの世帯であって、車を経

済的にも買えない、あるいは免許を持つ人がいないというような状態の人たちに対して特別な措置として救済する。とりわけお金がある、一定の条件がある人たちはそれなりの障害者支援の仕組みがあるんですが、そうでない条件の人たちに対する支援についてぜひ踏み込んだ御検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 三宮議員の御質問にお答えさせていただきます。

障害者福祉タクシーの助成ということでございましたが、今議員がおっしゃいましたように、支援といたしまして平成20年度からはリフトつきタクシーに拡大をさせていただきましたし、今年度からは対象者を精神障害者1級及び2級の方にも対象として拡大をさせていただきました。今おっしゃいました福祉タクシーの料金の助成につきましては、現在、県が各市の状況を調査しております。弥富市もそちらの方に回答させていただいておりますので、その調査結果がまとまりましたら、それを参考に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 特に条件の悪い方々というのは、結局、市町村の支援制度を通じてしか援助が受けられない。ある程度条件が整っておる人たちについては、既に支援する制度がかなりできておりますので、支援が必要な一番困っている人たちにきちんと支援のできるという市長の日ごろのお考えも生かせるように、ぜひ突っ込んだ検討を進めていただくことをお願いしまして、もう一つの質問に移りたいと思います。

今度、条例案も議案として出ておりますが、いよいよ新年度から、現在の障害者作業所が、十四山と、それから福祉センターは支援制度の施設に移行するというところで、原則1割負担ということで、もともと月数千円の、間違っておるんじゃないかしらと言われるようなお給料をもらっている、一般の事業所では働けない人たちを対象にした事業でございますので、今、市は、この移行に当たってどの程度の負担を考えておられるか、ぜひまずお示しいたきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 障害者自立支援法に定めます新体系の事業所に来年度から移行をするということで、条例の方、議案を出させていただいております。その中で利用者の負担というものが出てくるわけでございまして、その負担でございますが、国におきましては、障害福祉サービスの利用者負担が1割負担と言っておりますが、過大にならないよう、所得に応じて一月当たりの負担限度額を設定しております。平成19年4月からの特別対策による負担軽減措置によりまして限度額を2分の1及び4分の1に軽減、また平成20年7月からの緊急措置によりまして負担限度額をさらに軽減するとともに、資産要件の撤廃を図りまして

利用者負担の軽減を図っております。

それで、弥富の福祉授産所が、今度、就労継続支援のB型に移行する予定でございますが、その場合は障害者自立支援法では1割負担と言っておりますが、この軽減策によりまして、ほとんど月額1,500円になるというふうに考えております。それから、十四山の現在の福祉授産所が今度は地域活動支援センターに移行する予定でございます。その地域活動支援センターは、地域生活支援事業の中の事業ということになりますので1割負担ということで、国が言っておりますこの軽減策には該当しません。よって、1割負担ということで例えば利用料が1日5,000円ちょっとになると思いますが、5,000円で20日来ていただきますと利用者負担は1万円ほどになると考えております。今度の条例の改正の中に利用料の軽減ができるということを盛り込んでおりますので、利用者負担の軽減につきましては今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今、軽減措置を考えているということですが、仮に1割負担だと、月5,000円ぐらい働いた収入がある人に1万円の負担ということですから、これでは重い障害を持つ子供を産んだ親とその子供が生きるために他の人より重い負担をするのは当たり前ということになれば、とても生きていけない。今、元気な人でもなかなか仕事がないし、生きることがつらくて、年間3万数千人の人たちがみずから命を絶つというような状態のもとで、こういうふうにしたことも今回やはり自民党が敗北した大きな原因で、この人たちが安心して暮らせる世の中にするのが、皆さんの安心・安全で暮らせる国を、まちをという思いにこたえる道だと思います。

旧弥富町の場合、もともとこの制度は自分で通所できる人という前提で始まった制度でございます。重度の障害の人たちは、結局弥富では受け入れてもらえないということで、親御さんが毎日市外の施設に送迎をしてとか、それから民間の自立支援の施設に入って、そこで重い負担をする。さらに、それだけではその施設は運営できないもんですから、廃品回収をやったりバザーをやったり、いろんなことをして施設の維持を必死になっしながら、そういう重度のお子さんを支えておるわけでございますし、それからもう一つは、弥富市の場合、私たちが見ましても、中学校を卒業して佐織養護に行かれた人たちは大体作業所へ来るんですが、そうでない、いろんな御事情があって、もううちへ引き取った人たちは、ほとんどもうあまりうちから出ない生活をしている状態。中度の障害の方ですから、あんまりめっちゃくちゃではないんですが、それにしただって中学校を卒業して以来、どこも働きに行かずにうちにおるなんていうのは、その年代の人たちにとっては大変つらいことだと思うし、親御さんたちにしただってつらいことだと思うんですよね。そこへ持ってきて、よその施設へ行く人たちはまた大変な負担をする。

それから、もう一つは市の障害者デイサービス事業ですね。子供なんかについてはちょっと別で、今結構、放課後なんかの利用をしている方がおるんですが、割方障害の重い人たちのデイサービス事業というのは、ここ数年を見ましても6人、5人、4人と毎年減る一方で、本当にこの人たちの希望に沿った、ある程度不十分でもそれなりの作業ができる人、それから作業ができない人たちについてはデイサービスその他の方法で支えることが求められていますし、今後、弥富のバスがコミュニティバスとして運営されますと、結局あそこへ一定の時間までに来なきゃいかん。福祉センターの作業所へね。そういうことができずに、うちにおる人たちも結構おるわけですね。こういう人たちが、そういう場所なんかも使って作業所へ来て、みんなと一緒に生活する、作業する、交流ができる場所としてもぜひお考えいただきたいと思いますし、本当に家庭に閉じこもったり閉じ込められている人たちを、そういう生活の場所、あるいは働ける能力を持っておる人たちについては働く場所に迎えていただくということを今後、弥富では非常に従来の町・市の対応がおくれた分野の一つであるということで、取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

先ほど私どもの福祉課長の方から、就労継続支援B型ということをおどもは選択したわけでございます。そのときに利用者の負担ということについては、おおむね5,000円というのがあるわけでございますが、その軽減措置について考えていかなきゃいかんというふうには思っております。基本的には今御負担をしていただいているよりもふえないということをお原則としていきたいと思っておりますので、いましばらくお時間の猶予をいただきまして、検討させていただきたいと思っております。障害者福祉サービスということに対して、私どももしっかりと施策として考えていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解賜りたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 再開してから1時間25分ほどたちます。暫時休憩をいたします。4時15分から再開いたします。

~~~~~

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に中山金一議員、お願いします。

16番（中山金一君） 中山でございます。通告に従って質問をいたします。

弥富市学校体育館の名称について。

弥富市には小学校7校、中学校3校がありますが、学校名のついていない体育館を利用し

ているのは1カ所は十四山東部小学校で、校舎の西側にある十四山公民館講堂を利用しています。この講堂は、昭和43年6月に竣工され、また平成17年度には約2,300万円の耐震工事がされた建物です。十四山公民館講堂は、十四山地区の子供から高齢者まで、幅広い世代の生涯学習や児童クラブなどの活動拠点として、長年にわたって市民の皆さんに親しまれてきました。一方では、十四山東部小学校の入学式や卒業式、学習発表会など年中行事の会場として、さらに体育授業の場として学校の行事に利用されてきたところでもあります。この春には、十四山支所の1階に図書コーナーや、2階に公民館教室の移動、十四山保健センターの改築で東部児童館、東部子育て支援センターがオープンし、十四山スポーツセンターとあわせ生涯学習の場が、十四山公民館講堂としての使用は見直しつつ、移行しつつあります。実質は学校の行事が優先的に使用されていると思います。社会教育課が管理し、学校が借りている形態であります。各学校に体育館があるのに、十四山東部小学校には体育館がありません。関係者から、十四山公民館講堂を東部小学校の名称にしてほしいと要望もあります。名称変更はできないものか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

十四山公民館の講堂を十四山東部小学校の体育館に名称変更できないかという御質問でございますが、この講堂につきましては、建築の際に社会教育施設の補助事業として補助金の交付を受けております。したがって、用途変更につきましては、国や愛知県との協議が必要となってまいります。また、御承知のように、この講堂は昭和43年に竣工いたしまして、41年ほど経過しております。平成17年度には耐震補強工事も施工済みでございます。当面の建てかえは難しいと考えておりますが、体育館の建設の際には、小学校に体育館がない方が補助金採択がされやすいということで、従来からの国の取り扱いでもございますので、当面は十四山公民館の講堂として現状のまま利用した方が有利ではないかと考えております。

なお、講堂の利用につきましては学校行事が最優先となっておりますので、特に授業に支障はないと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 十四山公民館講堂が建設されたときの補助金関係など、いろいろな問題もあるようでございますが、学校名のついていない体育館は学校の施設でありませので、小学校の名称にさせていただくようお願いをいたします。

次に、弥富市十四山体育館を十四山中学校体育館に。

2カ所目ですが、十四山中学校も学校の南側にある弥富市十四山体育館を十四山中学校体育館として利用されています。名称は十四山中学校体育館となっておりません。社会教育課が管理をし、中学校が借りている形態であります。弥富市十四山体育館は昭和40年4月に竣工

され、古い建物ですが、平成17年度に約3,900万円の耐震改修工事がされています。体育館の建てかえは難しいと思われませんが、通常は学校が管理し、学校が主体の体育教育ができる体育館として弥富市十四山中学校体育館への名称変更はできないものか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（下里博昭君） 十四山体育館を十四山中学校の体育館に名称変更できないかという御質問でございますが、こちらにつきましても、考え方は十四山公民館の講堂と基本的に同様でございます。御承知のように、この体育館は昭和40年に竣工いたしまして、44年ほど経過しております。平成17年度には耐震補強工事の施工済みとなっております。したがって、当面の建てかえは難しいと考えておりますが、将来的に学校の体育館として新築する場合は、学校に体育館がない方が国からの補助について有利であると思っておりますので、当面は現状のままで利用していきたいと考えております。御理解をお願いします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） お聞きしますと、将来的には中学校にも武道が正式科目になるということを知りましたが、剣道や柔道などの練習をされる場所が中学校が利用しているこの十四山体育館にはありませんので、中学校から練習のときに十四山スポーツセンターの道場まで練習に行かなければならないことに成ります。そのときには、また交通事故や天候などの心配もされます。将来、道場を含めた十四山中学校の体育館をつくらなければならないと思います。体育館をつくるに当たり、名称を変えない方がいいという今の答弁ですが、体育館をつくる計画を早いうちに立ち上げていただいて、弥富市十四山中学校体育館をつくっていただくようお願いいたします。

次に、弥富市東部小学校北校舎建てかえについて。

今、北校舎の耐震工事の見積もりがされていると聞いていますが、どのようになっているのか。

また、これは関連ですのでずっと順次お聞きをしていきます。

北校舎の建てかえの計画について、弥富市では桜小学校分離校の計画が進められています。ことしの8月24日の全員協議会の場で、（仮称）第2桜小学校建設工事業基本設計が発表されました。近代的で立派な小学校が建設できると思います。本来の十四山東部小学校北校舎の建築は昭和35年であり、老朽化が進んで、旧十四山議会では耐震補強工事ができないと聞いていました。平成17年度には旧十四山村において、北校舎を将来的に改築することを前提に、1億1,300円ほどの基金を設置したものであります。その基金は、ふるさと創生事業で竹下登内閣が行った政策で、1988年から1989年にかけて日本の各市町村に対し、地域振興に使える資金を1億円交付したもので、正式名称は「自ら考え自ら行う地域づくり事業」と

なっており、1億円を受け取った各自治体は地域の活性化に積極的に投資し、経済の活性化を促進しました。この、みずから考え、みずから行うふるさと創生基金を全額、十四山東部小学校の北校舎改築基金に組み替えたものであります。合併して5年目になる来年度で、北校舎は建築後、丸50年となります。特別教室を仕切って使用している現在です。北校舎の改築は合併前からの地域の懸案事項であり、子供たちの安全で安心な学びができる校舎を早い時期に整備を図っていただくことを求めますが、今後どのような方針で進められるのか。

私も北校舎の現状を実際に見せてもらいましたが、外観は塗装がされ、よく見えますが、室内は柱や壁などにひび割れやモルタルがはがれていたり、教室の床がシロアリに食われていたり、雨漏りの跡や、配線やコンセントが表面に出ていたり、トイレ、水道もありません。1階のメルヘンルーム（低学年図書室）や北館の使用は、教師と一緒に認められています。そのほかでは、総合学習や生活科の資料置き場や歴史資料室の展示室となっておりますが、児童が見学・学習する場になっていません。東部小学校南校舎については、特別支援学級の3、4組は普通学級の広さにしたい。保健室の現在の3、4組を戻す。現在の保健室を相談室にする。現在の相談室を多目的室の仕切りをなくし、本来の多目的室、視聴覚室に戻すなどの要望も出されています。この際、北校舎を取り壊し、北校舎の改築計画はできないものか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（下里博昭君） まず最初の、東部小学校の北校舎の耐震工事についてお答えをいたします。

現在は、平成18年度の合併時に実施をいたしました耐震診断、I s 値0.66を、文部科学省の耐震指標でございます0.7以上にするために、耐震補強工事の調査・設計を進めているところでございます。工事費の見積もりにつきましては、現場調査が済み、各種のデータにより現在分析している段階でございますが、まだ着手していない状況でございます。

2点目の東部小学校の北校舎についてでございますが、児童の減少によりまして、1学年1クラスということで東部小学校はなっております、普通教室6室、特別教室8室ともに南校舎で配置をしております。お尋ねの北校舎につきましては、御承知のとおり、教室を歴史展示室や総合ルームなど特別棟として利用しているところでございます。御指摘のとおり、この北校舎は昭和35年の建築であり、来年で築50年になることと、また将来的に改築をすることを前提に、合併前に基金を設置したことにつきましては十分承知をしておりますが、当面、耐震補強工事を施工して対応するか、あるいは老朽化のため耐震補強工事を施工するまでもなく、将来、建てかえるため取り壊しをするのか、総合的に判断してまいります。調査結果が判明次第、御報告をさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

最後の質問ですが、校舎の用途につきましては、柱や壁につきましては内装修繕が必要な

箇所が多く見られてきました。この状況も踏まえて、先ほどもお答えいたしましたように、北校舎の建てかえにつきましては、児童数の動向、さらには財政面なども総合的に判断してまいりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 1億1,300万円ほどのふるさと創生資金を眠らせずに、早く活用をしてほしい、北校舎の改築をしてほしいという声が多々あります。東部小学校北校舎は、既に取り壊しをして建てかえられた旧弥富中学校校舎と同年代の校舎で、来年で築50年にもなります。大地震で倒れる可能性のある危険な建物とみなされます。耐震工事の見積もりがされていると聞きましたが、早期に取り壊しをして更地にしてほしいと思います。東部小学校では、保健室や相談室の特別教室も不足していると言われていています。子供たちが安全な校舎で勉強ができるよう、改築の方向づけを早期に立ち上げていただくように要望しておきます。次に、高潮防潮堤について。

昭和34年9月26日に死者・行方不明者5,098人、東海地方に大きな被害を及ぼした超大型の伊勢湾台風、あれから50年にもなりました。災害や災難は忘れたころにやってくると言われていますが、今年度6月7日には愛知県が主催の総合防災訓練が弥富市木曾川グラウンドで、弥富市では、小坂井議員からも発言がありましたが、9月6日の日曜日、伊勢湾台風50年弥富市総合防災訓練が弥富市文化広場で開催されました。伊勢湾台風の高潮被害を教訓に設置された名古屋港の高潮防潮堤が、大地震の際、大きく沈下する可能性があると言われていいます。弥富市側の鍋田堤も、震度6強の地震で最大1.2メートル沈下する可能性があることが新聞に掲載されていました。鍋田堤沈下について国や県への対応は弥富市としてどのようにしていくのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 中山議員の御質問でございますが、御指摘の新聞報道につきましては、6月23日の県議会の関係から、鍋田沖の沈下の件が24日付で報道されております。それで、議員の皆様方のお手元に事前に配付させていただきました、6月10日付の中日新聞の見出しで「大地震で2.7メートル沈下も」ということで、これは中日新聞の記事でございます。2枚目には、名古屋港の高潮防波堤の位置図と名古屋港の高潮防波堤の標準断面図が載っております。これと、試算結果としまして知多堤と鍋田堤の診断結果の試算をした資料。去る6月18日に国土交通省の中部整備局より、こういった資料をもとに情報提供がございました。

この調査によりますと、推定されます地震のうち最大規模の強さ、震度でおよそ6強、マグニチュードで7、8の地震を想定した場合でございます。鍋田堤では、高さ6.5メートルの防波堤で0.3メートルから1.2メートル沈下するという調査結果となっております。それで、

中部整備局では、防波堤につきましては沈下はするものの、防波堤が転倒することなく、また地震発生直後におきましては、伊勢湾台風クラスの台風が来襲する確率は相当低いということで、たとえ大地震が起きた後でも、かさ上げ工事を行うということで安全性を確保できると考えられております。国や名港管理組合において、名古屋港の総合的な防災のあり方を議論されております。この中で、高潮防波堤の沈下対策について具体的な対応策が検討委員会として取りまとめられるということで、今年度中にまとめられるということを知っております。市といたしましては、機会のあるごとに、この取りまとめを急ぐように申し入れを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 鍋田堤は液状の影響を受けないということが言われていますが、大きく沈下する可能性もあります。安全で安心できる住みやすいまちづくりが市長の基本方針でもあります。地域をしっかりと守るためにも、国や県への対応をしっかりといただくようお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 時間も4時40分近くなりました。本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後4時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 佐藤高 清

同 議員 佐藤 博

平成21年 9月 9日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

7番	武田正樹	8番	立松新治
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	総務部次長兼 防災安全課長	服部正治
民生部次長兼 環境課長	久野一美	民生部次長兼 保険年金課長	佐野隆
開発部次長兼 農政課長	石川敏彦	開発部次長兼 土木課長	三輪眞士
教育部次長	山田英夫	教育部次長兼 社会教育課長	水野進
監査委員 事務局長	加藤重幸	総務課長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
収納課長	服部誠	市民課長	加藤恵美子
健康推進課長	渡辺安彦	福祉課長	前野幸代
介護高齢課長	松川保博	児童課長	鯖戸善弘

総合福祉センター所長 伊藤 薫
都市計画課長 竹川 彰
下水道課長 橋村 正則
図書館長 伊藤 秀泰

十四山総合福祉センター所長 佐野 隆
商工労政課長 服部 保巳
教育課長 服部 忠昭

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 忠
書 記 岩田 繁樹

書 記 柴田 寿文

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） おはようございます。早朝から継続議会に御出席いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、武田正樹議員と立松新治議員を指名します。

一般質問に入ります前に、市長から昨日の一般質問の答弁につきまして発言を求められておりますので、これを許します。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

昨日の三宮議員の一般質問に対する答弁につきまして訂正をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

来年度から開設を予定しております地域活動支援センターの利用料について、今より負担がふえない方向で考えるとお答えをしましたが、現在の福祉授産所は本人の負担はありませんでした。よって、地域活動支援センターの利用料については、利用者の負担にならないように軽減を検討していきますという形で訂正をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。申しわけございませんでした。

議長（黒宮喜四美君） 続きまして、防災安全課長より昨日の一般質問に対する答弁に対しまして説明がございました。

防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それでは全国瞬時警報システム、通常Jアラートと言っておりますけれども、これについて説明をさせていただきます、きのうの小坂井議員の御質問の内容も説明させていただきたいというふうに思います。

通常、Jアラートといいますのは、通信衛星を介して国から直接情報を送信しまして、一刻を争う武力攻撃情報、または地震とか津波情報を市民の皆さんにお知らせするものでございます。緊急情報の放送内容につきましては、この表のとおりになっておりますけれども、警報音の後、音声で緊急情報を放送するものであります。中身につきましては、1番から4番が国民保護関係の総務省関係でございますが、放送の種類、それから内容につきましてはこのとおりになっております。5番から10番が地震関係ということで、地震と津波関係、気象庁の関係でございますけれども、種類・内容につきましてはこのようになっています。

昨日の小坂井議員の御質問は5番に当たります。緊急地震速報、信号音、ピロロン、ピロロンという音の後で大地震が来ますという情報が流れるようになっております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

## 日程第2 一般質問

議長（黒宮喜四美君） それでは、日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

6番（佐藤 博君） 通告に従いまして、2点について質問をいたします。

最初に、後期高齢者医療保険制度の矛盾点について質問をいたします。

後期高齢者医療保険制度の制定については、最初から多くの人が反対をしておられました。弥富市議会においても、反対の議員の皆さんの反対意見に対して、私はある程度理解をしながら、ただ制度の内容が十分わからない中で、実施してみないと理解できないものと考え、また弥富市だけが反対していけるものかどうかとも考え、私は条例案に賛成をしてきました。恐らく、議員の皆さんも私と同じような考えを持ちながら、賛成多数で条例が制定されたのではないかと考えております。

今から考えてみて、一つの問題点は保険料の算定等が条例案では示されていなかったため、保険料が幾らぐらいになるか十分理解できていなかったこと、上限等が示されていなかったこと等であります。

その後、制度についての問題点や高齢者いじめなどと、この制度の評価は余りにも評判が悪いために、今回の衆議院議員選挙でも見直しとか廃止の意見が戦わされてきました。それは、間違いなく問題や矛盾があったからであります。

今回、私は直接保険料の納付請求を受けて大きな矛盾を感じたのであります。私なりに問題点を皆さんに紹介し、弥富市としての対応を考えていきたいと考え、ここに取り上げてみました。

先日、後期高齢者医療保険料の督促状が来ました。その督促状によると、10万円ずつ5期に分けて、1年に50万円の保険料を私1人で納めなければならないのであります。一応、2期分の20万円は現金で納付し、今後については自動的に口座振替の手続きをとりました。

私の家族は6人で、長男が所帯主となり、国民健康保険では最高額の65万円を納めているのであります。ことしからは、この国民健康保険料65万円と、その上私1人が後期高齢者医療保険料50万円を納めることとなり、50万円多くなったのであります。しかも受診の場合、その都度今までどおり3割の自己負担もあり、余りにも高額負担のため、私は納得がいなくなつたのであります。まさに高齢者いじめの保険制度であると私自身が実感したのであり

ます。

この話をしたら、公務員のOBで年金生活をしておられる方が、同じように23万円を納付したが年金の1ヵ月分になる。これは年寄りを早く死ねといじめているようなものだとか批判をしておられたのであります。恐らく、皆さんの家庭でも該当者があれば実感されることであると思います。

高額負担は、所得があるから当然と言われればそのとおりであります。これは高齢になっても自己努力をしているからであり、それなりに国税から市・県民税まで高額な税金を納めていることでもあります。固定資産税も納めております。その上、高額な保険税まで高齢者が納めなければならないということは矛盾した悪政と言うべきであります。そのため、保守的な高齢者も、今回の選挙ではノーを示したと思います。

世の中には、直面しなければわからないことがよくあることであります。私もこの制度に賛成した以上、責任を感じております。そこで、質問と改善の要望をしたいと思います。

まず最初に民生部長に尋ねます。まず、このような現状に対して、市民の中に不満があり後期高齢者医療保険を脱退されるとか保険料を滞納されるような事態はないか、またこの会計状況はどのようになっているのか、最初にお尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） それではお答えいたします。

後期高齢者医療保険制度の沿革から説明させていただきます。

後期高齢者医療保険制度は、約10年の歳月をかけ国が検討を進め、平成20年度から実施することになった制度でございます。平成18年度の高齢者の医療保険の確立に関する法律の施行により、国民に知らされることとなりました。しかしながら、実際は平成20年度の実施に伴い大混乱となったことは議員も御承知のとおりかと思っております。その後、制度を安定化させるため多くの軽減施策が打ち出され、複雑な制度となりました。

議員御質問の高齢者医療保険の脱退の申し出はということでございますが、制度実施当初、窓口での対応の中で何件かあったかと記憶していますが、それにかわる医療保険制度がないことから、この方々も現制度へ移行されました。また滞納ですが、やはり制度への不満から滞納されている方もおみえです。収納率では、8月末での平成20年度の賦課分について99.4%の収納率となっております。

後期高齢者医療特別会計は法で定められた特別会計で、後期高齢者医療に関する収入・支出について設けることとされた特別会計でございます。収納した保険料をすべて特別会計の収入とし、保険料等負担金としてすべて保険料を愛知県後期高齢者医療広域連合に納付するという会計処理を行っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 高齢者は、医療が必要であるということはだれしも了承しておるわけです。したがって、不満でありながら脱退をすることができんと、そういうことから恐らく納めておられるという実態であると思うのであります。

しかし、この制度の本旨はやっぱり国民健康保険会計との関連から来ておるわけでありまして、この後期高齢者医療保険制度ができて、弥富市として国民健康保険会計の状況はどのように変わったのか、ひとつ説明をしていただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） おはようございます。それでは、私の方から国民健康保険の状況ということでお答えいたします。

後期高齢者医療保険制度が始まって、国民健康保険の特別会計の状況でございますが、被保険者の75歳以上、従来の老人保健の対象者の方でございますが、後期高齢者医療保険制度に加入しましたので、当然のことながら被保険者数が平成20年度3月末が1万4,751人であったものが、21年の3月末では1万1,917人ということで2,834人減少しました。また、制度が変わり税率も変わったものですから比較するのはなかなか難しいのですが、仮に税率が従来と同じ税率を用いたとするならば、所得割と資産割に係る税額は、毎年国民健康保険で賦課状況調査というものをやっているんですけども、この数値として2億7,200万円ほど税額として減少しています。これは、あくまでも税率が同じならばという仮定をした状況であります。

収納率については、滞納の少ない高齢者世帯が後期高齢者医療に移行されたということも一つの要因ではあったとして、前年度の収納率は、平成19年度、これが92.5%、このときはまだ後期高齢者医療保険制度はできておりませんでしたので92.5%、20年度、後期高齢者医療保険制度ができてからは91.2%と1.3%下落しました。

歳出では、平成20年度、従来と比べて老人保健拠出金が5億2,000万円ほど減少し、かわりに後期高齢者医療支援金、これは若年者層から後期高齢者医療保険制度を支えるものですが4億8,600万円ということで、これが新たに発生しました。老人保健拠出金が5億2,000万円減少し、後期高齢者医療の支援金が4億8,600万円新たに発生したということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 形としては、国民健康保険会計が幾らか楽になったような感じに受けとめたわけあります。しかし、この後期高齢者医療保険制度に入られた方というのは、お互いにみんな大変高額な保険税を支払うということで、多分これは皆さん方不満がいっぱいあるんじゃないかと私は思っております。しかし、仕方がないから、私のようにちゃんと納税をすると、こういうことではないかと思うんです。

そこで、私は非常に問題を感じたのは、市長に伺いたいと思いますが、8月27日、衆議院選挙の3日前ですが、この8月27日の中日新聞に、「愛知県知事は自民党・民主党のマニフェストを分析・評価する中で、民主党の後期高齢者医療保険制度の廃止には明確に異を唱えた」とありました。果たして知事はこの後期高齢者の皆さん方の実態や世論を理解しておられるのかどうかという疑問を私は感じたのであります。恐らく、今後この問題は廃止か見直しか、いろいろ議論をされることだと思うんですけども、少なくとも私は、これは廃止の方向で行くべきだと私は感じております。特に、後期高齢者を差別扱いするということにも問題があると思います。

そこで、服部市長はこの制度についてどのように認識し、感じておられるのかを最初に伺いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員の後期高齢者医療保険制度について、この制度をどう考えているかという御質問でございます。

まず、結論から申し上げますと、さまざまな論議の中で昨年4月からスタートしたわけでございます。既に1年半を経過し、地域に定着しており、廃止してもとに戻すというような状況を考えるならば、大変大きな混乱があるだろうというふうに思っております。

システム上の問題だとか、さまざまな経費的な問題等もその中にはあるわけでございますけれども、この制度におきましては御承知のとおり医療給付費の1割を後期高齢者医療保険制度の被保険者の保険料で負担し、残りを若年層からの支援金と公費50%で維持していく制度でございます。高齢化社会に向けて発足した制度でございますので、まだまだ改良の点は多々あるかと思えます。例えば、保険料の軽減措置であるとか、あるいは年金からの保険料の徴収であるとか、それは普通徴収も含めて検討していくだとか、あるいは資格証明書の発行等においても緩和をしていくというようなことも含めて、さまざまな改善点が考えられるわけでございますけれども、そう短絡的には否定するものではないというふうに思っております。

しかしながら、新政権のマニフェストには後期高齢者医療制度の廃止が明記されております。恐らく、廃止に沿った改革がこれから検討されてくるというふうに思っておるわけですが、しかしながら現在の段階ではその方向性は新政権の方でも具体的に示しておみえになりません。そうした形の中で、これはあくまでも私の私的な予想でございますけれども、昨年の4月の段階で、支持団体である連合さん等はこの制度はやっぱりだめだという形の中で、就業構造が流動的になっている以上、被使用者、いわゆる働いている人と、そうでない働いてみえない被用者、OBの方を区分することはだめだということで、いわゆる高齢者という一つの独立型の区切りではなくて、一緒になって一つの老人保険制度というものが

復活するものではないんですけども、若年層の医療保険と高齢者の後期高齢者医療保険とを統一して、広域的な医療保険を運営するというような制度になっていくのではないかなあと言うふうに思っております。今後の新政権に対する、この医療制度に対する方向性を我々も十分注視していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 基本的には、一度こういう制度ができたものを、わずか二、三年の短年度で廃止するという事は、これはやっぱり政治の不信にもつながることで問題があるのかと思うんですが、ただ老人保健の医療制度ができたときと、この後期高齢者医療制度ができたときとは条件的に随分違いがあると私は思っておるわけでありまして。

したがって、特に75歳という高齢者を対象としたこの保険というのは、もっと保険料を緩和するとか、あるいはこの医療を必要としたときに自己負担を軽減するとか、やっぱりこういうことはもっと真剣に考えていかなきゃいかん問題だと私は思っております。

恐らく、ここでは私が一番最高齢者ですから、私が実感ただけで議員の皆さん方は、家族の方の中にそういう方があって不満を聞かれた方はあるかもしれませんが、そういう人がない方は余り実感がないかと思えます。しかし、これは本当に、問題は随分あると思うんです。そこで、私は率直に申し上げて、この制度は否と認めたいと思うのでありますが、そういう市長の立場からいけば、一たんこういう制度をつくったのをすぐに廃止するという事は、それは立場上も言えないでしょうし、行政不信につながってもいかにその気持ちはわかるんですけども、せめて私は今度の民主党政権では廃止か見直しがされると思っております。

したがって、市としても、やっぱりこの制度そのものがそういう見直し・廃止されるまでの間、速やかに弥富市としてはこうした事態の対応を検討していただきたい。その一つの方法は、例えばそういうような高額保険料を支払っておるということであるならば、受診時の本人負担、私は3割ですが、本人負担を軽減するとか、あるいはまた、この保険料が最高額が50万円だそうではありますが、少なくともその半額以下を上限というようなことで見直しを検討して、弥富市としての独自のそういう対策を速やかに講じていただきたい。私はこういうように希望するものでありますが、担当課長、あるいはまた市長からそうしたことに対する考え方をひとつ伺いたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） それでは、お答え申し上げます。

議員の言われる医療費の自己負担を軽減するという事ですが、既に後期高齢者医療保険制度の被保険者で一定の障害のある方や、それから市民税が非課税でひとり暮らしの高齢者の方については、後期高齢者福祉医療費給付金というものを支給して、これは現物給付とい

って窓口で負担はないんですが、自己負担を無料としています。従来の老人保健でいう福祉給付金という制度がそのまま移行しております。

議員の言われるように、あるいは高額な納税者、あるいは全被保険者を一部負担金の無料化あるいは軽減については、無料化については全国で二つのまちが自己負担を無料ということで、小さなまちですけれども実施している事実があると聞いております。していくということは聞いております。自己負担をなくすれば、弥富市として大変大きな財政負担に今の段階ではなることから、今の財政運営や今後の医療制度の改革、それから今後の高齢化を考えますと非常に難しいと考えます。

また、高額な保険料の方についての保険料の軽減につきましては、今50万円の限度額ということですが、これは高齢者の医療の確保に関する法律の施行例において定められておるんです。この保険料の50万円を超える部分について限度額超過ということで、その時点で軽減を加えている制度となっております。本来なら100万円とか200万円とか払われる保険料を50万円以上取らないというようなことで加えております。全国の広域連合は、上限を50万円とそれぞれの広域連合の条例で定めておるものですから、愛知県の後期高齢者の広域連合はさらなる軽減は考えていないというふうに聞いております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

さまざまな形でこの論議があるわけですが、私ども弥富市単独でこの制度を運用しているわけではございません。先ほどもありますように、日本全国都道府県という一つの大きな広域連合の管理でやっているわけですが、そうした形の中で、弥富市単独のことにつきましても大変問題があるわけですが。

例えば財政負担、先ほど所管の課長が話をしましたけれども、これを自己負担をなくすればというような状況を私どもとしてもシミュレーションいたしますと、さらに2億3,000万円ほどの経費がかかってくるというような状況でございます。そうしたこともかんがみながら、我々としては慎重に考えていかなきゃいかん、そんなふうに思うわけでございます。

いずれにいたしましても、新政権での新しい方向性という形のものがこれから検討されるということでございます。そうした形の中で、後期高齢者のということではなくて、名前も変わってくるのではないかなあというふうに思うわけですが、先ほども話をしましたように、今国民健康保険そのものも大変な曲がり角に来ている。私ども弥富市においても、一般会計からことしは2億1,000万円ほど繰り入れながら、何とかその運営をやっているような状態でございます。

新しい政権等におきましても、大きな財政負担ということの援助を我々もお願いをしていかないと、うまくなかなかいかないだろうというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） これは今、私は具体的な数字をもって述べたわけではありますが、私個人の場合でいきますと、去年とことしと1年に50万円余分に税を納めなきゃならんわけです。それじゃあ、例えば所得税、市民税あるいは固定資産税等はまた十分納めておるわけでありまして。その上に、さらに高齢者なるがゆえに50万円納めるといふ、こういう制度は私は悪政だと思っております。

したがって、今後はこれをどういうように改めていくかは、恐らく政府も検討されることだと思いますけれども、弥富市としても少なくともやっぱりこういう実態は把握して、何らかの助成制度とか免税制度とかは考えるべき問題だと思っておりますので、今ここで結論は出ないかもしれんけれども、十分検討されることを要望しておきたいと思っております。

続きまして、2点目について質問をいたします。

次に質問いたしますのは、農家の経常経費負担軽減への考察であります。これは、2回ほど私はこの場で質問をしてきたわけでありまして。一部、土地改良の合併というような方向で進められておるといふことでありますが、私は今回の衆議院選挙では、各政党が農家の取り込みをねらったと考えられるようなマニフェスト、あるいは政策が掲げられて議論がされてきました。所得保障とか補助金を出すとか、あるいは所得の増大を図るとか、いわばばらまきの政策が目立ったわけでありまして。

政治家は、与えればいい、施せばいいという発想しかできないのかなあといふことで、私は非常に残念に思ったのであります。私は、まずこの前にやるべきことがあるのではないかとあって、今まで土地改良の経常経費の軽減を言っただけでまいりました。今回の選挙でも、盛んに無駄遣いをなくす、天下りを廃止するといふことが叫ばれてきたのであります。無駄遣いをなくすというなら、まずこの農家の不要な経費負担の軽減に視点を合わせて、徹底的なメスを入れることではないかと思うのであります。

そのためには、先回も申し上げましたように、旧弥富町では皆さん御承知をいただいておりますように、機械化銀行による農家の経費負担の軽減策をやってまいりました。今後は直接営農にかかわらない非営農、要するに直接生産にかかわらない分野の経費の削減を真剣に検討しなければならないと私は提言しているのであります。その一つが今の土地改良団体の経常経費の削減のためにメスを入れることであつたはずで。

先日の毎日新聞に「農政トライアングル崩壊」という見出しで「民主党政権にかわって長年農協と自民党農林族、農水省の3者の相互依存体制は崩壊した」と、こういうように書かれておりました。まさにこのトライアングルは土地改良団体の体制の最たるものであります。時代に合わない予算や古い仕組みは変えなければならないのであります。新しい時代に着眼し、新しい時代に即応した施策・予算を考えるべきであり、メンツや利権構造にこだわって

はいけないのであります。

そのために、まず弥富市内の土地改良団体の統合とか、あるいは人件費、退職金の積立金、事務所経費の削減を今検討していただいておりますが、さらに多額な経費を要する土地改良団体連合会、とりわけ海部土地改良区初め土地改良団体の機能や必要度について検証をし、不要・無駄な部分に徹底的なメスを入れ、改革を実行し、農業者の経費負担の削減に努力することが重要ではないかと思っております。

そこで、まず最初に海部土地改良区について事前に調査をしておきましたので、開発部長にお尋ねをいたします。

現在、海部土地改良区はどのような業務を行っているのか。2番目として、職員の数と人件費の総額はどれだけか。3番目、海部土地改良区運営の経常経費のために農家はどのように負担をしているのか。この3点について質問をいたします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） それでは、佐藤議員からのお尋ねの件に対してお答えをさせていただきますと思います。

海部土地改良区はどのような業務を行っているか、第1点目でございますが、海部土地改良区の定款等にもございますように、土地改良区の最たる目的と申しますのは、やはり農業生産基盤の整備及び開発、それから農業生産性の向上、こういった農業生産性の増大とか農業生産性の選択的拡大、農業構造改善に資すると、一般的なことが目的になってうたわれております。

そうしまして、次の土地改良区の中でどのような業務を行っているかということでございますが、この海部土地改良区の生い立ちというのは、私より佐藤議員の方がよく知って見えると思うんですが、やはりかんがい施設、要は農業用水の施設ですね、パイプラインのそういったもの、それに付随する排水施設の維持管理、それからその施設の新設・更新に関連しましての土地改良の事業と、そのほか、これはすべて関連してくるわけでございますが、木曾川用水地区の地盤沈下対策事業、パイプラインに関連してきます地盤沈下対策事業、それから木曾川用水施設の緊急改築事業等々があるわけでございます。それに際しましては、農地の保全、それからそういった施設の災害復旧、こういったもろもろのものが事業の中にございます。

それと近年合わせまして、特定農業用管水路の特別対策事業、これはやはり今のパイプラインが敷設されましてから相当の年数が経過してございます。そうした中で、石綿管、いわゆるアスベスト対策、こういったものの対策を逐次実施していくということでの事業でございます。

次に、2番目の職員の数と人件費でございますが、総額どれくらいあるかということでご

ざいますが、平成21年度の海部土地改良区におけます人件費につきましては1億2,270万円でございます。その内訳につきましては、給料、当初の予算計上させていただいておりますのが5,930万円、実質的な勤務状況につきましては13名というふうに聞いております。この中に、諸手当、要は扶養だとか期末勤勉手当がございますが、給与のほかに諸手当でございますが4,670万円、それから法定負担金、要は健康保険または厚生年金等でございますが、その負担金額でございますが1,670万円でございます。

それから、海部土地改良区の運営に関しまして、経常経費のために農家はどのような負担をしておるかということでございますが、この経常経費の負担につきましては、どの土地改良区も同じでございますが、定款によりその運営事務費、事業に要する経費に充てるための賦課でございます。海部土地改良区におきましては事業施行に係る土地の地籍割の賦課、それから土地改良区の区域内にある土地すべてにつき地籍割での賦課をさせていただいておるといって御理解をいただきたいと思っております。これは経常経費の場合でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） この地域では伊勢湾台風後、特に地盤が低いことが実証されまして、さらに地盤沈下の進行が著しいことなどによって、土地改良事業が重要な事業として位置づけられてきたことは事実であります。圃場整備だけでなく、用排水事業、地盤沈下対策事業、あるいはまた農道整備など農業振興災害対策を中心とした農地・農業基盤の整備が行われて大きな成果を上げてきたことは事実であります。

そのために、今まで土地改良事業は農村地帯における農業行政の花形として全盛期を誇ったものであります。当時では、土地改良と言えば泣く子も黙るくらいの勢いでありまして、土地改良からと言ったら農家はみんな何事も従ってきたというのが、これはもう過去の実情であります。現在は事業計画、事業予算獲得のために、国や県とのパイプ役として海部土地改良区の果たした役割を私は認めていかなければならんと思っております。

しかし、今、米の生産調整が始まって、時代の推移によって農業行政も大きく変わり、今では土地改良団体の存続についても必要度を見直す時代がやってきたと思うのであります。いつまでも当時と、当時といえは今から20年、あるいは二十五、六年前と今とでは大きくさま変わりをしておると思います。

確かに、この海部土地改良区ができたときには、今開発部長から説明があったようなこういう定款等で、海部土地改良区は農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的にということであったわけでありましてけれども、今ではその具体的な一つ一つのものがほとんど維持管理程度で行われていないというのが実情ではないかなあと私は思うわけでありまして。

そうしたものににかかわらず、依然として経常経費としての人件費は、今予算でいくと14人で総額1億2,270万円、これは1人にすると、もちろん手取りではありませんけれども、1人にすると約870万円ぐらい支払わなきゃならんということなんです。そのために、農家は現在1,000平米、1反当たり経常経費だけで2,400円負担をしておるといふ実態であります。仕事は減ったけれども経常経費等は相変わらず同じであるといふ、こういう体質は私は改めるべきだと思っております。

そこで、私はこういうような実態をつぶさに検討して、本当に海部土地改良区の定款どおりのことを今も事業量として全部やっておるのかどうか。あるいはまた、それぞれの土地改良団体がやっておることと重複しておることもあるわけです。連絡調整ぐらいの仕事もいっぱいあるわけです。ですから、この仕事の内容、定款の目的と現在の仕事の量と、こういうものはきちっと見比べて、そして改めるところは改めていくというようにすることが最も大事だと思っております。

この中には、それぞれ市町村長がたしか海部土地の役員になっておられると思いますが、弥富市も予算書でいくと30万1,000円の負担金を出しておるわけです。こういう点を一遍つぶさに検討してみて、恐らく現在のこの管内、津島、それから愛西市、弥富市、そして旧海部郡、それぞれのところの方々は海部土地改良区ができた当時の経過等は御存じないと思うんです。恐らく、この海部土地改良区ができたときの経過を知っておるのは私1人しかないと思うんです。

ですから、私が今言っておるような定款の事業内容と現実の事業量とは大きな差があることは間違いありません。ですから、一遍弥富市が先頭に立って、この内容を調査されて、そして管内の市町村長、あるいは土地改良関係団体、あるいは役員の皆さん方に一遍こういうことをちょっと検討して農家の経費負担の削減をしようじゃないかという提案をしていただくことも一つの大事な問題ではないかと、私はこのように思っておりますが、服部市長、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） まず、開発部長。

開発部長（早川 誠君） 失礼いたします。

市長の答弁の前に、先ほど佐藤議員の方から30万1,000円の金が出ておるといふことでございますが、これはあくまでも海部土地改良区の会費的なものではございません。と申しますのは、この弥富市内におきまして旧市江地区、特に今の前ヶ平だとか中地ですね、ここの用水のポンプ係、これが実は愛西市の方からの導水計画になっております。それに対する維持管理費でございますので、これは他の土地改良区と同様な取り扱いですので、ひとつ誤解のないようお願いしたいと思います。これは、あくまでもそういった経費の市からの助成の関係でございますので、ひとつお願いします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 昨日は渡邊議員から県土連、あるいは海部支会というようなところにつきましてお話、御質問をいただき、きょうは佐藤議員の方から海部土地改良区という形の中でのさまざまな御質問をいただいております。

何回も繰り返して申し上げますけれども、土地改良事業というのが私たち行政にとって安心・安全なまちづくりという形の中におけるさまざまな事業というのは欠かせないわけでございます。生活環境からいたしましても、湛水防除しないと自然排水ができないような状況の中で私たちは生活をさせていただいております。また、地盤沈下対策、あるいは圃場整備、さまざまな形の中での事業があるわけでございます。

そして、私ども今弥富市は3つの土地改良がございまして、鍋田土地改良、そして弥富市土地改良、そして十四山土地改良という形であるわけでございますが、我々の地域だけでもしっかりと事業計画を、お互い行政等含めて話し合いをしていこうじゃないかということで、話し合いの場をことしから持たせていただいております。これも継続的な話し合いをしていこうという形の中で両者が合意をしているわけでございます。そしてそれぞれの土地改良事業の中で、どういう事業計画を持っているんだという形の中で精査をしていきたい、また私たちにも知らしめていただきたいということを御案内いただいております。

また、農家に対するそれぞれの負担金が非常に大きいのではないかという形でございます。私ども弥富市における、それぞれの土地改良における農家負担は、経常賦課金というような状態では用水・排水も含めると10アール当たり約6,000円から7,000円ぐらいになるのではないかなあというふうに思っております。確かに大きな負担でございます。また、転用決裁金等につきましても、反当たりという形の中で出てくるわけでございますので、非常に大きな御負担があるかと思います。

しかしながら、そういう御負担の問題につきましては、やはり土地改良事業の中で役員さんもおみえになります。しっかりと理事の中でお話し合いをさせていただき、そしてそれぞれの考え方をやはり農家に対して向けていく、そういう時代になったことは確かだと思っております。そういった形に対して、我々も行政としてできることにつきましては、アドバイスというか、考え方を示していきたいというふうにも思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 一昨年から私がこういうことを提言して、今弥富では市長の答弁がありましたように、3土地改良区団体と市とでいろいろ検討を始められたということは、これは大きな一歩前進であります。これは弥富の中の問題です。ところが、私はその中で一番

大事なことは、土地改良団体というのは農家が加入しておるわけですが、農家が負担金を出して農家がやらなきゃならないもの、例えば圃場整備とか用水に対する費用負担とか。ただ排水機だとか道路だとか、いろいろなものが土地改良がやるべきことではなくて、むしろ市が直轄でやればええと言うのが私の考え方なんです。

これはもちろん、かつてはそういう排水機とかそういうものも農家のつくられたものであって、農家の財産であったわけでありまして。ところが、もう農家だけの財産じゃなくなつたんですから、これはもう市がやるべきだと、こういうことで農家の負担金も減らしてきた。そして、市もたくさん出してきた。国や県の予算ももちろんですけども、そういう経過もありますので、これはそれなりの一歩弥富が前進をしているわけでありまして、今申し上げたような農家だけのものであるのか、市の公共性のものであるのかはきちっと見分けて、この分担は一遍しっかりと考えて農家の負担軽減をしてもらいたい。そのためには、まず土地改良団体の職員に対する経常経費、これをやっぱり真剣に考えていくことが必要だと思っております。

あわせて言うならば、もう一つ海部土地改良区も同じことなんです。ですから、海部土地改良区も弥富だけで解決できませんから、これは海部土地改良区の役員会とかいろいろの総代会とか、そういうのがあつたわけですが、これは恐らく弥富の場合では市長が参加しておられると思うもんだから、やっぱり関係の市町村長ともこの見直しはしていただくべきだと思うんです。今、海部土地改良区が13名、予算では14名、そして1億2,270万円というような人件費を使ってやる、その効果がある状況であるかどうかということは、これは真剣に皆さんが調査をしていただければわかることだと私は思っておりますので、そういう点で一度こういうことも関係市町村長でよく協議をして、できたときはできたとき。できたときは今海部郡の市町村長はだれも知っておられません。私しかありません。はっきり申し上げて。ですから、私があえて申し上げるわけでありまして、どうぞひとつその点は、きょう結論を出すわけではありませんけれども、市長にそういう努力をしていただくことを要望して、私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 会議をして1時間近くがなります。ここで暫時休憩をとります。再開は11時5分といたします。

~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩を閉じ会議を開きます。

次に、1番 堀岡敏喜議員、お願いします。

1 番（堀岡敏喜君） おはようございます。公明党堀岡でございます。

通告に従い質問をさせていただく前に、過日行われました衆議院選挙を受けて、私も少々述べさせていただきたいと思います。

一言で言うなら、奇妙な選挙だったなあと実感する選挙でありました。確かに漢字が読めなかったり酔っぱらい記者会見があったにしても、麻生政権が大きな失政をしたわけではなく、かといって民主党が何か強力な対案・政策を打ち出していたわけでもありません。国を二分するような政策論争が行われたわけでもありません。ただ、むき出しの政権交代の可否が争われるという何ともわかりやすい選挙でありました。

民主圧勝、自民大敗という衆院選の結果を受けて、朝日新聞社が8月31日、9月1日に実施した緊急の全国世論調査によると、民主党中心の新政権に期待すると答えた人が74%に達し、政権交代が起きてよかったとする意見は69%、しかしまた民主党政権が日本の政治を大きく変えることができるという人は32%という結果であります。

また、目玉政策となった1人月2万6,000円の子供手当を支給して、所得税の配偶者控除などを廃止することに賛成は31%、反対は49%であります。高速道路を無料化して建設の借金は税金で返済することについては賛成は20%にとどまり、反対が65%とかなり評判が悪い世論調査の結果が出ておりました。つまり、有権者の多くは手放しで政権交代に期待しているわけではないということであります。

イギリスの労働党と保守党、アメリカの民主党と共和党の二大政党は、階級や宗教、人種など長い歴史のバックグラウンドの積み重ねがあり、そういう伝統が貫かれております。しかし、日本の場合は二大政党といっても、それぞれを支持する人がさほど変わりません。本質的な違いのない小選挙区二大政党は、常に51対49の勝負を制するためにポピュリズムの政策を打ち出したがります。というより、打ち出さなければ勝つことはできないのであります。ここに小選挙区のわながあるように思えてなりません。

具体的に言えば、日本の内なる最大の課題は財政問題であることは間違いありません。その上、日本経済に再びの高度経済成長が来ないことは明白であります。ゆえに、何かを充実するならば何かを削ること、さらには新たな負担を求めなければならないのであります。これからの政治は、痛みを堂々と語るのとなければ虚構ではないでしょうか。しかし、どの政党のマニフェストを見ても負担増を堂々と主張しているところはありません。これをポピュリズムと言わずして何と云うのでしょうか。

今回の選挙では、自民党が景気回復の消費税アップの議論を持ち出すと、民主党が4年間は消費税を上げないと宣言して、幼児教育の無償化には子供手当、土・日・祭日1,000円走り放題には高速道路無料化、あげくの果てには先進国で最悪の800兆円を超える借金をつくり出したことを柵に上げて、財源なきばらまきだと批判合戦、これが繰り返されれば小選挙

区比例並立制度のもとで成熟した二大政党が日本に定着するどころか、選挙のたびにだれがやっても変わらないという政治不信は変わらず、借金ばかりふえてこの国を危うくするのではないかと思うのであります。

今回の選挙は、新たな時代の入り口に過ぎないと考えます。政権交代があり得るといふ緊張感の中で、小選挙区比例代表並立制という選挙制度の中で政党が競い合うことによって政策の質が高まっていく、そうした政治が日本に根づくかどうか、問われるのは選挙後の政治と国民のありようではないでしょうか。

あんまり長くしますと、議長からストップがかかりますので、質問に移りたいと思います。

一つ目に、新型インフルエンザの本格的な流行に対しての我がまちの取り組みについて伺いをいたします。

新型インフルエンザの感染が急速に拡大をしております。8月24日から30日の週には、学校などで発生した集団感染件数が1,330件に上りました。これは前の週の約1.5倍、厚生労働省が報告をとり始めた7月下旬以降5週連続の増加であります。また、8月23日から29日の1週間にインフルエンザを原因とする休校や学年・学級閉鎖などの処置をとった小・中・高の学校・保育所・幼稚園は32都道府県278施設に急増し、1週間前の8件77施設に比べ3.6倍にふえました。9月1日から全国の学校で2学期がスタートをし、感染が爆発的に拡大していることが懸念されます。

厚労省が8月28日に発表した流行シナリオでは、9月下旬から10月に流行のピークを迎え、1日当たりの新規発症者数は76万2,000人、入院患者数は約4万6,400人に達すると推計しております。これは国民の発症率が20%のケースで、都市部などでは発症率が30%を超える可能性を指摘しております。既にどこでだれが感染してもおかしくない状況であり、患者の急増に対応できる各地域ごとの医療提供体制の確立が急務であります。医師や看護師など人員の確保を初め、重症者の増加を想定したベッドや人工呼吸器などの医療器の確保、休日・夜間の診療体制の整備、院内感染対策など問題は山積みであります。

しかし、各医療機関にとっては看護師1人ふやすだけでも容易なことではなく、国・地方自治体の医療機関に対する財政支援が不可欠であります。行政と医師会、医療機関など、関係者の緊密な連携による迅速な体制整備を強く望むものであります。

公明党は8月24日、政府に対し新型インフルエンザ対策の一層の強化と医療機関に対する十分な財政支援を強く求める緊急の申し入れを行いました。申し入れでは、10月下旬にも出荷が始まるとされるワクチンの接種費用への公的助成も要望をいたしました。

これに対して、舛添要一厚労相は今月4日、接種費用に関して低所得者を対象に無料化や一部負担軽減を行う方針を表明いたしました。ただ、日本小児科学会も接種を受けられない子供が出ないよう費用を無料化すべきだと要請しております。子供でなくても重症化の危険

性が高い糖尿病やぜんそくなどの慢性疾患患者、妊婦、高齢者にとっても費用負担の問題は切実であります。収入によってワクチン接種の機会に格差が生じることがないように、政府は公的助成による無料化や負担軽減の対象者の範囲を可能な限り拡大すべきだと考えます。

新型インフルエンザが国内で発生した当初、国は感染拡大を防ぐため、発熱外来を設けて特別な病気として治療する方針をとりました。しかし、厚生労働省は6月19日新型インフルエンザ対策の運用指針を改定し一般診療に変更、多くの人を受診しやすくなった一方で、持病で免疫力の弱まった高齢者や妊婦、乳幼児らの高リスク者への対応が課題となりました。

新学期も始まり、これから冬にかけて集団感染の拡大が懸念され、学校現場での対策も急がれます。本格的な流行が予想より早く始まった新型インフルエンザに甘い予見は通用いたしません。感染の早期発見や急拡大の防止に自治体がどのように取り組むのか、想定外をなくし、最悪を予見しながら最善を尽くす冷静な対応が求められております。

昨日、本市におきましても新型インフルエンザ対策行動計画（案）が発表されました。私も二度、三度繰り返し読ませていただきました。言うまでもなく、市民の一人一人に手洗い、うがい、せきエチケットの徹底をしていただくことが基本であります。また、みずからの予防と拡散抑止のための啓発を、意識持続のためにあらゆる媒体を使って行っていただくことを強く要望いたします。

行動計画（案）には、私の5項目の質問に対する答えも多く含んでおります。この際、総合的にこの対策を講じるに当たり、市としての取り組みの決意をお聞かせ願いたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

堀岡議員のおっしゃられるとおりでありまして、今回の新型インフルエンザにつきましては、市内でも感染者が発生しております。本格的な流行が始まっていると考えております。特徴は、弱毒性と言われておりますが、極めて感染力が強いことであり、基礎疾患のある方が重症化し、亡くなられる例も出ております。

当市といたしましては、保健所など関係機関との連絡、情報提供を緊密にするとともに、今後国や県が行うパンデミックワクチンの接種に積極的に協力をしてまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

本来、一つ一つの質問を各関係課にお願いしたいなあとってはおったんですけれども、計画案が出された以上、弥富市挙げての対策本部ということですので、また議会の諸先輩方との議論も兼ね合いながら、市民の安全・安心のために最善を尽くしていただくことを切に

お願いをして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

ことしの夏、日本は災害列島と改めて思い知らされました。7月の九州・中国地方の豪雨、そして台風9号に伴う豪雨が兵庫県を初め日本の各地を襲いました。この台風が東に向かった8月11日未明、進路に当たる東海地方で駿河湾沖を震源地とするマグニチュード6.5の強い地震が発生いたしました。当初懸念された巨大地震、東海地震との関連はないと判断はされましたが、どちらも被害は深刻であります。台風シーズンはこれからが本番であり、大きな地震はいつどこで起きるかわかりません。

9月1日は防災の日、そして9月は防災月間であります。また、本年は多大な犠牲を出しました伊勢湾台風から50年の節目を迎えます。6月7日には、県を挙げて大規模な防災訓練が行われ、先日6日には本市独自での防災訓練も行われました。弥富市の歴史と今夏の地震と台風被害の教訓を生かし、点検と対応策を急ぎ、備えあれば憂いなしを徹底してまいりたいと考えます。

質問でございますが、7月の山口県などでの豪雨被害、8月の台風9号がもたらした豪雨被害と合わせた死者は39人、その7割以上は65歳以上の高齢者が占めております。雨の音があつて防災無線が聞こえない、老夫婦だけで思うように避難移動ができない、深夜に避難所へ移動中に被害に遭ってしまったなど要援護者の避難対策やその計画、ハザードマップなどが用意されていても、生きた防災活動にはつながっていないことが浮き彫りになっております。

昨日、小坂井議員からも指摘がありました。弥富市のハザードマップによれば、浸水しない場所はほとんどなく、実際に濁流の中、避難場所にたどり着けるのかもわかりません。また、昨年の9月議会でも質問をいたしました。高齢世帯、障害者世帯、外国人に對しての対応などを含め、だれもがこんなときにはこうするといったふうに即行動できるよう周知の徹底を図る必要があると思っております。我がまちの取り組みと対策をお伺いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それでは、堀岡議員の御質問にお答えします。

最近の愛知県でも、去年の8月に岡崎を中心に発生しましたゲリラ豪雨を初め、想像を超える突発的な災害が起きております。先ほどの事例にもありますように、当市におきましても例外ではありません。基本的には、弥富市地域防災計画に基づいた訓練を通して、地域や市民にしっかり根づかせていきたいと思っております。要援護者対策につきましては、現在も取り組んでおりますけれども、行政、民生委員、区長、自主防災会とさらなる連携をとりまして、要援護者一人一人に対する検証を進めてまいります。

また、市の防災訓練を初め、各地域における自主防災組織が繰り返し繰り返し実施してい

くことが大切であると認識しております。今後も、常々あらゆる被害を想定しまして、市民に対する啓発を継続してまいります。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ぜひよろしくお願いいいたします。弥富市に住まれる方だれもが、この季節になりますと伊勢湾台風ということが語り継がれておる部分もありますし、特に50周年という形でいろんなところでいろんなイベントが行われて、改めて水害、弥富市が一番受ける水害に対しての防災意識というのが高まっているとは思いますが、今起こるのか、今起こって、すぐどういうふうに行動していくのかということがわかっていらっしゃる方が何人いらっしゃるのかということが一番の問題であると思います。私も、自分の住んでいる地域で、また自主防災にも積極的に参加をして、市民の方々にまた伝えて啓発をしていきたいと思っておりますので、市の方も全力を挙げてそういった後押しをしていただいて、市一体で一人の犠牲者も出さないという決意で望んでいただきたいと思っております。

次の質問ですが、静岡沖地震は震度6弱の揺れにもかかわらず被害が少なかったのは、東海地震を想定した住民の備えも被害の軽減に役立ったと言います。静岡県内の家具の固定化率は全国最高レベルであり、旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象にした耐震診断・耐震補強を全国に先駆けて、T O K A I - 0、T O K A I - 0というのは、東海地方の「東海」と家具が倒れる「倒壊」をかけた二つ文字をかけたT O K A I - 0事業など、防災先進県の取り組みが評価されております。

また、震度6弱だった牧之原市の特別養護老人ホーム、入居者は50人ということでしたけれども、花瓶一つ割れなかったと言います。ベッドの安定とお年寄りの安定のために、ベッドは床から約15センチの低いものにし、ガラスは飛散防止加工がしてあり、避難訓練も毎月1回実施しているそうです。

これも昨年の9月議会で質問させていただきました。住宅の耐震補強の促進と御家庭における倒壊家具対策などを含めた我がまちの取り組みと対策をお伺いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） これまで、新市の形になりまして防災計画を基本に、ソフト面では防災マップや、あるいは帰宅支援マップ、ハザードマップ等啓発に努めてまいりました。また、水や食料を初めさまざまな災害用備品の備蓄をしまして、ことし1月から同報無線により市民の生命・財産を守っていくということで運用を開始して、あらゆる対策を講じてきております。また、先ほどの輪中の郷などの施設につきましても、消防署等と連携しまして防災対策を働きかけてまいります。もう一つは、かねてからそれぞれの地域、これは自分たちで守っていただくということで、自主防災組織を立ち上げていただきたいということで今後もお願いをしてまいります。

また、家具の固定に対する補助とか、ガラス飛散防止などについても取り組んでおりますけれども、先進市を参考にしまして、市民の安全・安心のためにさらなる研究を継続してまいりたいというふうに考えております。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員に少し補足しながらお答え申し上げます。

つい先日も、私ども弥富市としては総合防災訓練ということをさせていただいたわけでございます。また、最近におけるさまざまな集中豪雨、あるいはゲリラ豪雨という形から始まりまして、台風等々のさまざまな自然災害が日本の各地で起きておるわけでございます。

私はそのときにもお話をさせていただいておるわけでございますが、この災害に対する防災訓練というものを、訓練、訓練という形でやるのが大きな力になってくることは事実でございます。いざというときには、そういった訓練が生きていかなきゃいかんというわけでございますけれども、私がお願いしたいのは、こういったことに対してもやはりみずからの命はみずからが守るという形での自助、そして地域でお互いの連携プレーという形の中での共助、そして行政が行わなきゃならないという形での公助ということが連携していかないと、総合的な防災という形にはならないだろうというふうにかねがね思っておりますので、あえてそのことをつけ加えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。市長のおっしゃる自助・共助・公助、これは昨年9月も質問の折に私の方からも話をさせていただきまして、ただ自主防災の防災訓練であるとかいうものが、本当にその地域地域の方が全員参加されて、また意識されてというものが今できているのかどうかというのが各地域によっての問題にもなりますが、一人でも多くに浸透していくその啓発活動というのは、私はずっと続けていかなければならない使命があると思いますので、私どもも行政に携わる者としてしっかり啓発活動を行っていきたいと思いますので、市も河川浸水、またあらゆるその災害、これからも起こり得るだろうということを、最悪を予見しながら最善を尽くしていただきたいと思います。

最後の質問であります。静岡沖地震は製造業を集積する東海地域を直撃いたしました。地震列島に立つ日本経済のリスクを改めて浮き彫りにいたしました。特に経済活動の大動脈である東名高速道路は一部不通となり、物流への影響は広がり、企業の危機管理体制に警鐘を鳴らすものとなりました。災害で企業活動が途切れることを防ぐための指針が事業継続計画、いわゆるBCPであります。その重要性が改めて浮き彫りとなりました。

しかし、このBCPの策定には労力が必要であり、あまり導入が進んでおりません。内閣府が2008年6月に発表した調査によりますと、策定済み、また策定中は大企業で35.3%、中小企業では15.8%にとどまっているのが現状であります。これから発展する弥富市において、

ふえていく地元の企業を守る意味でもBCP策定の啓発は重要だと考えますが、我がまちの取り組みと対策についてお伺いをしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それでは、お答えします。

企業防災の促進及び本市の取り組みにつきましては、本市では弥富市地域防災計画を定められておきまして、その計画に基づいて進めてまいります。市といたしましては、県及び商工会等と協力をしまして、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努めてまいります。

また、中小の未策定の企業のところにつきましては、重点的にPR紙等を配布しまして、県などの関係機関及び商工会等と連携しまして、企業防災の重要性、企業継続計画の必要性について啓発してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。ぜひ実際の数値を追って、どのぐらいの企業がどのぐらいの策定をされたのか、これを実質追っていくことも大変必要じゃないかなあと 생각합니다。

いずれにしても、いろんな災害、インフルエンザを初め大不況もそうですし、台風もそうですし、水害もそうです。いろんな危機が一遍に来ている状態でもあります。行政におきましては大変御苦労なことだとは思いますが、市民の安心・安全を守る上で、最悪を想定し最善を尽くす。何遍も言いますが、このことに余念なく遂行していただくことを切にお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に、山本芳照議員、お願いします。

9番（山本芳照君） 9番 山本です。通告に従い2件の質問をさせていただきます。

初めに、福寿会の皆さんから大変好評のある市有バス「福寿号」の使用状況についてお伺いをいたします。

昨年度のこの福寿号のバスの使用実績について伺いますけど、大体福寿会で何回ぐらい使用したのか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） お答えさせていただきます。

20年度の使用実績につきましては、福寿会で78回ございました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 20年度の実績は78回使用したというお答えでありました。現在、福寿会は今76クラブあるというふうになっております。今、福寿会が1年間使えるこの市有バス

の回数は年2回というふうにルールがなっているということでありまして、78回ということはすべてのクラブが2回は使っていないという数でありますし、また全く使っていないクラブもあるのかなあというふうには思いますけど、その辺の実績についてお答えください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 福寿会の団体につきましては76団体ございますが、今の使われていない団体もございますが、その辺のどこが使っていないかというところまではちょっと調べてございませんので、ただ、ないところはございまして、2回のところもあるということでございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 実は、結構使う地区の福寿会によっては2回では足りないという声も聞きますけど、実際それぞれの各クラブが2回使うとすると152回使うことになるわけでありまして、20年度の実績からいきますと使った回数は78回ということは、2回以上使用可能ではないのか、各クラブにですね。ひょっとしたらというふうに思いますけど、その辺の考えはどのような考えを持っているのかお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 20年度の実績でございますが、福寿会と合わせまして257回使用実績がございます。福寿会の使用回数も入れてでございますが、その福寿会以外でございますが、これは公務による使用が179回ございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、福寿会以外で公務でいろいろ使って全体で257回使ったということでありまして、いろいろな公務があるかと思えますし、いろいろな団体があるかと思えますけど、福寿会以外の使った団体は何団体だったのか、教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） この団体ということではなくて、公務で使用しておりますので、その中の団体が申請して使用したということではございませんので、その辺は団体という把握はしておりません。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 基本的に、この福寿号に対する市有バスの管理規定がありまして、「公務もしくは市長が認めるとき」と、こういうふうになっているわけでありまして、一度ほかの団体が使った実績があるのかないか明確になりませんが、これからほかの団体がどのぐらい使ったのか、一度調べて報告をお願いしたいと思います。

それから、このバスに対する、民間委託で、私が聞いている範囲では三重交通が契約をして運転手を雇ってバスの管理をしておるというふう聞いていますけど、この運転手に対す

る教育等がどのようになっておるのか、若干疑問に思うことが発生をいたしております。例えば、運転手がバスに設置されております放送機器、冷蔵庫、カラオケ等について十分取り扱いを熟知していない。運転手に聞いても、「いや、どこにスイッチがあるのかわからん」とか、「取り扱いがわからん」とか、そんなような返事が返ってくるということも多々聞いていますので、こういった運転手に対する管理・指導教育はどのようになっているのか明らかにしてください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 現在、バスの運行につきましては、入札によりまして年度ごとに受託業者を決めまして運行しておる状況でございます。御指摘の機器についても、十分取り扱いについて不備がありましたことにつきましては、昨年度そのような御意見もいただいております。その点につきましては御迷惑をおかけしたと思っております。この4月から受託業者も変わりまして、年度当初にも受託業者へのそういった教育の徹底も万全にしておりますので、現在のところはないと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本芳照議員。

9番（山本芳照君） 教育の関係については、去年そんな事例もあって発生しているということでもありますけど、この運転者に対する教育について、これは市が責任を持ってやっておるのか、それとも委託した業者が責任を持ってやっておるのか、お答えください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 当然、委託業者としましては弥富市になりますので、当然責任は市にございますが、実態としましては受託業者が教育を行っているのが実情でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本芳照議員。

9番（山本芳照君） やはり、ある意味で業者任せにせずに、やはり市の職員も立ち会って、教育の方は徹底をしていただきたいというふうに思います。

それから、このバスを利用するときに、車にはそれぞれ傷害保険等がかかっておりますけど、このバスを利用するときに傷害保険等の取扱いはどのようになっているのか、使用する団体がその都度払うのか、最初からバスに、40人乗りでありますので40人分の保険を既にかけておられるのか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） バスに乗車している市民の方に対しましては、市がかけております自動車共済保険により補償がされるということになっております。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） バスには市の方が責任を持って傷害保険をかけておるので、安心して

各種団体、利用者は乗車することができるということがわかりましたので、これからもこのバスについては結構希望がありますし、福寿会以外でも、ほかの団体から借りられるものなら借りたいなあと。大分前の議会でも、小坂井議員の方から野球チーム等が試合の遠征に行くときも借りたいなと、こんなお話もありますけど、結局は貸してもらえなんだということでありまして、今弥富市が福寿号ともう1台、旧十四山村が持っていたバスがあるはずなんですけど、一度これらのバスについて使用実績を一欄表にして提示をお願いいたします。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。

防災対策についてであります。

8月11日午前5時7分ごろ、静岡県沖の駿河湾を震源とする地震が発生いたしました。伊豆市、焼津市、牧之原市、御前崎市では震度6弱の揺れを観測した。震源の深さは約23キロ、マグニチュード6.5と推定されるという内容であります。

この地震の発生に伴い、弥富市では発生と同時に同報無線が放送され、弥富市では震度4の地震が発生したというふうに報道されまして、私も早速テレビをつけてみますと、最終的には震度3であった。こんな状況の地震でありました。この地震の発生したときに、市の対策本部としてどのような対応をされたのか、明らかにしてください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 昨日の小坂井議員の御答弁の中でも一部ございましたが、再度御答弁申し上げます。

職員の非常配備体制につきましては、地震と風水害で一人一人の役割を定めております。まず、今回の地震の配備基準につきましては第1非常配備から第3非常配備の区分によりまして、それぞれの体制にそれぞれがつかます。

第1非常配備では、先日の8月11日の震度4の地震が発生したということで、これは部長級と防災安全課職員が自主的に参集をしております。これは同報無線等でそういうものを確認してから参集しております。それで、地震災害警戒本部開設準備室を立ち上げております。

それで、次の第2非常配備につきましては震度5弱以上の地震が発生したときということで、これは主任以上の職員が参集しまして、災害対策本部もしくは地震の災害警戒本部を立ち上げ対処いたします。

第3非常配備におきましては、震度5強の地震が発生したときや重大な災害発生が発令された場合につきましては、全職員が自主参集いたしまして対応いたします。地震の場合につきましては、職員に対する連絡は一切ございませんが、先ほど言いましたように8月11日の地震におきましては、当初震度4ということでございましたので、第1非常配備ということで部長級職員、防災安全課職員が参集いたしまして、当市は初期振動が3.1ということでございましたが、災害対策本部長にその旨も連絡いたしまして解散をいたしました。被害報告

も確認しましたところ、管理課員に確認しまして、ないということで解散をいたしております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 8月11日は、幸いにも震度3で弥富市では被害がなくて本当によかったと思っています。ぜひ、ある意味では一つの訓練の場になったようなこの地震でありまして、これからもこういった地震が発生したときに機敏な対応を市の方に要請をしておきます。

それから、昨日からこの場で述べられています同報無線の関係について、少しお伺いをいたします。

現在、南部地区に33局、それから北部地区に56局、合計89局で、親局が1局あって90局の同報無線がそれぞれ各地区の公共施設等に設置されていますが、今後、この同報無線の増設について、考えがあるのかないのかお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 結論から先に申し上げますと、現段階におきましては増設することは考えておりません。全国的に見ましても、この当市のような規模の同報無線の数の例は、当市の規模以上のものは見当たらないというのも現状でございますので、よろしく願います。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 地区、それからその環境によって、今の数だけでは十分放送内容が聞き取れないという地区もあるやに私どもは聞いております。今のところ増設する予定はないということでございますけど、ことしの1月から放送が実施されまして6ヵ月以上経過するわけでありまして、市の方としては取りつけた結果の調査はいつごろやって、増設する気はないという判断を立てたのか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員の御指摘の調査につきましては、しておりません。しかし、その調査によって増設することを考えないということではなくて、これも同報無線が100%、こういう通報手段のもので100%カバーできるという考えのもとで設置されたものではないというのが、まずこれは外で、屋外用での同報無線というのは100%のカバー率ということでございます。現在、市民の方から家の中で窓を閉め切って聞こえにくいとか、あと逆に近くの方については昼寝をしておるところにかなりやかましいというようなこともございまして、音量につきましてはレベルの1からレベル4まで段階がございまして、緊急用につきましては、最大のレベル4で設定がしてございますが、通常の教育が絡んでおります関係とか、そういうものについてはレベルを落としておる状況でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、部長の方から同報無線は屋外におる人を中心に聞いてもらえばいいというような発言内容でありますけど、少なくとも、ついて皆さん本当によかったと。どんなことを話してくれるのか本当に期待していたんですね。今、せっかくついたものですから、小学生らが帰るときに「ただいま子供たちが下校します。地域の皆さん、子供たちを見守ってください」という放送も流れます。それを聞くと「あっ、子供たちが帰る時間だなあ。じゃあ、うちにいるけど外に出て見たらうかな」という人も僕はおると思っておりますけど、今部長の話だとうちにおる人は関係ないとは言わんけど、聞こえんでもええわと。外におる人だけ聞いてもらって、見てもらやあええわと、こんなような発想では、同報無線というのはそのためにつけたものじゃないと僕は思うんですよ。市民に危険を知らせるために、いち早く知らせるために設置されたもんだと私は思っておりますけど、同報無線をつけた規定、基準というのを一遍聞かせてください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） ちょっと私も答弁の仕方が悪かったかもわかりませんが、100%カバーできないということの言い方、ちょっと申しわけなかったんですけども、そういうところは今多々ございます。市民の意見がございしますが、この設置された目的については、当然非常時におけるの広報媒体という考え方でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今日、弥富市内でもたくさん的高層マンションが建っているわけですね。じゃあ、屋外にいてもこういった大きな建物が壁になって十分聞けないという地域も私はあると思っておりますし、市の方はことしの1月から放送をしているけど、聞こえるか聞こえんかの調査はやっていないというお話でありますので、一度、区長、区長補助員さん等々通じて地区の実態調査をやっぱりすべきだと思っております。私は、この同報無線の設置に伴って、当初の予算よりかなり安く設置ができておりますので、ぜひこれからは高層マンション等の屋上にも、許可が得られるもんならやはり増設する必要があるというふうに思っておりますので、一度ぜひ地区の調査を実施していただきたい。

それから今回の8月11日の放送でありますけど、きょういただいた資料によりますと、これは自動的にテープが流れて放送がされたという理解をいたしますけど、それで間違いないでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） マンション等が障害になりまして聞こえにくいところがあるという調査をしてということでございしますが、またこれはそのように前向きに検討させていただきます。

それと、先ほど言われました議員各位にお配りさせていただいております全国瞬時警報シ

ステムにつきましては、先日の8月11日におきましても5番のものと6番のものが流れております。これは瞬時に自動的に流れるものでございます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 山本議員に補足してお答え申し上げます。

市民の安心・安全のために、私どもこの同報無線というのは非常時のときにつけさせていただいておるわけでございます。稼働し始めて相当の日数がたってまいりました。市民の皆様からさまざまな御意見をいただいております。そうした形の中で、本当に市民の安心・安全のためにということが欠けておるといふ御指摘でございますので、しっかりと調査ということについては前向きに検討するどころか、調査をして、またそれぞれの地区の区長さん等のお力添えをいただきながら、全市内を網羅していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 放送のテープが流れるこの10項目、多分男性の声だと思いますけど、男性の声は十分聞き取りにくいという声があるし、本当にじゃあ市役所の方はこの放送種類10項目すべて聞いて、「あっ、この声だったら問題ない」というふうに理解しているのか、やはり聞き取りにくいから女性に変えるべきだというふうに思っているのか。

もう一つ、「広報やとみ」です。きのうも小坂井議員の方から「やとみ」というふうにおかしいじゃないかと。これはもう完全にイントネーションが違いますし、幾ら弥富市内に住んでいる人であるとかないとかという次元の話じゃなしに、イントネーションが最初から違いますから、やはりこの放送を流す以上、責任を持って市の方はきちっと聞いて、おかしかったらやっぱり直すという姿勢をとらないと、業者から与えられたテープをそのまま流せばいいという姿勢に私は問題があるように思います。

もう一つ、今小学生の下校時に女性の声で同報無線が流れていますけど、そりゃあ中にはうるさいという人もおるかもわかりませんが、内容が十分聞き取れない部分があるので、できることならもう一度、同じ内容でも結構でありますから流してほしいという声もありますので、市はその辺のところどのように考えているのか、お答えください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 現在流れております同報無線の音声の関係でございますが、これは昨日小坂井議員にもお答えしておりますが、早急に対策をとるよう進めております。この9月10日にも担当者呼びまして、その辺の詰めをする予定になっております。女性の声ということでございますが、確かに男性の声は聞き取りにくいということは前々から承知しておりまして、女性の声の方が聞こえやすいという、周波数というんですか、そういうものだと私も認識をしております。

それから現在の小学校の下校時の同報無線の放送でございますが、これにつきましてはきのうまでに、やはり時間帯がかなりの御家庭において小さいお子さんが昼寝をしておるといようなことから、かなりの苦情が、やめてくれという、こんな優しい言い方じゃなくて、そういうような状況で、教育部局と私どもの方の防災安全課の方に入っております、レベルを一番低くしまして、回数は今のままで当分の間見ようということで現在ではなっておりますが、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 市の方は、おもしろ半分で同報無線を流していると僕は思っておりません。子供の安全・安心の確保のために、せっかくできた施設を有効利用しよう、地域の皆さんにも御協力を願おうということで設置されたもんだと思っております、そのために放送しているもんだと私は理解していますので、その辺はやっぱり市がやかましいから、音が大きいから、じゃあ、この音の段階でありますけど、先ほどもレベル1から5までであるというお話でありましたけど、やかましいという人は、いわゆる業者のスピーカーの音でもやかましいと言うだろうし、苦にならない人はそれでも苦にならない。人それぞれの見方、考え方、聞き方があろうかと思えますけど、市はその辺のところの、じゃあ何の目的を持ってこの同報無線を流しているのか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） レベルの1から今5というお話ですが、レベルの1から4まででございます、レベルの1から4までのレベルの1、これは別にまるきり聞こえないというわけではございませんで、やはりこの同報無線につきましては非常時の情報伝達というのが最優先でございますので、これにつきましては最大レベルでやっておるといような状況でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 市としても、この同報無線が何を目的で設置し、地域の皆さんに何の目的で聞かせているのかということをしちっと認識して、この同報無線について今後見直す点は大いに見直していただいて、十分活用すべきだと私は思っておりますので、一度またこの同報無線の取り扱いについて検討委員会を設置していただいて検討していただくよう強く要望をしておきます。

それから最後に、今日まで防災対策の一環として取り組まれています防災広場の建設の進捗状況について、今日現在どのようになっているのかお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員の御質問につきまして、白鳥学区の防災広場ということで、今年度、先回の議会でもお答えをしておりますように、位置におきましては防災公園として

の白鳥学区の適地といたしましてお答えをさせていただいておりますが、現在その候補地において交渉中でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 現在交渉中であるというお話であります。今年度中に設置ということになっておりますので、市の努力に期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 12時を過ぎましたので、ここで昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時といたします。よろしく申し上げます。

~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

立松新治議員、お願いします。

8番（立松新治君） 8番 立松新治。

通告に従い、大きく3点について質問いたします。順不同でお願いしたいと思います。

まず1点目は、セアカゴケグモについて。セアカゴケグモは毒を持ち、獲物をかんだときに獲物の体内に神経毒アフラトキシンが注入されるもので、性格はおとなしく、手など直接触れなければかまれることはないと言われておりますが、手当てがおくると皮膚が腐っていくこともあるため、医療機関での早急な診察が必要です。ゴケグモ類は、雄は雌に比べ非常に小さく、毒性が強く、子を産むのに雄が雌に共食いされることに由来があるぐらいのクモですが、2008年5月には、国営木曾三川で600匹と卵が大量に発生したこともあり、近年の温暖化の中、日本でも越冬して発生を繰り返している見方が有力で、外来種として位置づけられています。東南アジア、オーストラリアなど熱帯から亜熱帯に生息していると言われておりますが、港湾に面している我が市はその地域からの輸入も多くあると思っておりますが、輸入品に紛れ込んでいると思われませんが、どうでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、立松議員のセアカゴケグモのその後ということについてお答え申し上げます。

セアカゴケグモの生息は、愛知県の資料によりますと、既に平成17年には中部国際空港、あるいは飛島埠頭などで確認がされているということが書かれております。

さて昨年5月21日、愛西市の木曾三川東海広場や船頭平公園で約600匹の大量のセアカゴ

ケグモが発見されました。弥富市では、翌6月に、セアカゴケグモについて市民の皆様へ回覧にて注意喚起をさせていただきました。幸いにして、このクモによる被害はなかったようでありす。

さて、セアカゴケグモのその後についてのお尋ねであります。まず、木曽三川公園では、木曽川右岸の河川敷東海広場と長良川右岸河川敷、これは木曽三川公園センターの第1駐車場一帯を初めとして、上流から下流に至る10カ所でセアカゴケグモの追跡・発見調査を行っているということでございます。本年は6月4日、7月7日、8月5日に実施され、発見されなかったとお聞きしております。今後も当分の間、月1回の発見調査を実施する予定であると聞いております。

一方、臨海部において、名古屋港管理組合がコンテナ埠頭を中心に駆除を行っており、西部港湾地域、これは弥富市、飛島村が位置するところでございますが、平成21年4月に飛島村の事業所で発見されたことから、本年は飛島村のコンテナ埠頭及び木材港を中心として消毒液が散布されたことを確認しております。名港管理組合によりますと、予算的制約もあり、全面的な消毒の実施は困難であるが、状況により消毒を実施するとのこととあります。

なお、セアカゴケグモの発見情報でございますが、愛知県のホームページで表示されておりますが、平成20年7月に飛島埠頭で1匹発見され、21年4月に、先ほど申しましたように飛島の事業所で1匹発見されておるとい情報をつかんでおります。21年は常滑市、知多市で多く発見されております。弥富市では、平成18年8月に西部木材港で20匹が発見されて以来、発見情報としてはございません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 弥富市では、直接は調査していないと理解していいですかね。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 弥富市では、直接の調査は行っておりません。ただ、先ほど申しましたように、市民の皆様方に回覧を出させていただいたわけでございますが、この回覧によりまして、当時は相当多くの市民の皆様からお問い合わせをいただきました。そのときには保健所の指導を市民の皆様にお伝えし、絶対手でさわらない、万一発見した場合には、足でとにかく踏んで駆除しなさい。むやみな消毒というのは、港とかそういった特殊なところは別としまして、こういったところでは農薬が抑制されておりますので、生態系に影響を及ぼすので、必ず足で踏んで駆除してくれというようなことを市民の皆様にお伝えいたしました。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） また一遍、市としても輸入業者さんに電話でも入れていただいて、少し調べていただいたらいいんじゃないかなと私は思います。また、いざというときのために

も、殺虫剤など用意していただいて緊急の場合にすぐ出ていけるように、対策を進めていただきたいと思います。

では次に、「アクティブ」についてお伺いします。

9月より開設されたと思いますが、今までの経過と、開所後の入所者5名ぐらいが限度と先回お聞きしましたが、今どんな利用がされていますか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、立松議員の御質問にお答えさせていただきます。

鍋田支所2階の学校生活適応指導支援教室、通称「アクティブ」と言っておりますけど、こちらにつきましては、御承知のように、本年6月から開設準備をしまして、この9月から開設をいたしたところでございます。開設時間につきましては、通常は月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時までとなっております。指導体制につきましては、指導員としまして適応指導・学習指導等に必要な知識及び経験・技能を有する元教員の方1名と、臨時職員1名の2名体制で運営しております。開設準備期間中の状況は、相談件数は4件で、体験入所者は3名でした。体験入所者のうち1名は既に在籍校へ復帰しております。現在の入室状況は2名、小学生1名、中学生1名が体験入室をしております。

今後の状況でございますけど、今後新たな体験入所予定者につきましては3名を予定しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 地域の子育ての大きな支えとなる事業だと思いますので、今後も引き続きお願いし、利用促進を図っていただきたいと思います。

また蟹江町さん、愛西市さんとの相互利用の自立支援策の供用などができるよう、研究会等の立ち上げ等を考えていただきたいと思います。その辺はどうでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 2点目の他市町村の施設の相互利用及び利用促進研究会についてお答えさせていただきます。

他の市町村間での相互利用につきましては、原則としましては、在籍の学校の自治体で対応することが基本となっております。しかしながら本市としましては、蟹江町の同様の施設で現在中学生2名がお世話になっております。こういったことから、市外の児童・生徒の受け入れにつきましても、関係の教育委員会相互の協議により検討することになると考えております。したがって、利用促進研究会といった研究会の協議につきましては、教育委員会同士の協議で情報等は解消できると思っておりますので、現在のところ、新たな研究会等の立ち上げについては考えておりません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 今まで蟹江さんに大変お世話になってきたという中で、ともに効果が出るように、大事な子育て支援策です。より喜んでもらえる事業だと確認して、質問を防災についてにします。

ケーブルテレビについて、防災上にも生活上にも必要とされ、ケーブルが来るまでテレビの購入を待っているというくらい待ち焦がれていますので、「広報やとみ」に詳しく計画が掲載されていましたが、計画どおり進捗する予定でしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 立松議員の御質問にお答えをさせていただきます。

南部地区のケーブルテレビ網につきましては、国の地域情報通信基盤整備推進交付金を受けまして、第三セクター方式により、本市北部地区及び海部地域の5市5町にサービスを提供しております西尾張CATV株式会社クローバーテレビが、来年3月までに整備をする計画で準備を進めております。今後の予定でございますが、南部地区の区長、区長補助員様を対象としたケーブルテレビ事業説明会は既に開催いたしましたので、今後は各地区での自治会単位の説明会を11月までに開催して、皆様の御理解をいただいた上、12月から申し込みの受け付けを開始する予定でございます。

なお、完成工事につきましては、この9月から来年2月までに行い、申し込みをいただきました宅内工事につきましては、来年の2月ごろから順次行う計画でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 宅内工事においては2月ごろからということですが、供用できるのはそれ以後なんだろうが、その宅内工事をやられた人から順番に使えるようになるのでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 今、立松議員のおっしゃるとおり、宅内工事をしましたら見られるということになると思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 将来的には大事なものかと思いますが、今つながれている接続割合、そしてどれぐらいを目標にしているのか。その辺もお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 現在は北部地区で開所しておりますが、全体で43%ほどの接続率になっておりますので、南部地区につきましても、同等に40%以上を目指しておるところでございます。北部地区は43%ということでございますので、南部地区につきましても当面40%を目標ということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） せっかく待ち焦がれた加入率が40を目標ということは少し寂しいかと思いますが、将来的にはもう少し高い次元で考えていただいて、防災はもちろん、福祉に限らず、広く行政サービスのためにも計画どおり進めていただいて、もう少し目標高く持って進めていただくことを強く要望して、次に移ります。

鍋田川境緑地についてですが、公園の名称はこれでいいでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えさせていただきます。

名称につきましては、さきの3月議会におきまして、「境港多目的グラウンド」とさせていただいております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） この公園にはフットサルがあり、命の丘、そしてボートの係留、また釣りを楽しめ、防災公園の機能も備わっているわけですが、フットサルのコート进行には不便だなあという人が多々おりますが、その辺の使い勝手はどんなものでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） グラウンドにつきましては、市内すべて同じルールでやっておりまして、使用する3日前までに申請をしていただくということで、境港多目的グラウンドは社会教育センターまで申請申し出をしていただくというふうになっております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 南の方にあるにもかかわらず、北の方まで申請して、入り口のキーを借りに行かないかということ、まことに使い勝手がよいとは思われませんが、その辺のことをどういうふうに考えてみえますか。

議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） まだ新しくできたばかりのコートでございます、南の方のグラウンドにつきましては南部コミュニティーで貸し出しをやっておるんですけれども、そこでのいろんな説明等が結構ありまして、うちの方でもいろんな責任管理を、多少うちの方が遠いですが、うちの方で一括してやりたいということで、今のところは社教センターでやらせていただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 全く使い勝手が悪いなあと、コートはまことに評判がよく、使いやすいということを利用されている方は言うておりますが、この緑地はまるで工事現場のようじゃないですか。今後の整備計画は予定されているのでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） このグラウンドにつきましては、愛知県より整備されまして、占用許可をもらって管理しております。それで、今年度中ですけれども、これも愛知県によってトイレが改修されるということでもあります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） そうすると、工事中のフェンスもとれるということでしょうか。全く多く工事中のフェンスが張られて、駐車場にも入れない。しかも、看板が一つもない。それも全部県の方へ委託して、県の指導待ちでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） 弥富市の管理というのは、グラウンド内と駐車場ということで、港湾のポート置き場の方は県の管理ということで、あちらの方につきましてはいろいろガードパイプ等がありますけれども、駐車場の方につきましてはほぼ完成ということで聞いておりますので、今の状態で進んでいくと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 駐車場がほぼ完成ということは見てわかりますが、駐車場に入る入り口が鍵で閉ざされております。しかも、入り口をキーであけても駐車場は使えないと、駐車場を使うときは堤防の上のきついところからおりてこなきゃいけない。そんな中で、あそここのコートに対しては立て看板もどこから何をやるんだ、どうなっておるんだということが全くわからない状態の公園であります。本当に安全性に欠けた公園でないかと、もう少し本当に使えるような、トイレをつくるというようなことですが、当然トイレ、水道も使え、駐車場の利用案内板、しかも日陰がない。そんなことを思って、利用されている方に話を聞きましたが、全くここは使いやすいと、でも道がわからん、駐車場もわからん。何か工事現場におるみたいで、トイレもない、日陰もないと。そんなような話を聞きますが、もう少し使い勝手がよくなるように話を進めてください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 立松議員にお答えを申し上げます。

鍋田川の緑地につきましては、県の多大な御支援のもと、多目的コートという形の中でできたわけでございます。私ども弥富市にはないコート、いわゆるテニスで、オムニコートという非常に足腰に優しいコートになっております。せっかくの施設でございます。私どもその利用価値がさらに高まるように、さまざまな形で整備をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

それから、先ほどのケーブルテレビについて少し補足させていただきますけれども、南部におけるこの事業費は、トータルで5億5,000万ほどかかる大変大きな事業でございます。

市の負担分は4分の1ということで、1億3,800万という多大な経費でございます。一人でも多く、一戸でも多くつないでいただきたいので、我々もPR活動に努めていきたいというふうに思っております。そして、来年の4月からは全域で供用開始していくという形の中で、弥富市の新しい、またさまざまなPRを他の市町村等にも流していきたいと、そんな思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 前向きな御返答をいただきました。ケーブルテレビもとにかくつなぐだけつないでちょっと、私も今言っておりますが、とにかく525円の、とにかくつないでいてちょっと。あとはあとでオプションでつけていきゃあいいからという話をさせていただいておりますので、少しでも利用者がふえますように、引き続き御努力をお願いいたします。では、次に移ります。

今、多目的グラウンドのあれの話はされましたが、あそこも防災公園的な役割を持っておると思うんですが、本当にいつ起きるかわからないという話があるわけですが、そんなときに、今のところでは鉄条網で張られた公園なんで、それを早目に対応していただきたいと、今市長の方から返答がありましたので、楽しくお待ちしております。

それから、防災公園の整備を進めていくとの、各学区にですが、今、白鳥学区さんの方で進めてみえると思いますが、各学区への設置を進める予定かと思いますが、その辺の思いを聞かせてください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 立松議員にお答えを申し上げます。

防災広場の進捗状況についてということでございますが、現在は、白鳥学区の方で用地取得を進めている状況でございます。今年度、そういった形の用地取得に対して、私ども議会の皆様にその買収費を充てていただいておりますので、しっかりと進めていきたいという思いでございます。来年度以降につきましては、栄南であるとか、弥生、十四山地区という形で順次計画をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 順次進めていくと、我々南部地区は特に伊勢湾台風から50年、死者・不明者が300余名と、高潮に伴う堤防決壊により一瞬にして家屋を流され、農地を失ったと思われる。海岸堤、護岸堤、河川堤を合わせて40ヵ所以上が決壊したと言われ、4ヵ月余りの湛水を余儀なく、苦労して復興されましたが、その後の経済成長期を迎え、地下水の過剰なくみ上げ、地盤沈下が100から150進行し、補強された護岸堤も相対的に高度を失いつつあることが懸念されておりますが、それに地球温暖化がこれまでの予測を上回る速度で進んで

おり、今世紀末には最大120センチの海面上昇があると、世界自然保護基金が9月2日に発表しました。また、地震により鍋田堤の沈下も心配されています。

海は上がるわ、堤防は下がるわという心配の中、明治24年10月25日、10月28日と2回大きな濃尾地震、マグニチュード8、震源地、岐阜県根尾村で、4ヵ月の間に1,054回もの地震を感じたと言われ、各地に砂が浮き出し、大きな家屋は揺れこんで沈んでしまったところも少なくないと言われ、昭和19年12月7日、東海・東南海地震、震度6の烈震と記録され、昭和20年1月13日、三河地震があり、鍋田南部では液状化現象などにより多くの家屋が倒壊し、寒さに耐えていた。このときは地下水が砂とともに噴き出す噴砂現象が各地で見られ、各地で小山ができたといわれております。この地震は戦時中のため資料も少なく、全容は報道管制のもとで余り知らされませんでした。その2年後には、昭和21年12月21日、南海地震が九州から東海地方に大きな被害がありました。このように東南海、東海と地震が懸念される中で、海より1.5から3.5メートルと低く、液状化、噴砂現象も心配され、この地域を特別な地域として防災に特に力を入れていかなければならない地域だと思われ、地下水の上昇もしている現在、不安を解消することが大切だと思いますが、南部地区の海より高い多目的防災公園についての考え方を市長よりお聞きしたいので、お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 立松議員の方から、南部地区における防災公園についてということの御質問でございます。

先ほども少し話題ができましたけれども、鍋田川緑地のところがございます、いわゆる多目的グラウンドというのは、先ほども言いましたように、防災広場を兼ねております。いわば防災公園的な役割を果たしていくということでございます。そうした形の中において、この位置づけをしっかりと私どもとしては全体の計画の中に確認をしていかなきゃいかん、そんな思いでございます。

また、南部地区におきましては、先ほど来、伊勢湾台風の話であるとか、あるいは東海地震等々のさまざまな被害等のお話を伺ったわけでございますが、防災公園をつくる場合においては、人口の密度であるとか、交通のアクセスであるとか、あるいは周りの環境等々いろんなことを考えながら検討していかなきゃいかん、そういうことを一番よく知ってみるのは、やはり地域の人声であろうというふうに思っております。そうした形の中で、地域の人声を生かしながら、この防災公園については取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 前向きに検討をしていくとの思いを強く理解いたしました。今では変わった魚がとれたり、台風の発生する地域や雨の降る場所、雨量や確度が違ってきたことが

多く聞かれるようになり、心配ばかりのそんな思いの中、私たち農業地帯では用排水が大事なことです。地域を守る中、隣の大鹿さんが、雨が降ってくると排水場へ出かけてスイッチを入れたり、田んぼに水がないと、やはり右隣の佐野さんがスイッチを入れに来たり、排水路に水が流れんと、そんなことを言うと、向かいの荒川さんがフォークを持って出かけてくれます。人の少ない分、田んぼが多くあります。我が地域では200ヘクタールの面積を農家80戸で守っていかなければなりません。約半分の人が何か何かの役をして集落を守っていかなければいけません。地域防災の中心になってもらう役職を、私たちは土地改良の役員と位置づけ、5年間という長い任期を受けてもらい、自主防災組織の立ち上げ、そして緊急用の食糧の備蓄、農地防災、農地・水環境保全、揚水機、排水機、その他学区の行事に対しても、部落の行事に対しても深く中心的にかかわって、地域のために多面的な役割を持ち、区の相談役としての存在です。

今、内部改革を進めながら、地域の中心的な鍋田土地改良区です。若い人が減って、役員を選出するのも困難になりつつある今、行政側と協力し合って発展を進めるにも、田舎目線になって理解をしていただくことを強く要望して終わりますが、最後に、一度大潮の満潮のときに弥富の海水の高さと私たちが住んでいる水田の高低差を再度見ていただきたいと、本当にすごい差があります。そんなところに私たちは住んでおります。地域防災を再度考察していただくことを強くお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に杉浦敏議員をお願いします。

10番（杉浦 敏君） 私は、国民健康保険の医療費の自己負担の減免について質問いたします。

今度の衆議院選挙でも大きな争点となってきたことの一つは、国民の暮らしの安心を実現するために、これまでの社会保障予算の削減路線から、社会保障の充実に政治の方向を転換すべきであるということではないでしょうか。とりわけ、日本の医療制度の立て直しが大きなテーマとなりました。

けさほども、佐藤博議員から、後期高齢者医療制度の問題点がいろいろ指摘されたわけですが、この問題も今回の選挙で大きな焦点となりました。お金のことが心配で医者にもかかれず重病化してしまう。国保料を払えない。全国平均でも滞納世帯が2割を超えてしまう。まともな医療保険制度とは呼べない、そういった事態が広がっています。外来でも、入院でも3割もの窓口負担をとられるなどという国は、先進国では日本だけあります。公的医療制度がある国では、窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制であります。保険証1枚あれば、だれでもどんな病気でも医療が受けられる、そういったものが公的医療保険制度の原点ではないでしょうか。この方向に向かって、日本の医療を立て直すことが今求められております。

とりわけ日本の国民健康保険は、国民皆保険制度の中核をなしているにもかかわらず、全国的に見ても高過ぎる国民健康保険税の問題とあわせて、高い窓口負担が原因で、病気になっても医者に行けない、いわゆる受診抑制という事態が引き起こされ、病気の重症化、最悪の場合には受診がおくれて死に至ったと考えられる、そういう事例も発生させるなど、大きな問題となっております。被保険者の一部負担金、いわゆる窓口負担を引き下げることが、かねてから国保加入者の切実な願いとなっております。

とりわけ昨年来の経済危機の中で、多くの勤労者が給与収入の大幅な減少という事態に見舞われ、また、自営業で働く多くの人たちも、軒並み売り上げの減少、経営難という状況に陥っています。当然のように、経済的理由によって、医者にかかっても窓口の3割負担が払えない。医者に行きたくても行けない。そんな事例が私の周りにもたくさんあらわれる状況となっております。ことしに入ってから、私自身、複数の人から医者代が払えないがどうしようという大変切実な相談を受けたことがあります。具体的な対応として、医療機関での窓口負担の軽減が緊急の課題となっております。そのための国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免制度の積極的な活用が今強く求められています。

国民健康保険法の第44条は、保険者（市町村）は、特別の理由がある被保険者（住民）に対して、医療費の一部負担を猶予または減免することができるものと定めております。2007年12月の厚生労働省の調査では、この一部負担金の減免実施のための何らかの制度、条例や規則、要綱などを設けている自治体は1,818自治体中の55%、1,003自治体となっております。減免を認める特別の理由及び基準は、具体的には各市町村が独自に決めますが、国はまず第一に、1番として、震災・風水害、火災などの災害による死亡・障害、資産に重大な損害を受けたとき、2番として、干ばつ・冷害などによる農作物の不作や不良などによる収入の減少、3番目に、事業または業務の休・廃止、失業などにより収入が著しく減少したときなどを例示しております。ただし、実際の運用に当たっては、収入の減少とはどのぐらいの減少を指すのかなど、判断に当たっての目安が必要となってまいります。そこで、各市町村はその目安、基準を条例や規則などで定めており、例えば月収が生活保護基準の110%以下の場合には、一部負担金を免除するなどの規則が定められているところが多くあります。

この弥富市におきましても、国民健康保険法第44条に基づく医療費の自己負担の減額免除について取扱要綱が決められまして、一昨年、平成19年10月から施行されております。減免を認める特別の理由には、先ほど述べました三つの例に加えまして、4番目に、「市長が特別の理由があると認めるとき」というのを加えております。そして、具体的な減免内容は、生活保護基準の1.1倍以下の実収入の世帯では窓口負担を全額免除、そしてまた、生活保護基準の1.2倍以下の実収入の世帯については2分の1免除、生活保護基準の1.3倍以下の実収入の世帯では6ヵ月間の徴収猶予がされる、こういう減免規定が決められております。

まずお聞きいたしますが、この取扱要綱の実施以来、何件の申請があり、適用されたのは何件でしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） お答えいたします。

1件適用させていただきました。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 約2年になるんですけれども、1件しかないということで、せっかくつくっていただいた要綱なんですけれども、なかなか活用されていないということがはっきりいたしました。このように適用される事例が非常に少ないと、こういうことの原因の一つは、この制度がまだまだ一般の方に周知がされていない、このこともあると思います。

そして、何よりも大きな原因は、実際の運用に当たりまして、所得の激減を理由とした減免規定の適用は認められておりますが、加入者の恒常的な低所得という状態に対しては適用が認められておりません。このことが適用される対象者の範囲を狭くしてしまう大きな原因の一つではないかと考えられます。先ほど申し上げました震災・風水害・火災などによる災害、干ばつや冷害、事業の休業・廃業、失業などで所得が激減したときに、なおかつさきに述べた生活保護基準の何%以下の収入の状態になった、このとき初めてこの要綱が適用され、しかも減免の適用期間は最長でも通算で6ヵ月間しか認められておりません。所得激減の原因がどのようなものであるにせよ、この適用を受けた人が6ヵ月過ぎれば、例えば生活保護基準の110%以下などの状態から抜け出すことができるという保障は何もありませんし、さらには、もともと収入が少なく、所得の激減ではなく、日常的に生活保護の基準に近いようなそういった暮らしをされている人にはこの制度は適用されません。そういう人が病気やけがになったとき、医療費の心配なく医者にかかれる、そのための最低限のセーフティネットとして、この制度が有効に機能していないというのは明らかではないでしょうか。

国民健康保険法第1条にあります「社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする云々」という国保の本来の目的に照らしても、この窓口負担の減免制度、さらなる改善が必要であると考えますが、市としてどのような認識をお持ちでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 杉浦議員の市としてどのようなということについてお答えいたします。

議員のおっしゃいますように、確かに国民健康保険については一部負担金の減免制度、44条で法制化されていますが、これにつきまして、21年度に国のモデル事業として、国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業が実施されます。この事業において、このモデル事業に参加する市町村に対しては、その市町村が一時的に生活保護世帯に準ずる

状態にあるということで市町村が認め、一部負担金を減免した場合は、その2分の1が特別調整交付金として交付されることとなります。この結果に基づいて、22年度に全市町村で行われるように、国が一定の基準をその減免制度について示すということになっております。私どもとすれば、その一定の基準が示されれば、その基準に沿った対応をしたいと思いますが、その基準の中に、やはり議員の言われる収入が生活保護基準以下で、貯金が生活保護基準の3ヵ月以下というような一つの基準を今のモデル事業の中で持っていますので、恐らく恒常的に低所得者に対する対応がどのようにされるかというようなことが提示されるものと私は期待していますし、そのように沿った対応をしていきたいと考えております。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今の課長のお話ですと、21年度中にモデル事業をやって、その状況によりまして来年、22年度から一定の基準を国の方から示して、いわゆるこの制度を実施する市町村に対して調整交付金ですか、そういうお金でもって財政的な支援があると、そのように見ていいわけでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 今の段階では、この特別調整交付金はこのモデル事業に参加する市町村のみの検討になっております。この結果、来年22年度に、じゃあ結果が出ました、あとは市町村でよろしくというようなことになるかもしれません。その辺は十分注意して見ていきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） この減免制度ですけれども、先ほど私が、今の市の要綱が適用されたのは2年間で1回しかないという話をしたわけでありましてけれども、やはりその原因が非常に実情にそぐわないといいますが、使い勝手が悪いという状況になっておりまして、やはり今、国がどのような対応をされるかということは、もちろん注目すべきことでありますし、やはりこちら各市町村の要望をきちんと取り入れたものにしてほしいなど、もちろん希望するものであります。当面、国の政策がどうであろうと、市町村の役割としてもっと前向きにこの制度を今の状況からもっと前進させると、そういうことはできないかということを質問いたします。

行政の役割の一つというのが、市民の命を守る、これが一つ大きな役割があるわけですが、とりわけ医療の問題では、市民が本当に必要とされる、そういう医療がきちんと受けられるようにする。お金がないことが原因で医者に行けない、治る病気も治すことができないままにどんどん悪くなってしまふ。こういったことを未然に防ぎ、必要な医療をきちんと受ける、そういった機会を保障することは国の責任でもあり、市民と日々身近に接している市町村の役割でもあると考えます。国の支援がなければそれを引き出すようにしっかりと

働きかけをしていただき、それが間に合わないのであれば、市町村独自で可能な限りの方策を尽くすことが必要であると考えます。

先ほど紹介いたしました市の減免要綱も、国の法律や国民健康保険法の趣旨にのっとって必要であるからという市当局の御判断のもとにつくったものであると理解しておりますが、今もう一步の改善をしていただき、実効性のあるもの、本当に使える制度としていただきたいと思います。市長の御見解をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

議員も御承知のように、私ども弥富市の国民健康保険の運営がどういう状況になっているかということにつきましては、十分御認識をいただいておりますというふうに思っております。また、私ども弥富市がまだそんなにずば抜けた自治体に財政力があるわけでもございません。そうした形の中で、強く国の方の助成を望むものでございます。

今、弥富市におきまして、国民健康保険で利用していただいている1人当たりの給付は、1人当たり25万円ほどになっております。また、65歳以上になりますと70万を超える給付金ということでございます。これは高齢化時代を伴った形での、いわゆる高額医療費の増大であるとか、あるいは大変言いづらいんですけども、滞納等もふえておるわけでございます。そうした形の中に、さまざまな形の中で私ども国保の運営が厳しくなっているということも十分御認識をいただきたいと思いますというふうに思っております。

今現在、住民の多くが大変厳しい生活環境にあるということは私どもも十分承知しております。今の減免制度はさまざまな形で行っているわけでございますけれども、今後、そういったことに対しても努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。今のところ国の基準ということを示されなければ、なかなか我々としては新たな減免制度というものについては考えづらい状況にあることも御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 冒頭にお話しさせていただきましたが、国民健康保険というのは本当に日本の皆保険制度の中で一番の中核を占めているわけであります。なおかつ、国民健康保険というのは、階層としては、例えば会社を退職されて年金生活に入った方だとか、あるいは自営業の方とか、相対的に収入の少ない方が加入されている保険であります。そういった意味では、国の制度としては本当に国からの国庫負担、これは非常に今少ないということで、それすらが本当に大きな問題なんですけれども、やはりそういった状況をきちんと御理解いただいて、今度の国のいわゆるモデル事業の後に、22年に何らかの基準が示されるということが予想されているという今状況ですので、やはり市としてきちんとした制度改善がな

されるように、国や県に対して積極的な今以上の働きかけをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

議員の御指摘のとおり、どこの市町村におきましても、この国保の運営については大変厳しい状況にあるわけでございます。そういった形の中で、私どもといたしましては、それぞれの縦横の連携の中で国の方に求めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 開議しましてから1時間近くなりますので、ここで暫時休憩をとります。2時5分再開いたします。

~~~~~  
午後1時55分 休憩
午後2時05分 再開
~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

14番（伊藤正信君） 14番 伊藤でございます。

私は、3点ほど通告に従いまして質問したいと思っております。

まず最初に、鍋田支所と農村多目的改善センターの統廃合でございますけれども、統廃合ということは、やはり今、私ども今回の国政選挙では、とりわけて非常に生活環境が悪くなっていると、そのことは雇用だとか、医療、年金問題を通して、国民が一人一人選択をしなければならなかった国政選挙だと思っております。そんな状況の中で、やはり日本の国政の中でも800兆円だとか1,000兆円という数字が赤字だと言われながらも、地方の合併問題、そして行政改革、無駄のない政策を私どもが今その状況の中で、市民の生活は非常に苦しい状況が生まれているということは間違いないと思っております。

そこで、私は市長にお伺いしたいと思っておりますのは、市長は今日まで無駄のない、そして効率的な行政のために日夜努力をされています。このことについて、今政権が変わろうとしています。このことについては変わらないのかどうか、改めて市長の施策の考え方について御質問申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

今回の8月30日の衆議院選挙におきまして、政権交代が事実上なされたということにつきましては周知のとおりでございます。これは、国民の民意であろうというふうに受けとめて

おります。そして、私の中で新政権におかれましても、やはりこの国民の民意を真摯に受けとめていただいて、さまざまな公約（マニフェスト）を速やかに実行していただく、そういうことが私としては願っているところでもありますし、また私たち地方自治に携わるものとしたしましても、地方分権の社会における地方の時代というものを築いていただけるように、我々としては期待をするところでございます。そうした意味におきまして、我々の取り組みについてはいささかも変わることはないというふうに自覚しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今市長からは、国政、さらには地方の行政のあり方についての考え方については、今、私ども行政としての市民を預かるこの行政は、地域のさらなる活性をしていかなければならないということは間違いないと思っています。私もそのようなことについて認識をいたしますが、私はそこで、今日まで、昨年もそうでしたが、国から1億5,000万ほどの活性化資金、さらには本年度も7月臨時議会の中でも改めて追加の活性化資金が国からも出されています。そういうことは、今、地方の自治はみずからの市民と行政が一体になってつくり上げていくことが市民の安全・安心なまちづくりであるということであると思っておりますが、今市長がお答えいただきましたので、そのとおりだと私も理解しながら、本題の鍋田支所、そして多目的改善ホールなど、統一的な、いわゆる統廃合についての質問を申し上げます。

さて、この鍋田地域は弥富市の41%を占める面積割合を持っています。そういう状況の中で、市街化区域が29%、調整区域が72%、合わせて41%も南部地域であります。弥富市の41%を占めています。そして、私どものこの弥富市の財政基盤づくりは、南部地域、名古屋港を軸とした開発行爲が一つはあるわけです。もう一つは、安心・安全な今、私どもの食を脅かそうとしている食の問題からすれば、まさに鍋田地域は、その私どもが住環境を整備するには最大の適地だというふうに私は考えます。それで、弥富市も都市計画のマスタープランづくりの中には、農業のこれから高齢化していく中でいわゆる後継者づくり、そしてブランド品づくり、そのことを大切にしていくということ。さらには、市長は立候補のときにも、蟹江・飛島・木曽岬を含む中核都市づくりをしたいという施策方針を明らかにされています。そういうことを考えましたときに、今本所の役割は役割、さらには鍋田地域におけるところの活動の拠点とされる場所、そして効率化、無駄のない行政のさらなる組織強化をするには、私はこの鍋田支所と改善センターとを統廃合しながら、さらにはコミュニティーセンター、あわせて先ほども立松議員が言われましたが、その状況の中で南部地域をどうしていくんだという、安心・安全なまちづくりのために、いま一つは、都市計画の中には明らかにはなっていませんけれども、やはり再度それぞれの中で二つの施設、今施設としましては

支所と多目的改善センターがございますわね。そういう中で、二つ並んでいて、本当に稼働率など合わせてみたり、改善センターは昭和55年にできています。もう30年も過ぎています。そういうことを考えたり、そして、あそこの横にも神社がございましたが、神社も市長の努力によって弥富市全体の平和の碑という形の施策もとられています。そういうことを考えますと、それぞれの用地、建物を無駄のない、そして弥富市が誇れるまちづくりとしての拠点を統廃合の大きな柱にすべきではないかということをお願いしたいわけです。

それと同時にもう一つつけ加えて申し上げますと、ある日本の中で、農家で米が1俵4万円円で売れるんです。これは宇宙を利用して農地管理をしている石川県です。新潟ではないんですね。ですから、今私ども弥富の南部は、下水道が完備をします。そうしますと、その農地を、例えばみずから安全・安心の米づくりをする地域を指定して、農家育成と同時に、それぞれの産業、弥富市のブランド品をつくっていく。そういう地域づくりには、今の鍋田支所で2人の職員も一生懸命頑張っておるでしょう、戸籍と証明だけの発行。これだけでない、やはり港開発、そして農業の基盤づくりの指導強化をする。そういう状況下を求めていく総合センター。そして、そこの地域における活力を生んでいく。無駄のない弥富の財源を確保するために、この統廃合の考え方について、市長、お答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員の方にお答え申し上げます。

問題点が多々あるようでございますので、順を追ってお答え申し上げていきたいというふうに思っております。鍋田支所と農村環境センター等の統廃合につきましては、開発部長の方からお答え申し上げます。そして、市の総合計画である南部地域における都市計画、あるいは農業振興地域という形に対する具体策については、私の方から御答弁申し上げますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの伊藤議員からの御質問でございますが、鍋田支所、それから農村環境センターの有効活用を図っていくということでございますが、今現在、伊藤議員もおっしゃいましたように、これは地域の農村環境、特にコミュニティーを主体としたものでございまして、今の現時点ではそういった補助事業にまつわるもののいろいろな諸条件がございます。そうした中での統廃合ということは、まだ今の段階では非常に難しいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、私ども市の発展のためにはこの南部地域の開発が急務でございます。またそういった形の中で、将来に向けて弥富市のさらなる発展を期していかなきゃならんと

いうことを強く思うわけでございます。

まず、優良農地における確保という形の中では、さまざまな形で今、農業振興地域の中で機械化銀行、いわゆるオペレーターを中心といたしまして、さまざまな農産物をつくっていただいております。そして、そのルートにおきましても、JAあいち海部というようなところを中心といたしまして積極的に生産者とJAが取り組み、その販路の拡大に努めてみえるわけでございます。私も先ほど議員の方からお話ございましたように、トップセールスをするというお約束をさせていただいております。そういった形の中で、私が以前お世話になった企業を中心といたしまして、それぞれの営業本部長であり、また6月の段階におきましては社長みずからともお会いをし、そして、具体的な弥富市の農産物についての拡販に努めていただきたいということをお話しさせていただいております。生産者、そしてJAともどもお伺いをして、事を進めておる次第でございます。基本的なルートができればこんなものが流れるという仕組みもつくっていききたいというふうに思っておりますので、またそのときには議員の皆様を初め、皆様にも御協力を賜りたいなあというふうに思っておるわけでございます。

それから、私が立候補したときの中核都市宣言ということのお話ございましたけれども、こういった問題につきましては、大変難しい問題もあります。私も前の木曾岬町長さんとも平野町長ともいろんな形でこの件につきましてお話をさせていただきました。しかし、県が違うという大きな壁があるわけでございます。そうした形の中で事が進んでいないことも事実でございます。しかし、将来的には道州制ということも、今国の方でもささやかれておるところでございます。そうした形の中で、将来的には道州制を視野に入れて、海部南部及び海部全体の地域のさらなる広域合併というものを目指していかなきゃならないのではないかなあというふうに思っております。

それと同時に、私ども弥富市は、この南部における、先ほども最初に言いましたように土地利用、あるいは農業振興地域という形のさまざまな施策、こういったことを計画的に進めていくわけでございますが、このことにつきましても、何事も一朝一夕に物事が進展するわけではございません。皆さんの御努力、あるいは法的な問題等をクリアしていかなきゃいかんということが多々問題としてあるわけでございます。皆様のお力添えをいただきながら、計画的に進めていきたい。弥富市総合計画向こう10年の計画、あるいは都市計画マスタープラン向こう10年の計画の中で具体化していければというふうに思っておりますので、皆様の御尽力もよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今、開発部長から補助金との関係もこれありというお話もありました。補助金は、改善センターが55年にできまして30年も経過をしています。支所はもっと古

いかもかもしれません。私はそういう一つの、今日までの歴史的なこの行政のあり方の中はあり方として、改めてそれぞれの状況の中で新しい弥富市をつくっていく、活性化をしていく、その施策の中に統廃合という言葉を使わせていただきましたが、とりわけて支所の今の業務は戸籍と実際のところ、税の証明程度という形の要員配置になってございます。ですから、少し検討していただきたいということは、今、市長は道州制を通して、それぞれ私の思いの施策についても流れが変わるとおっしゃいました。だからこそ私は、弥富市が道州制になるときに、地方の行政の中心をどうつくっていくかということを通して、新たなるマスタープラン、その中に市政の組織強化を一つは強く要望を申し上げておきたいと思いますし、今、南部地域の皆さんが、例えば先ほども社教センターの方から話がありました。公園を借りるのに弥富の前ヶ須まで来なければならないということ。今、ファクスだとか電話だとか便利でございます。ですから、支所の組織強化とそれぞれの役割を果たせば、市民の無駄もないし、行政の無駄も省ける。だから、私は市長が無駄のない行政をするという基本には変わらないというお話もいただいておりますので、このことを強く要望を申し上げて、次の課題に移らせていただきます。

二つ目の問題は、弥富市の遊休地の活用について質問をしておりますが、今、弥富市にどのくらいの場所と面積があるかということなんですが、私はなぜこの質問を申し上げたかといひますと、今、本当に地方の財政が厳しくなっていますね。それで、昨年度の予算、20年度を立てるときには基金取り崩しが約5億でした。ことしの決算をしてみると、それぞれその努力の中に9,000万ほどが基金取り崩しに充当をされて決算をしていこうと努力をされています。しかし、本年度の基金取り崩しは約7億数千万を取り崩して予算化をしなきゃならないという状況なんですよ。そうしますと、市の財政管理からしますと、土地も資産ですから、それぞれ市の活用方法についていろんな意見がございまして。そんな皆さん方の意見を受けて、私は、例えば今弥富市にどのくらいの場所と面積があるか、お伺いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（大木博雄君） お答えをさせていただきます。

現在、総務課で管理しております普通財産の遊休土地につきましては、場所的には12カ所、筆数で20筆、面積では1万9,113平米ほどでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今、お答えいただきました12カ所だというお話です。私は本来、議長にお願いしたいけど、一度機会があれば議員に場所と面積を聞かせていただくことができればありがたいと、きょうじゃなくて結構でございます。私が一つ質問申し上げたいと思うのは、1カ所、2カ所ぐらいの問題について少しお尋ねします。

実は、稲元の9丁目の4の2、3,000平米の面積、昭和54年から取得されて、今日まで放置されています。これは、歴史的には3代にわたっておる町長さんと市長さんですが、それはそれといたしまして、やはり土地を持つということは、市の財産を持つということは、目的があってそれぞれの土地を持ったと思います。私が今1件だけ申し上げました9丁目4の2、一つはどんな目的であったのか。さらには、できればすべての土地もお伺いしたいとは思っていますけれども、ここで今、皆さん方に公表できなければできなくて結構ですけれども、まず1点目の9丁目の4の2、3,000平米分。これはもう30年間放置されたんですね、実際に。例えば今は雑種地になっています。30年間放置されて約3反分、1反20俵だとどれだけとれるかということ、私の計算が間違っておれば申しわけありませんが900俵、お金に直すと幾らだと、今の単価にして1万5,000円ぐらいにすると、じゃあそれに掛けていくと幾らなんだろうなあという計算なんですよね。さらには、雑種地として今その土地が登記されています。その雑種地を税金に直すと幾らになるか。坪100円で30年間、2,700万の土地が遊んだということなんです。

だから、先ほど冒頭で私が第1点目の質問を申し上げましたのは、地域の活性化と行財政を確立するためには、どんな形のことを、やはり市民との共有をすることによって市民の理解を得て、今日の滞納をされている皆さんとか、生活の苦しくなっている皆さん、合わせて市民全体の共有の財産になっていくのかということの中で、私はこの質問を申し上げます。

二つ目には、今回予算化の中で、駐輪場500万が計上されていますね。これは約300平米100坪、私も土地をお買いになるのは賛成なんです。それはなぜか。交通渋滞があったり、安全・安心のために御利用いただく。市の方針はありがたいと思っています。しかしながら、その残地を今駐輪場という形で整備費が500万ほど計上されていますね。私は、この遊休地活用という立場から質問をしているということは、あの弥富市の駐輪場の今日の実態は100%利用されているところ、さらには70%ほどしか利用されていないところがあるわけです、実際にあるんですね。そうしますと、今日、今回お買いになられるところの横には水路がある。南の水路は駐輪場になっています。北の水路は全く水路として活用になっていませんね。同じ水路を利用すれば500万の金は、例えば駐輪場として安心・安全として利用していただける。お買いになった常用地、これは遊休地とは申しませんけれども……。

〔発言する者あり〕

14番（伊藤正信君） 遊休地としての活用はわかりますよ。ですから、そういう立場を通して、遊休地という活用について、私はやはり行政の中でどんな12カ所について目的と方向性があるのかということを通しながら、御説明がいただけたらありがたいということです。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

先ほど副市長の方から、私ども市のいわゆる遊休地というか、そういった形の中では1万9,000平米という形でございます。それぞれ取得した年月日はもちろん違うわけでございます。そして、またそれぞれ目的がそういう形の中であるわけでございます。いわゆる雑種地として遊んでいるというふうにおっしゃるわけでございますけれども、物を建てて、そしてそれがうまく利用されなかったら、もっとその方が無駄が多い場合もあるわけでございます。そうした形の中では、それぞれの利用価値というのは、我々行政としては真剣に考えざるを得ないという形でございます。いかに生産性が上がっていくかということを常にそろばんとして考えなきゃいかんということでございます。

それから、弥富の駐輪場の問題につきましては、今議会で議案として上程させていただいた物件でございまして、この一般質問の中で受ける質問ではないというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今、市長からお答えをいただきました。

一般質問で受ける話ではないというお話はお話かもしれませんが、私は今一番肝心なことは、目的とこれからどうしていくかという、どういうプロセスで、どういう立場でどんな議論がされて物事が対応されていくかということが大きな課題だと思っています。

私は、過去の歴史的な30年前から、それぞれの立場で、例えば福祉センターをつくるという気持ちで買ったんだよとか、弥富の駅前整備で買ったんだよというのも、歴史の中で流れてきておるわけですね。市長がおっしゃるように、それは建てたことによってマイナスがあるのか、じゃあ放置をしたことによってどうであったのか、それは今日の、私はきょうこれから無駄のない、そしてさらなる効果のある、効率のある行政を求めるために、この検証と質問をいたしましたので、そのことを十分御配慮いただきまして、今後一つ検証と目的をお願いしておきたいと。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 申しわけございません。土地の件で少し答弁をさせていただきます。

きょうの新聞だったと思いますけれども、愛知県には県の払い下げの県有地があり、国にもそういったようなものがあるわけでございます。そうした形の中で、私どもは市有地に対しましては、いつ、どのタイミングでそれぞれの活用方法を考えていくかということは、議員の皆様にもお示しをしながら、より有効的な活用ができるように、皆様にもお示しをしていきたい、また議論をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） では、私は3点目の質問に入ります。

市内で、それぞれ合併をしてから今日まで市の名称変更をされていないわけですね。それで、ある弥富市を訪れた方が、「ここは字は弥富町ですか」という話も聞きます。村ですかという話も聞きます。もう一つは、まとめて申し上げますと、十四山の支所の中に支所の看板がないんですよ。これ、私が見に行ってもなかったんですけど、実は、市内の人が道路には支所と書いてあるね。それで入り口に入りますと、図書館と体育館が書いてある。玄関を歩いていくと支所がない。と私が間違っておいたらおわび申し上げますけれども、そんなことを通して、いわゆる私どもが今弥富市で住む、そして市が合併をした以降、一番肝心なことは顔だと思えますよ。看板は。看板は顔。その顔がなかなか変わらない。合併反対があったかもしれんけれども、それはそれでないと思えますね。いわゆる合併をしたときには、その格差だとか、そういう必要経費については市の方も、実はお金がおりておることでしょうし、あわせてどの企業でもそうですけれども、どんな小さなことも、小さなことから大きなことへ発展をしていくと。市長も一生懸命市の職員の顔、心、施策方針を変える努力をされておると思えます。私は、そういう状況の中で、私個人ですけれども、企業の中で住まわせてもらってきた。やはり、小さな小石からきちっと掃くこと、清掃することが安心・安全なまちだと。地域、行政、企業、このことを考えたときに、私はこの問題についてやはり市の職員の皆さんは300名もお見えになる。本当に市内に入って行って、私も自分で町を市にしなけりゃいけないなあと思いつつながら、しない私も悪いかもしれませんが、やっぱりもうぼちぼち弥富市をきちっとしていただく時期ではないのかということで、提起をいたしましたので、御回答を願います。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） まず、伊藤議員の御指摘の合併前の町村名、弥富町、十四山村という立て看板は確かに残っている状況でございます。この看板につきましては危険箇所とか、ごみのぼい捨てというような啓蒙の看板でございまして、こういう通告をいただきましてから、その確認をいたしまして、各部署において全庁挙げて点検を実施しまして、以前はテープ等で直しておりましたが、それもはがれておるような状況でございますので、撤去と取りかえを基本としまして、全庁挙げて対処してまいりますので、よろしく願います。

議長（黒宮喜四美君） 十四山支所長。

十四山支所長（横井昌明君） 十四山支所の表示設置の質問にお答えさせていただきます。

十四山支所の表示は、県道上に標識が掲げられております。この県道を曲がっていただきますと、支所の入り口にステンレス製の弥富市役所十四山支所の施設標識が設置されております。今年度より支所内に図書コーナーが開設されました。市民の方々にわかりやすいようにということで、十四山支所図書コーナーの立て看板を駐車場入り口に設置しました。また、十四山支所は複数の形態の事務所が使用されておりますので、施設内がわかりやすいように、

十四山支所の玄関に施設表示を設置させていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今、十四山支所長からお話がありましたように、事実は道路にあることも私も知っています。多分、弥富市の人が玄関まで行ったら玄関になかったということで、あっちへ行ったりこっちへ行ったりということがあったんで、今表示をしていただくということについては私はありがたく思いますし、市民のサービスになるので、よろしく願いたいと思います。

ただ、そのことを今、総務部長と支所長から回答をいただきました。私は苦言になるかもしれませんが、一つは、やっぱり一番私どもの行政機関の周りがそういう形が今日まで幾つかあったと、私はそういうことの点検をしておるわけではないんですけども、非常に残念だなあと思ったこと、そしてあわせて、やはり行政の施設ですから、行政の周りには一番最初にでも物事の対応をしていただきたい。そんなことを申し上げて私の質問を終わります。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 次に山口敏子議員、お願いします。

3番（山口敏子君） 3番 山口敏子でございます。

通告に従いまして2点質問させていただきます。

1点目は、弥富市の防災についてでお伺いいたします。これは、昨日から先輩議員さんが質問されて重複することがあると思いますが、よろしくお伺いいたします。

8月11日早朝の地震は、静岡県を震源地として発生いたしました。東名高速道路がもろくも崩れていくありさまをテレビは何度も放送しておりました。発生したのが早朝で、まだお盆休みの前だったということも幸いだったと思います。日本の大動脈の東名があんなにもろいつくりだったということにびっくりいたしました。私ごとでございますが、私の義理の弟が浜松に暮らしております。私は少し落ちついてから電話で連絡をしましたところ、今までに経験したことのないような揺れだった、これから来る来ると言われている東海地震に、この何十倍のエネルギーがもともになる地震が来ると言われているから、とってもいい勉強になったと電話で言っておりました。

弥富市の同報無線も避けることのできない災害、地震や台風に備えて、市内90カ所、1カ所はここが起点でございますが、設置されております。いざという場合に市民に一斉に知らせることができる重要な手段だと思っております。これは大変有効に使いたい。大変いい同報無線だと思っております。

市内の知り合いの方々に同報無線のことを聞きましたところ、地区によっては大変聞きづらい地区があることがわかりました。特に国道1号線、155号線と重なり合っている地域でございます。ここは交通量が多く、この地域は同報無線からは空白地区となると思われてお

りますが、この同報無線の調査はされているのでしょうか、この地区において。よろしくお願いいいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それでは、山口議員にお答えします。

確かに国道1号線、このあたりとか国道23号線ですね、こういう交通量の多いところにつきましても、やっぱり聞きづらいということは私も確認しております。そういう地理的な条件で、そういう場所があるということは確かでございます。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） この同報無線の空白地区ですね、先ほど言いました1号線、155号線、23号線について、この空白地域はこれからどのように改善される予定があるかどうか、お願いいいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 山口議員にお答え申し上げます。

昨日来、この同報無線につきまして、さまざまな議員の皆様から御質問をいただいております。例えばスピーカーの性能を上げることに、きちっと住民の皆様にも聞いていただけるというようなことがあれば、スピーカーの性能等も一応考えていかなきゃいかんなあというふうに思っております。今聞くとところによりますと、基本的にはスタンダードのスピーカーがついているということでございますので、そういった方向で考えていきたい。新たに設置するということになりますと、さまざまな形でまた共鳴ということもございまして、そんなことを考えながら性能アップをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） ありがとうございます。

弥富市民が安心・安全のネットからこぼれないように、これからもよろしくお願いいいたします。

それから、午前中にもありましたように、同報無線のアナウンスのイントネーションでございますが、私は弥富で生まれ、弥富で育った人間が何度聞いても「ヤトミ」というのはやっぱり奇異に感じられますので、新しくできるのを楽しみにしております。

それからもう一つ、昨日も安全課長さんが、同報無線が誤って流れたことをすごく心配されました。私は、反対に誤りであっても放送されたことはとてもいいことだと思って安心いたしました。この失敗を恐れてスイッチが入らないことや、放送が入らないことの方が心配でございます。ぜひそれは心配なされないように、同報無線は絶対スイッチを切らないでいただきたい。活用していただきたい。

それからもう一つ、同報無線にかかわりますことで、夕方になりますと、今は6時になりますけど、童謡で「夕焼け小焼け」が流れます。これは市民の皆さんから大変好評を得ております。今までは近所で子供たちが外で遊んでいますと、「早く帰りなさいよ」って声をかけておりますけれども、今は条件反射と申しますか、あの曲が流れますとみんな子供たちが一斉におうちへ帰ります。これは一つの有効活用かなあと考えております。これからも同報無線をよろしく願いいたします。

それから次に、資源ごみのことをお願いいたします。

市内の資源ごみということで、一応こういうカレンダーがあると思います。私は、今回はペットボトルについてお尋ね申し上げます。

現在ペットボトルの回収は、市内の公共施設9カ所、白鳥コミ、農村多目的センター、総合福祉センター、市役所、社教センター、鍋田支所、南部コミ、十四山支所、十四山福祉センター、この9カ所で回収をされております。このペットボトルの回収は、1ヵ月でこの拠点でどれくらいの量が出ておりますか、ちょっとお知らせくださいませ。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） ペットボトルの回収につきましては、平成12年6月からこういった方法でやっておりますが、平成20年度実績でございますが、19.62トン回収いたしております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） ありがとうございます。19.62トンが多いのか少ないのかちょっとよくわかりませんが、このペットボトルも原料は大切な資源の一つであります。石油製品でございます。現在資源ごみ回収として、地域収集が行われております空き缶、空き瓶、紙、布、これと一緒に、この仲間に入れていただけないでしょうか。幾ら軽いものといっても拠点回収のところには持っていきにはかさばります。ですから、プラスチックごみ、青い袋の方に出されている場合がかなり多いと思われまして、何とかごみから資源にできたらと思っております。

それから、ペットボトルのキャップだけは、エコキャップと申しまして、新聞で「みんなの声」というところで、ユニセフがポリオのワクチン、これが800個でポリオのワクチン一つになるそうです。これは発展途上国の方に差し上げるという運動ができています。これは、大阪の方の中学生の子がエコキャップ運動をやっておりまして、すごくうれしかったということで書いてあります。これ3ヵ月で1万個集めることができたそうです。中学生が、「出せばごみ、集めれば資源」、焼却すればCO<sub>2</sub>も出ますし、もう一度役立つ資源にしてみようではありませんか。何とか資源ごみの回収ルートにこれを入れていただけたらありがたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、山口議員の御指摘にお答えさせていただきます。

かつて飲み物とか調味料の容器というのは、瓶とか缶が主流でございました。昨今、こういった軽量化と使いやすさからペットボトルが非常に多くなってきたということで、先ほど申しましたように、平成12年6月から現在の方法による拠点回収を実施したわけでございます。先ほども申しましたように、当初6トンでございました。平成20年は19.62トン回収したわけでございます。これを何とか、資源であるので、現在やっておる瓶とか缶と同じように収集していただいてはどうでしょうかと、こういった御指摘でございます。

おっしゃるとおり、そうすれば確かにもっと量は多くなるということは、私どもも重々承知しておるわけでございますが、ごらんいただきますとわかりますように、ペットボトルは瓶、缶に比べて非常に軽く、また軽いだけではなく、容積も非常に大きいわけでございます。したがって、これを瓶とか缶と同じ方法で回収するには、瓶とか缶を集めておるコンテナ容器、これを瓶・缶よりも数倍配付する必要があるわけでございまして、場所によりましてはスペースが確保できない。また非常に軽いため、わずかな風でも散乱してしまう等管理上の問題から、じゃあどうすればいいかという中で、いつでも常時出すことのできる拠点回収ということで対応いたしておりますので、御理解がいただきたいと思っております。また、市のこういった方法に市内のスーパーも協力をいただきまして、市内の大手スーパーでもこういったペットボトルの回収を行っておりますので、そちらの方も御利用いただければ幸いです。

先ほど御質問にございましたエコキャップでございますが、昨年度から私どもはこういった事業を知りまして、この20年の5月までの実績でお答えさせていただきますと、弥富市の10カ所の保育所のうち九つの保育所、これはのびのび園を含んだ9園でございます。それから小学校が2校、中学校が1校、そして、あわせてこれを機に、山口議員も御存じだと思いますが、市民課の前のところにこういったペットボトルの容器が書いてございます。今年は5月18日にペットボトルのキャップを集めましてお送りしたわけでございますが、トータル、今まで2年間で33万4,031個、これは400個が1キロということですから、重量をはかりましてキロ換算での個数でございますが、33万4,031個をエコキャップ推進協会へお送りをいたしております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） ありがとうございます。ペットボトルの本体はちょっと風が吹いて問題かもしれないけど、エコキャップのみだったらこういうコンテナに入れることができるんじゃないかと思っておりますけれども、そういう方法でエコキャップを集めようということでは

きませんか。ひょっとするとこれだけでも資源回収になればと思いますし、皆さんの運動の一端になると思いますけど。エコキャップだけでも集めることができましたら、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 今後の研究課題となりますが、現在、私どもはこういった保育所、あるいは学校等にも、実はお答えしませんでしたけれども、本年からこういった保育所、あるいは学校にも回収ネットを置いて協力をいただいております。その際に、やはりこういったキャップ等、あるいは市役所もこういった容器を置いておりますので、今後はもう少しこういった容器をあわせて置いて、どれくらい集まるかなあということは一度考えてみる必要があるかと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 前向きに検討していただけるようですので、ごみが資源になるということがとてもうれしいなと思っております。一度挑戦というか、調べてみて、どれくらい集まるかということも必要かなと思いますので、よろしく願いします。

次に、雑紙の回収について。現在、布、段ボール、紙、雑誌、これは資源回収のルートで順調に乗っていると思われまます。現在は紙袋とか、菓子箱とか、包装紙、それから送られてきた封筒、これも雑紙として、ここの中の案内に雑紙もこういうものがありますよ、お買い物に行ったときの紙袋にでも入れて集めてくださいということで書いてあります。これも1月に1回の回収ですので、1月集まればかなり出ると思います。これもまた燃やせばごみ、CO<sub>2</sub>が出ますし、生かせば資源でございますので、これも何とか皆さんの啓蒙になって、何とかもうちょっといいPRになってくれたら、皆さんもっと集めて、「こんなことやるんだ」ということもあると思いますので、一度PRをしていただけたらうれしいと思います。ことしのカレンダーには無理かもしれませんが、来年度作成される、皆さんのところにお届けになるときのごみ収集カレンダーにはもっとわかりやすく、資源になる、みんなこれが資源ですということをPRしていただければ幸いに思いますので、よろしく願いいたします。

一応これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 雑紙の回収につきましては、実は私ども「広報やとみ」の中で、毎月こういった環境に関するコーナーを必ず設けているわけですが、その中で平成19年度、あるいは20年度の12月というのは、非常に御家庭のいろんなものを片づける時期でもあるということから、広報に雑紙回収についての御案内をさせていただいております。今年も12月に予定をしておるところでございます。その後も定期的に掲載し、協

力をお願いしたいと思っております。また、先ほど議員からもお話がございましたように、ごみの収集日程表にも最初のページに雑紙についてという欄を設け、協力をお願いしておりますので、あわせてお願いしたいと思います。

なお、弥富市へ年の途中で転入される方もたくさんございます。そういった方にはこの収集日程表をお渡しするわけでございますが、その中に「雑紙のチラシ」ということで、先ほど議員が説明いただきました「このようにして出してください」というチラシを挟んで、あわせてお願いをしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 再開してから1時間近くなります。これより休憩に入ります。暫時休憩をいたします。再開は3時10分といたします。

~~~~~  
午後2時57分 休憩
午後3時10分 再開
~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に武田正樹議員、お願いします。

7番（武田正樹君） 7番 武田でございます。よろしく願いいたします。

私は、通告に従いまして1点のみ質問させていただきたいと思っております。

今後の農業関係予算についてということで質問したいと思います。弥富市南部地域の穀倉地帯の稲刈りもほぼ終わりました。この地域の作柄は出水時期の天候不順により、くず米の発生が多く、昨年並みか、昨年よりもやや悪い状況だと聞いております。北部地域の生育状況もおくれがちだと聞いております。東海農政局によると、東海4県の8月15日現在の水稲作柄生育概況は、日照不足でやや不良と発表されました。ただ、今後の天候次第で改善する可能性もあるとのこととです。

米ばかりでなく、麦、大豆、野菜、果実、花など農作物は、天候に左右されやすいものが大多数です。弥富市は、伊勢湾台風以降、土地基盤整備事業や木曾川用水事業など、いろいろな事業によって農業生産基盤が整備され、県下有数の農業地帯として発展してきました。これまでも農業生産基盤の整備や担い手の育成など、さまざまな農業振興策を実施していただきましたが、米価の低迷による生産調整の実施、輸入農産物との競合、担い手の減少、高齢化、後継者不足、これらに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加といった問題が一層深刻化してきております。その中で、現在、生産調整推進事業補助、生産調整推進事業集団化補助など、多数予算を計上していただいておりますが、今後のこの方針はどうか、お伺いします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 武田議員の御質問にお答えしたいと思います。

特に、今1点議員の方から申されました米の生産調整の関係でございます。これは、皆様御承知のように、今回政権交代ということで、民主党の方が農業再生プランということ打ち出しておるわけでございますが、この補助制度から戸別保障に切りかえるということが民主党のマニフェストの中にうたわれております。この生産調整は廃止とマニフェストの中にうたっておりますので、今後、この施策的なものについては注視していく必要があると思います。また、私どもの方としては、この対応については白紙の状態でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ありがとうございます。白紙という状態ですという話ですけども、実際のところ、生産調整というのは現在進んでおります。それで、ある程度大豆も作付され、それから小麦も収穫が終わりました。そして、生産調整に対する助成金もすべて、多分出されるものだという前提のもとに皆さん取り組んでみえると思います。どうかその辺、今年度中についてどうなるかについて、せめてお伺いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 武田議員にお答え申し上げますけれども、先ほど所管の開発部長がお話をしましたとおりでございます。それぞれの政権の中でのマニフェストという形のもので発表されたわけでございます。しかし、私は、来年までに具体的にじゃあ進むかということになりますと、非常にまだ不確定というか、そういうような状況だと思っておりますので、私どもとしては財政が大変厳しい状況であることには間違いないわけでございますが、農業関係予算につきましては、基本的には今年度並みの予算を編成していきたいという考え方は持っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ありがとうございます。ほっとしました。皆さん、取り組んでみえる農家の方、そしてオペレーターの方、多分これを前提のもとに皆さん取り組んでみえます。そして、日夜今、稲刈りに励んでみえて、その後ちょっと次の稲刈りまでほっとしている時期だと思いますけれども、これ市長さんの方からお話があって、これで多分皆さんこれから新たにまた取り組んでもらえると思っております。それこそ生産者の方としては、やっぱりある程度方針を決定してもらわないと、生産の取り組み方、それから農業に対する取り組み方というのがあっちへ揺れたりこっちへ揺れたりするという方向になってしまいます。どうかできるだけ早目に国の方も決めていただいて、ある程度市としてもできるだけ早目に生産者の方に伝えていただけたらなあと思っております。

そして引き続き、ついでに農業についてもう一つ質問させていただきます。

例えば、この間いただいた弥富市の総合計画の中で、例えば農水産業の振興策として、農業生産基盤の充実、担い手及び幅広い人材の育成・確保、農産物の生産性の向上、高品質化の促進、環境保全型農業の促進、農産物など直売施設の整備・検討、地産地消の促進、都市と農村との交流の促進、内水面養殖漁業の振興ということがあります。これから先、例えば国の方針が変わってもこの政策について変更はあるのかないのか、どうでしょうか。質問いたします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問でございますが、私どもの打ち出しました農業振興施策につきましては、今後とも変わるものではございません。これを推進していくものというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ありがとうございます。ちょっとほっとしております。

それから、農業政策については、せっかくことしの4月に弥富市の総合計画を出していただきました。そして、いい計画だなあと思っております。そして、これを実行していただければこれから農業者も安心して安全な農産物づくりに励んでいけるなあと思っております。

引き続きまして、もう1点質問させていただきます。

農業生産基盤の整備からちょっとお伺いします。

例えば弥富市は、先ほどからたくさんの方の質問の中に出てきていましたけれども、海拔ゼロメートル地帯という土地条件、そして、近年異常気象による集中豪雨ということで、いろんなことの災害が懸念されます。特に水害防止という観点からも、治水対策というのは非常に重要になってくると思っております。例えば市民の生命・財産、例えば南部地域ですと、ある程度田んぼとか畑の保全についても、災害に対してこれから先、気をつけてやっていただかなくてはならないことだと思っております。その中で、そういう施設が老朽化していたり、そして機能低下、いろんなものが目につくようになってきました。確かに実際のところ、今のところは便利よく、例えば排水でも、大雨が降っても流れています。そして、例えば用水についても常にパイプラインをひねれば出てきます。ただ、これがある程度老朽化しているということはどうしても事実です。そして、更新していかなくちゃならんということも事実だと思っております。そういう観点から、今でも土地基盤整備事業というのは多数予算を計上していただいておりますけれども、これから先もこのように計上していただけるのかどうか、質問します。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問でございますが、生産基盤に対する市の今後の助成を継続していくかということでございます。その中で、今、武田議員がおっしゃいまし

たように、また、その中で市長も関連の質問の中で答えておりますように、やはりこの海拔ゼロメートル以下の地域におきまして、機械排水に依存しなくてはならないと、そういったところでございます。これは水系ごとに違いますが、そうした中での対応ということになってきておまして、今現在もそういった施設の老朽化、それに対応すべく湛水防除事業なり、緊急農地防災事業等々でそういう施設は市も一丸となって皆様方と取り組んでおるところでございます。

もう一つつけ加えさせていただきますと、佐藤議員の質問の中でお答えしたように、パイプライン、農業用水の方も施設の老朽化、そういったようなことの観点の中から、今後もそういったことも取り組んでいかななくてはならないというふうに思っております。いずれにしても、生産基盤あつての農業生産でございますので、そういった面には十分取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 武田議員にお答え申し上げます。

基本的には先ほど私どもの開発部長が答弁したとおりでございますけれども、今年度におきましても、こういったような事業につきましては県とのかかわり合いの中でやっていくということでございます。市単独でなかなかできるものではございません。そうした形の中で、湛水防除にしても基本的には県と一緒にやっていこうということがあつてございますけれども、単県事業につきましては大変大きな予算が割愛されてきております。そういった意味では、すべての事業が前年度並みにできるかということはお約束できないということをお申し添えておきます。大変厳しい県の方の財政状況もあるわけでございますので、御理解賜りたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ありがとうございます。やっぱり土地基盤の整備という中、現状の維持というのは大変だと思います。私も農業者です。そして、実際のところ米、そして野菜をつくっています。東海豪雨のときに私のハウスも沈みました。そして、水浸しの状態が3日ばかり続きました。その後に水中ポンプを使ったり、いろんなものを使って出しましたけれども、つくづくあのとき思ったんです。やっぱり農業者というのは排水とかそういうものについてある程度整備されていないとこれだけの被害を受けるんだということ、私はあのときつくづく感じました。今、市長さんの方から、確かに厳しい国の予算を削られる部分もあるという話でした。でも、できるだけこういう形でやっていただけたらなあ、ありがたいなあと思っております。これから先もぜひともこういうことも考慮していただいて、これから基盤整備についても予算の方の計上をよろしく願いいたします。

簡単ではありますが、これで私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に三浦義美議員、お願いします。

15番（三浦義美君） 15番、三浦です。

私は、通告によりまして3件について質問をいたします。

まず最初に、佐古木駅の環境整備についての質問ですが、佐古木駅への通学・通勤者が年々増加しています。と申しますのは、名古屋圏への通学・通勤に便利なため、住宅が年々ふえているとともに、佐古木駅利用者が多くなっていることですね。市当局は御存じですね。市としてのその現況の認識はいかがですか。お答えください。

議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。その認識は持っております。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） ただいまの佐古木駅の利用者はふえているとのお答えですが、駅付近の自転車の駐輪の状況、さらにトイレの環境についてはどのように見えていますか。お答え願います。

議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。佐古木駅周辺の不法駐輪というものにつきましては、私どもも確認させていただきまして、南駅広場の方におきまして100台以上を超える不法駐輪があることも承知しております。その対応におきまして、私どもとしましては、条例等不法駐輪における対策ということで、弥富市自転車等の放置の防止に関する条例に基づいて、自転車の放置禁止区域を関係機関等の意見を聞きながら指定して、放置自転車の解消に努めたいというふう考えております。

トイレの方につきましても、今、駅構内にトイレはあるわけですがけれども、それにおきましてもこの佐古木駅につきましては、今議員がおっしゃられましたように、通勤・通学ということで多くの方が使ってみえるということで、都市計画マスタープランの方におきましても名古屋への通勤駅であるということから、自転車や自動車をただ鉄道に乗り継いでいくパーク・アンド・ライド機能も充実させた地域の交通拠点としての利便性の向上に努めるとともに、県道子宝愛西線の整備にあわせ、駅北側の駅前広場の充実を進めるというふううたわれております。それについて、駅周辺整備の中において、公衆用トイレの整備も課題の一つということになってきますので、設置に向けて関係機関と協議しながら進めていくということと合わせまして、今現状、佐古木駅の中のトイレにつきましても、来年度以降早い時期に近鉄と協議させていただきまして、協議が調い次第、整備の方を進めていきたいという考えを持っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） さっきのトイレの話はちょっと後にして、市側がここ数年、変化が

多くなったという答えをもらいましたけど、多くの住民は弥富市の都市計画が本年4月に示され、会議の中でも都市計画ワークショップ会議の意見で提言があるように、一つには佐古木駅の自転車置き場の廃止、景観整備をと言われていますが、このことは放置自転車が多く見られるのと、駅前の安全性の確保ができることと、また、駅前整備が進めば自転車の駐輪場の確保、トイレの整備、駅前の景観、安全性が確保できるからと思いますので、早期の改善を求めます。今、ぽつとん便所の話もされましたけど、これは駅構内の話です。私の言っているのは、駅付近に水洗トイレをとということです。特に、駐輪場の確保についてできることは、水路敷地を駐輪場にしてはいかがですか。また、9月議会中に提案されている弥富駅北の第1自転車駐輪場整備が上程されているのに、弥富駅、五ノ三駅には市の無料駐輪場があります。なぜ佐古木駅にはないのか。行政として、「格差のない、人と環境に優しい」、市長の施策ではないでしょうか。答弁をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。今不法駐輪等、佐古木駅の周辺を見ますと、近鉄敷地にあります南側広場がありますので、そこら辺に不法駐輪されているのを多く見ます。まず第一としまして、その不法駐輪をまず撤去するというのを優先的に実施したいと思います。それから、今の議員が言われるような水路等に無料駐輪という話もあるんですけども、まずは条例等で不法駐輪をなくすということを最優先にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） 今のお答えですと、放置自転車の100台ぐらい、あれはどこに行きますか。もうすぐ対策を練っていただかないと、私が言いましたように、水路にやるとか、そういう対策を、前向きの答えをお願いしたいんですけど。

議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） 近鉄佐古木駅周辺には、三浦議員も御承知と思っておりますけれども、駅構内、北側と南に近鉄がつくりました駅の駐輪場施設がございます。それで600台ほど駐輪できるということと、あと民間の自転車管理の方があります。そちらの方も私どもが確認させていただきましたところ、やはりあきスペースがあると、使っていないという状況ですので、今不法駐輪等をされている方につきましては、そちらの方を利用していただくということになるかと思っております。よろしくお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） 私が言っているのは不法駐輪、確かにマナーが悪いです。ただ、弥富駅と五ノ三に無料の駐輪場があって、なぜ佐古木にはないのか。行政の片手落ちじゃないですか。これは本当に格差のない施策をしてもらいたい。これは本当に皆さん、今の駐輪場

の東側ばかりじゃない、西側も過去のいきさつから、西側が水路が整備されていないので、水洗の話も含めて言いますけど、水洗は流すなという話で、本来なら西側でもその水路の上に整備されていれば駐輪場を置けたはずです。ただ、きちっとした下水の話になって、後で言いますけど、そういった形で早く無料の駐輪場をつくってほしい。これは通勤・通学をされておる人たちの本当の要望です。多少あいていると言ってみえますけど、あいていません。議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。今の近鉄敷地内の駐輪場施設におきまして、私どもがその施設を管理している方に確認しましたところ、今使ってみえる方が350台ということでお聞きしております。そうしますと、今100台ほどまだ、不法駐輪の方がそちらの方を使っただけでも余裕はあるということでございます。また、無料の駐輪場を市の方が整備するということですが、そちらの方を使うことによって、近鉄等、今周りで駐輪場を整備してみえる方において、そちらから無料駐輪場の方へ出ていくということになりますと、それはそれで死活問題というか、それはそれで有料で使っているということがありますので、そちらの方への反発も来るとお思いますので、よろしく御理解がいただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三浦議員にお答えを申し上げます。

佐古木駅周辺の環境は極めて不法自転車が多いわけでございます。そういった形の中で、市の方がしっかりと用地を用意して、きちっと整備しなさいということでございます。御承知のように、すぐ近くに商いをしてみえる方がたくさんお見えになるわけでございます。弥富駅における自転車の駐輪場の私どもの場所、市が管理している場所においては、駅から相当離れておるわけでございます。また、五ノ三駅についてもしかりでございます。こういった形の中で、決して逃げる答弁をするわけではございませんけれども、私どもとしては都市計画マスタープランという形の中で、佐古木駅周辺の環境整備をしていきたいというふうに思っております。もう少しお時間をいただきながら、用地の確保を含めて整備をしていきたい、進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） さっきのぼったん便所の話ですけど、過去のいきさつもいろいろありましたけど、佐古木駅、これは本当に今、日光川流域下水として平島地区をやっています。その次は前ヶ須、その後はまだはっきりと私らの耳に入ってきていません。それで、佐古木というところは本当に市街化区域でもあり、人口密集地でもあります。用排水が本当にどこも水が流れてきません。皆さんの下水の水で田んぼをつくっている状態です。それで、水洗

の話をしたのは、佐古木地区はいつやるのか、皆さんが本当に臭い臭いと、夏になると、冬は冬で本当に用排水、日光川流域下水を早く白鳥地区、佐古木地区にやってほしいと、これは本当にここに見える方は皆さん知っていると思いますので、そういった要望ですので、市側の誠意を強く求めて、この質問を終わります。

次に第2点目として、私は白鳥防災広場の進捗状況について質問します。

私は、21年度予算において白鳥防災広場が予算化され、白鳥地区の皆様は大きな喜びと期待をしています。そこで、私は防災広場の候補についての進捗状況について、経過と今後の対応について質問をいたします。

まず経過ですが、市側の候補地について、予定地権者からはあまりよい話がありませんでした。ほかの土地の有権者からは、次の候補地の話をされました。そうしたら、さらに市側は第2の候補地として、対象者をリストアップして話を進められたが、そのたびに候補地広場には地域の意見を中心として話を進めてほしい。これは地区の要望です。地区全員の意見であったと聞きます。それで、私は防災課へ進捗状況はこういうふうですよと言ったら、地元の意見と異なって、第3の候補地が検討されていると聞き、もう買収の話を個人的にやりました。その候補地の地権者から、地域での意見は無視をされるのか。皆さん不満を漏らす人が本当に多数います。地域住民に説明責任をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 白鳥の防災広場の用地の取得につきまして、三浦議員にお答えを申し上げます。

きのうも山本議員の方にお答えをさせていただいたとおりでございます。今、私どもといたしましては、最初に皆様に御案内した地点で、いわゆる1号線からJRの踏切の間でその用地を取得し、防災公園をつくっていきたいということを当初からお話をさせていただいておるわけでございます。地元の意見という形で、三浦議員が今おっしゃるわけでございますが、決して私はそれは地元の意見という形では受けとめていないわけでございます。一つの意見としては、御要望としては承っておきますけれども、決して地元の総意ではないということをおもっておるわけでございます。今後も、白鳥防災広場の早期用地取得という形の中で努力をしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） 今の話はちょっと私の話と矛盾してしまっていて、私は候補地はあれにせよ、これにせよと地区の地権者の方には何も言っておりません。ただ、地区で6月下旬に農業の集会があり、その席上、今の防災広場の話に移りまして、皆さんの意見であそこがいいということで、本当に満場一致で決まりました。その話を防災課長に私はきちっと話しま

した。そのときにきちっと地図も広げて面積まで割って、ああこれでいけるなあと思ったら、次の段階でそこをほうっておいて、第3の候補地に移りました。これは、本当に部落で決めたリーダーたちが私のところへ来ると、リーダーが面積はどのくらいか知りませんが、リーダー2人のところに買収の話が来ました。私らは本当に部落の中できちっと決まって、そっちの方向で決めてやると言ったのに、そっちへ行って、私らは本当に立場がないと、これは人間として許される範囲なのか、本当に本人も困っている状態です。これは本当に善処していただきたい。

また、私の思っているのは、今の防災広場、今の池を中心にして、防災広場の早期の実現として、地区の要望する池付近を中心に整備をして、白鳥保育所、弥生が終わったら白鳥保育所を建てかえるという形です。そういう話も、市長さんも現に話をされました。そして、また池を埋めて、又八には公民館がありますけど、手狭でその用地がないと。そして、池を埋めて何とかして自分たちの用地を確保したいと、そういった願いが皆さんにあります。私は、費用対効果からすれば、池の利用が今後の地区の発展に多大な事業になると思います。市長、防災広場早期実現とまちづくりについてどのように思われるか、お答え願います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

少しお話が食い違っているようでございますけれども、私は一つのお話としては、私どもの担当の者がJRの北の池のところにつきましてはお話を伺っておるわけですが、そこで具体的に進めなさいといった指示は一つもしておるわけではございません。そういった形の中で、お話を伺っておるわけですが、具体的にそこで事業を進めなさいといった形で指示はしておりません。そうした形の中で、私どもこの防災公園をつくる上においては、やはり周辺の道路のアクセスであるとか、あるいは周辺の環境であるとか、人口の密度であるとかというさまざまなことを考えながらつくっていくのがいいだろうというふうに思っております。今その場所につきましては、白鳥のコミュニティーという形の中での場所からも近い、あるいは将来的に白鳥の保育所の建てかえ等においても近い場所になってくるわけでございます。そうした形の中においては、ほかのところもそういったところが防災的な機能を備えておるわけでございますので、そういった形の中で集中するのがいかなものかというふうに思っております。そういった形の中で、やはり佐古木周辺の人口密度の高いところにそういうものの機能を設けていくことが望ましいだろうという形で、今、鋭意進めさせていただいておる次第でございます。先ほどいろいろとお話を伺いましたけれども、お話として承ったところでございます。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） この話は地元と私も改めて市長さんに陳情にお伺いしたいと思いま

すので、その都度よろしく申し上げます。

では3点目に、白鳥センターの施設管理について質問いたします。

施設利用については地域の皆様にご感謝し、喜ばれています。しかし、施設のいすなどが汚れていて、日ごろの施設管理はもとより、衛生管理はどのようになっているのかと市民の皆様から意見があります。特に本年に入り新型インフルエンザが発生し、衛生面での市の対応についての不安が聞かれます。公共施設のインフルエンザ対策はどのような対策か。また、白鳥コミュニティーセンターの北側の水路、フェンスのところはまだ草刈りがしていない。どのようになっているのか、対処していただいているのか、お伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。ロビーのいすやじゅうたんの汚れにつきましては、議員の御指摘のとおり、コーヒーなどの飲み物のしみがついておるような現状でございます。一度じゅうたんにつきましてはタイルカーペットですので、特に汚れがひどいものにつきましては在庫がありますので、取りかえていきたいというふうに考えております。あわせてクリーニング清掃も考えております。それから、いすにつきましては特に損傷ありませんので、汚れが多いいすにつきましては張りかえなどを実施していきたいというふうに考えております。

インフルエンザ対策につきましては手洗い、うがい、一応本庁の方からそういう指示が出ていまして、張り紙等を張らせていただいて、住民に注意を促しておるという状態でありませう。手の消毒等、すべてやらせていただいております。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） 次に、車いすの貸し出しについて、今、市役所には何台あって、利用数はどのくらいありますか。車いすの対象はどのくらい、例えば身体障害者何級とかいうんだけど、条例に基づいて、本当に身体障害者ではない、歩けない人がどのくらい見えるのか。対象をどのくらいの幅にしているのか。お答え願います。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 車いすの貸し出しにつきましては、介護保険法に該当しない在宅の肢体不自由な方を対象としております。判断といたしましては、障害者手帳をお持ちの方、肢体不自由の方でございます。しかし、手帳をお持ちでない方でも、高齢などで足腰が弱ってきて長く歩くことが大変である。旅行や遠出等がしたいから、歩く距離があるから、車いすを借りたいという方、そういう方の申し出があった場合は、お使いいただけるようにお貸ししております。

あと車いすの台数でございますが、うちの方で把握しておりますのは16台でございます。これは市役所と十四山支所で、申し出のあった方にお貸しする車いすでございます。そのほか

に現在、総合社会教育センターとか、十四山スポーツセンター、総合福祉センター等にはお越しいただいた方に施設内で御利用していただけるよう車いすを常備しておりますので、御利用いただけるようになっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） 私がこの話をしているのは、私も過去2度、4日間ばかり借りました。やっぱり貸し出しに来るのに、例えば自宅から30分、はっきり言うと1時間ぐらいがかかります、往復で。やっぱり近くに、例えば白鳥コミュニティセンター、福祉センター、市役所、十四山支所、南部コミュニティセンター、そういった各施設に借りられる台数があるか。私らはなるだけ近いところで借りたい。そういった台数を置いていただけるのか。ただ、そこまでどうしても借りに行かないかんのか。白鳥なら白鳥でできるようにならないのかと。本当に歩けない方は行きたくても行けん。近くにあればすぐ借りられる。本当に中で使うんじゃないくて、やっぱり遠出もしたい。本当に皆さんそうって借りたいけど、借りに行くには時間がかかるとかいろんな問題がありますので、そういった南部コミとか、そういうところで貸し出しができるようお願いしたいんですけど、回答をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 車いすをお使いいただくに当たりましては、申請が必要でございます。それで、現在市役所の福祉課、それから十四山支所の地域福祉課の方で申請をさせていただきましてお貸しをしております。この2カ所でやっておりますので、多少御不便をおかけいたしますが、窓口にお越しいただくようお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） なぜ住民サービスを、なぜ近くでやれないのか。私はそう思います。一応貸し出しするに当たってはきちっとした申し込みをいたしますので、こちらも。やっぱりそれくらいのサービス、住民サービスですね、これはしていただきたい。これは本当に皆さんのように元気な人はいい。老人というと失礼に当たりますが、本当に歩きたくても歩けない人、本当にたくさんいます。今このような高齢化社会になっております。きょうの身はあしたの身になっていきますので、そういった点でよい回答をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、福祉課長が答弁したとおりでございますけれども、それぞれの建物にはそれぞれの機能、役割があるわけございまして、車いす等々含めると、管理そのものもいろいろとあるわけございまして、今そういった具体的なお話を私どもとしては頻繁に聞いているかという、聞いていないわけございまして、私どもといたしましては従来どおり、福祉の施設であるとか、あるいは市役所、あるいは支所という形の中で御利用いた

だければと思っております。そういう声が、一人でも住民サービスというふうにおっしゃる  
かもしれませんけれども、そういうお話を聞いていないわけでございます。そういう声も直  
接私も聞いておりませんし、従来どおりにお願ひできたらというふうに思っておりますので、  
どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

15番（三浦義美君） 今の話は私意見ではなくて市民の声です。私も議員をやっている立  
場、皆さんの声を聞いて、これは本当の陰の声です。市民の声です。これはやっぱり行政  
として前向きに進めてください。

私の質問は以上で終わります。

議長（黒宮喜四美君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会し  
ます。御苦労さまでした。

~~~~~

午後3時55分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 立 松 新 治

平成21年9月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

9番	山本芳照	10番	杉浦敏
----	------	-----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村上勝美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若山孝司	総 務 部 次 長 兼 防 災 安 全 課 長	服部正治
民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久野一美	民 生 部 次 長 兼 保 險 年 金 課 長	佐野隆
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石川敏彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三輪真士
教 育 部 次 長	山田英夫	教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水野進
監 査 委 員 事 務 局 長	加藤重幸	総 務 課 長	佐藤勝義
人 事 秘 書 課 長	村瀬美樹	企 画 政 策 課 長	伊藤邦夫
収 納 課 長	服部誠	市 民 課 長	加藤恵美子
健 康 推 進 課 長	渡辺安彦	福 祉 課 長	前野幸代
介 護 高 齡 課 長	松川保博	児 童 課 長	鯖戸善弘

総合福祉センター 所 長	伊 藤 薫	十四山総合福祉 センター所長	佐 野 隆
都市計画課長	竹 川 彰	商工労政課長	服 部 保 巳
下水道課長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
図書館長	伊 藤 秀 泰		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第50号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第51号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 4 議案第52号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第53号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第54号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第55号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 8 議案第56号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第57号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議案第58号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議案第59号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 議案第60号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第13 議案第61号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第14 認定第 1 号 平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 2 号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 3 号 平成20年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 4 号 平成20年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 5 号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 6 号 平成20年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 7 号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て
日程第21 認定第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい
て

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

大変早朝から御参集いただきまして、御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、山本芳照議員と杉浦敏議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 議案第50号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部改正について

日程第3 議案第51号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減  
少及び規約の変更について

日程第4 議案第52号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について

日程第5 議案第53号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第6 議案第54号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第7 議案第55号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減  
少及び規約の変更について

日程第8 議案第56号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第57号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第58号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第59号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第60号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第61号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 認定第1号 平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第2号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい  
て

日程第16 認定第3号 平成20年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第4号 平成20年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第5号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

日程第19 認定第6号 平成20年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第7号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第50号から日程第21、認定第8号まで、以上20件を一括議題とします。

本案20件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず杉浦敏議員、お願いします。

10番（杉浦 敏君） 私は、平成20年度の決算認定について質問いたします。

主要施策成果報告書、まず55ページ、シルバー人材センター補助金のことについてお聞きします。

先日、とある市民の方から、シルバーに登録はしたけれども、仕事の声がかかってこない、そんな話を聞きましてこの問題を取り上げることにいたしました。先日、シルバー人材センターの安藤所長のところにお邪魔いたしましてお話を聞きましたが、この実績報告書にありますとおり会員数が毎年減っているということで、どういった状況でしょうかということをお聞きしたところ、この表には載っていないけれども、仮登録、いわゆる申し込みをされた方はもっとたくさんいるということでもあります。つまりは、この表に載っているのは、求人と求職がマッチしたときに初めて年会費を納めて保険に加入していただいた方を会員として登録するというので、ここに登録された方の数がこの表の数であります。ということは、仕事を求めている高齢者の潜在的予備軍はもっとたくさんいるという話を聞きました。シルバー人材センターの理念、地域に貢献、高齢者の生きがいづくり、社会参加などから、依頼される仕事は臨時的かつ短期的なものが多く、また、もともとこれに参加される会員の生計を維持することが事業の目的としているものではありませんから、希望どおりの仕事が見つかるか、あるいは収入が得られるかなどは保障されているわけではありません。しかし、シルバーに申し込みをされた方は、やはり自分の年齢や体力なども勘案して、自分でもできる就労の機会を強く求めています。私がお話を伺ったその方も、自分の友人から話を聞いて、そんないい制度があるなら、ぜひ私もということで申し込みをしたということでもあります。

また、特に自営業で働く高齢者の中には、現役世代の家族とともに家業の中心的戦力として働いてみえる方もたくさん見えますが、昨今、経済危機の中で、仕事、売り上げの激減という事態が広がり、少しでもシルバーの仕事で生計の足しになればとお考えの方も見えます。また年金生活の方でも、自分の活躍の場とともに何がしかの報酬が得られれば、こんなすばらしいことはないとお考えの方も見えます。ハローワークへ出かけましても、60歳を超えた

方が仕事を見つけることは、なかなか至難のわざとなっております。とりわけ地域に密着した仕事となりますとおさらであります。市としての何らかの支援ができないものかと考えました。

そこでまず1番として、昨年のシルバー人材センターのいわゆる売り上げは1年間で1億4,000万円ほどあったと聞いておりますが、その中で市役所の発注した分が18.1%を占めていると聞いております。シルバーは社団法人として活動しておりますので、行政との関係では何か制約があるのかもしれませんが、また民業の圧迫にならないように配慮をされた上で、もっと市からの発注・委託をふやすことはできないでしょうか、お聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

シルバー人材センターは、高齢者が長年にわたって培ってまいりました知識・経験・技能を生かし、働くことを通じて高齢者の能力を生かし、地域に貢献することを目標としております。市といたしましても、シルバー人材センターは高齢者の生きがいを提供する機関として位置づけており、高齢者福祉サービスの一環として、老人クラブと同様にシルバー人材センターへも運営費の一部に充てていただくよう補助をしております。平成21年度の補助額は、前年度より650万円増の1,250万円の補助をさせていただきます。

杉浦議員が言われますように、経済不況の現在、シルバー人材センターの平成20年度の配分金収入は1億4,377万2,000円で、平成19年度対比79.4%となっております。内訳を見ますと、一般家庭、公共分につきましては平成19年度とあまり差はありませんが、事業所分が9,645万6,000円で前年対比69.8%と減額となっております。シルバー人材センターに対し、市からの発注をふやせないかとの御質問でございますが、市から発注する業務につきましては、平成20年度決算で前年度より444万8,000円多い12,628万6,000円で、前年対比20.4%の増額となっております。シルバー人材センターに依頼できることは積極的にお願いして、今後もこの姿勢を続けてまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、部長の御答弁では、前年対比で20%以上ふやしているということでありますので、これからも引き続き発注できるものはしていただいて、仕事の機会をふやしていただきたいと、そのように思います。

次に二つ目ですけれども、8月の広報ですけれども、シルバー人材センターの紹介がされておりますが、まだまだ一般市民の中には知らない方がたくさん見えます。仕事を依頼する側の求人の幅、窓口を広げるためにも、また就労の機会を探している高齢者に情報を提供するためにも、シルバー人材センターの日常的・継続的なPRができるような、そういった場を設けることはできないでしょうか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

シルバー人材センターの継続的なPRの場が設けられないかとの御質問でございます。

シルバー人材センターも市の広報・機関紙を利用して、仕事、会員数の増加を図っているところでございます。会員確保のため、入会説明会も開催すると同時に、新しい仕事の開拓に向けて知恵を絞っていると聞いております。市といたしましても、建設業協力会、造園業者等に就労機会の提供の要請を行い、協力体制をとっております。継続的なPRにつきましては、市ホームページを利用したPRができるよう、関係課と調整してまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 例えば、今お話がありましたように市のホームページ、これは一番手っ取り早いといいますが、すぐできることだと思うんですけども、例えばお隣さんの飛鳥では、やはりこのシルバーの関係が村のホームページに載っているということで、ぜひそれはやっていただきたいと思います。ただ高齢者の方ですから、なかなかパソコンとか使えない方も多く見えますので、今申し上げましたホームページ以外の方法も、またぜひ検討していただきますように要望いたします。

三つ目に、シルバーのお仕事はもともと短期的・臨時的な仕事が多いこともありまして、仕方がないと思いますが、需要と供給のマッチングが難しく、先ほど言いましたように、申し込み、仮登録をしても、なかなか仕事の依頼の声がかからないというのが現状であります。しかし、一方では、センターのお話では、中には大変いい仕事が提供され、市内の某大手企業で30名近い人を継続的に使っていただいているところもあるとのことですし、例えば、庭師さんという特技をお持ちの方では、月に7万から8万円の報酬を得ている方もあるということでもあります。きちんと情報の提供が行われれば、かなり前向きな状況をつくることのできるのではないかと考えます。ハローワーク的なスタイルで、求人・求職それぞれの情報がデータ化され、双方が手軽に検索できるような仕組みができないものでしょうか。市としての財政支援も含めたリーダーシップを発揮していただくこととして、てこ入れが可能であるならば、ぜひとも検討していただきたいと思います。ちなみに、名古屋市のシルバー人材センターは大変規模が大きいこともありまして、詳細は聞いておりませんが、パソコン端末を使って情報検索ができるようになっているとのことでもあります。そういったことも含めまして検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

杉浦議員が言われましたとおり、シルバー人材センターでは、就業形態適正化への取り組

みをいたしました。その結果、8月より事業所への人材派遣事業を始めることができるようになりました。このたび、市内の1事業者との契約が成立し、30名の方の就労が確保されました。今後も同様な雇用形態で就労の機会がふえていくと考えております。

また、シルバー人材センターへのてこ入れについてでございますが、市役所・児童課が来年度より実施する育児の援助を受けたい人及び援助を行いたい人の募集・登録等の業務を行い、保育所・幼稚園等の送り迎えや、休日等に子供を預かったりする事業「ファミリー・サポート・センター事業」についても、その運営をシルバー人材センターに委託することとし、こちらも就業機会の拡大につながると期待しております。なお、ファミリー・サポート・センター事業の立ち上げにかかる費用として、9月議会に委託料50万円を計上させていただきましたので、あわせて御報告いたします。

また、求人・求職の情報のデータ化、パソコン検索システム等につきましては、シルバーさんに御提案申し上げ、それが有効と判断されるならば、導入の方向に進んでいかれることと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、部長のお話では、いろいろ前向きに検討されているということですので、ぜひその実施をお願いしたいと思います。

続きまして二つ目ですが、報告書の90ページ、教育費の中の適応指導支援室費について伺います。昨日、一般質問で立松議員からも質問がありましたので、重複しないように質問いたします。

きのうのお話にもありましたように、適応指導支援室がこの9月から始まっておりますが、まずお聞きいたします。不登校という児童・生徒のことですが、その定義はどうなっているのでしょうか。また二つ目に、小学生・中学生それぞれ何名の方がこの不登校となっておりますか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、杉浦議員の御質問にお答えします。

まず、不登校の定義でございますけど、こちらにつきましては、文科省の方は、30日以上欠席した児童・生徒でございますけど、欠席理由につきましては、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により児童・生徒が登校しない場合、またはしたくてもできない状況にある生徒でございます。ただし、この中には、病気や経済的な理由のものは除いております。

2点目の人数の関係でございますけど、7月末現在の弥富市の不登校の人数でございます。小学生につきましては2名、小学校5年生でございます。中学生につきましては合計18名、1年生が3名、2年生が9名、3年生が6名となっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 不登校の児童・生徒は、学校生活に復帰できること、これは本当に、本人は当然ですけれども、保護者や御家族の方にとっても大変切実な問題であります。昨日、立松議員の一般質問にもありましたが、市側の御答弁では、この適応指導支援室に3名の生徒が体験入学され、既にそのうち1名の子が学校に復帰できたということで、早速その成果が上がったのかなと感心しております。

若干の問題も指摘させていただきます。

最近、いずれも中学生の子を持つ2人のお母さんから話を聞いたのですが、お二人ともこの適応支援教室という制度があることを知らないと言ってみえました。先日、教育課の先生にお聞きしましたところでは、必ずしもすべての子をこの支援室へ通わせることがいいというわけではない、いろいろな場合があり現場の判断で決めている、このようなお話を聞きましたが、当然この支援室に通わなくても、自主的に復帰できることが一番望ましいのは当然であります。しかし、保護者・父兄に対して、一つの選択肢としてこういう制度があるということが情報として伝わっていないケースもあるということではありますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） まずPRの方法でございますけど、こちらにつきましては、ホームページの方に既に掲載をしております。それとアクティブの対象者でございますけど、基本的には欠席ぎみではありますが、月に何日かは学校へ行かれる方は除いております。といいますか、状況によりますけど、それと非行関係の方につきましては、アクティブの趣旨とちょっと反しますので、非行関係を除いた学校にほとんど登校できない児童・生徒を基本的には対象としております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、課長からお話がありましたけれども、非行云々という話は別にいたしまして、たまたま私が聞きましたお母さん、2人ともそういうものがあることを知らないということなので、ホームページを見られていないから知らなかったというのでは、ちょっと済まされないと思うんですけれども、やはりこれは個別に対応されるというか、こんなことがありますよということで、どういった形にせよ何らかの情報提供はなされなければならんと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） PRにつきましては、まず、学校の現場の先生にアクティブを知っていただくことは重要かと考えておりますので、前回、開設準備から9月までに、各学校の担当してみえる方に現場を見ていただきました。それで、保護者の方についてのPRです

けど、学校を通じてまたPRの方をしたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今の課長のお話で、本格的に稼働すれば、家庭の方にもきちんとお話をしていくということなので、ぜひお願いしたいと思います。いずれも私、お話聞きましたけれども、やはり何とかして学校に復帰してもらいたいという、本当にお母さんたちの気持ちは切実ですので、今回の支援室、有効に使っていただいて、既にそういった成果もあるということなので、いろいろ研究をされていい方向に向かいますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 安井でございます。

私は議案質疑で2点、質問をさせていただきます。

まず1点目、決算認定の2款2項3目保育所費について伺います。

主要施策の48ページに出ております民生費の約43億円のうち、保育所費は約11億円で、4分の1になっています。市では、乳幼児の成長、働く父母とともに子供たちの心身健やかな成長に責任を負って日々御尽力をいただいていることは、住民の皆さんも御存じのとおりでございます。前議会でも申し上げましたが、市の現状では保育に欠ける、特に乳児、弥富市では8ヵ月からと10ヵ月からしか子供さんを預かっておりません。私のもとには二、三年前から、働くお母さんから「せめて6ヵ月から、できれば産休明けから子供を預かってほしい」「働かないと暮らしがやっていけない」「仕事を続けたい」「今本当に希望を持って、張り合いを持って専門職の仕事をやっている。子育てと仕事は両立するのは大変だけど頑張っけてやっていきたい。だから市の方で子供を預かってもらえないでしょうか」、こういう声が数件寄せられました。私は、6月議会でもこの質問をいたしました。市は課長の答弁として、お子さんが小さいうちは親子のスキンシップはかけがえのない愛情であり、家庭での育児を大切にしないといけない時期である。次世代育成アンケートでも、73%の人が生後8ヵ月からでよいと答えておられます。だから現状で行きますと、こういう御答弁でございました。私は、このことをお母さんたちに話したら、ちょっと今の時期おかしいんじゃないの、何かそういう御意見もございました。

それで児童福祉法、やはり保育所ができた原点に返ってしっかり勉強しなくちゃいけないなど私自身は思いました。児童福祉法の24条では、市町村の役割が明記されております。この24条について、市ではどのように認識されておりますでしょうか。例えば、73%の人が8ヵ月でよいと言っているから、残りの27%の願いは切られてよいのでしょうか。地方自治体の役割として、どのようにお考えなのか、認識されているのか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 安井議員の質問に対して、答弁をさせていただきます。

児童福祉法24条の件につきましては、私どもの方もそれをきちっと読ませていただいて、保育に欠ける児童への保育の責任は行政がやっていくということは承知をしております。そうした中で、6月の議会が終わった後も、市町村組合の幹部のところでも慎重にその内容について検討させていただきました。その部分を答弁させていただきます。

生後6ヵ月ころまでは母乳を必要とする時期であります。それについては、さきの6月のときに申し上げたとおりなのですが、親子のスキンシップも極めて大切な時期であります。市として子育て支援を進める中で、この時期は本当に親子の温かい触れ合いにより、心身ともに健全な親子関係をはぐくむ2ヵ月ととらえていただきたいと願っております。このような弥富市の子育て支援施策のもと、従来と変わりなく8ヵ月からの入所を考えているところでございます。それで、市民の方からも保育所に入る問い合わせがあるときには、そうした市として子育て支援の思いもお伝えしながら、現実的には理解をしていただいて、そうした部分での待機児童もなく進んでいるところで、住民の方にも理解していただきながら保育のところは進んでいると、そのように理解しております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 実際、私のところへも6ヵ月からじゃなくて産休明けから預かってもらえないんだらうとか、6ヵ月から預かってもらえないんだらうか、もうこれだけ仕事を休むと首になってしまう、本当に困っていますという、実際、生の声で御相談もいただいております。公務員の方たちは1年とか3年とか、育児休暇・産休が保障されておりますが、民間の方は、大きな企業ではそういう制度があるかもしれません。中小では、中小零細、パートの方では、本当にあすからすぐそんな休みをとるんだったらやめてください、これが現状ではないでしょうか。ましてやこの経済の厳しい時期に、働く人が職を求めてあふれているときに、本当に6ヵ月、8ヵ月待つてほしいなんてことは絶対に許されません。

重複いたしますが、児童福祉法ができたとき、この保育の実施に関する第24条、念のためここで読ませていただきます。「市町村は、保護者の労働または疾病により乳児・幼児の保育に欠ける場合、保育所において保育しなければならない」、こういうことが明記されております。親はだれでも子供がかわいいです。スキンシップをして、豊かな気持ちで子供に接したい、せめて8ヵ月ぐらいまではそういうふうにしたい、それはどの親にもある子供への温かい愛情だし、母性本能ではないでしょうか。私もそう思います。しかしながら、今こんな厳しい条件の中で、そういうことを言っていたら仕事につくこともできませんし、生活もやっていけない。ローンを抱えている方は、ローンを返していくこともできない。こういう真剣なまなざしで私に話してくださいました。

この弥富市は、保育について、市長もおっしゃってみえますように、保育料とかいろんな

点で温かい支援がされております。しかしながら、この入所基準、8ヵ月ないし10ヵ月から、よその自治体と比べても大変おくれております。この前、厚生文教委員会で披露させていただきましたが、近隣市町村の保育状況の調べ、これも再びこの場でお話しさせていただきます。津島市では、市立と私立の10保育園で産休明けから預かっております。私立の1保育園で6ヵ月から預かっております。愛西市では、愛西市立と私立8保育園で6ヵ月から預かっております。同じく五つの保育所では3ヵ月から預かっております。1保育所では、3歳からのところも1ヵ所ございます。蟹江町では、町立と私立の二つの保育所で産休明けから預かっております。五つの保育所では6ヵ月から預かっております。飛島村では、村立と私立の二つの保育所で産休明けから保育がされております。弥富市だけでございます。ほかの近隣町村は産休明け、もしくは6ヵ月から預かっておられます。弥富市では、親子のスキンシップ、母乳を与えるのが6ヵ月までは必要だからとか、こういうことを言われますと、近隣の町村の保育所はこういう預かり方をしているということは、愛情が子供に対して足りないのか、こういうことにもなりかねないと思いますが、これについてはどうでしょうか。愛知県の保育所についても、私は愛知県じゅうの保育所についても調べてみました。田舎の方では、1歳からとかそういうところもございますが、多くの市ではほとんど産休明け、6ヵ月が流れとなっております。これについてももう一度御答弁ください。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

それぞれの御家庭の御事情はあるかとは思いますが、また、他の市町の状況を今、説明していただきました。私ども保育行政の一端を紹介させていただきます。ゼロ歳児保育のため、乳児3人に1人以上の保育士を配置しております。保育料は13年間値上げをしないで、平成20年4月から定率減税廃止に伴う区分等の見直しを行い、保育料の一部の値下げを実施してまいりました。平成20年度の決算によりますと、保育所運営管理費は10億8,342万9,000円、入所児童1人当たり年間103万4,000円、1ヵ月あたり8万6,000円を費やしております。一方、収入の方を見ても、保護者から保育料としての負担金1億7,466万5,000円、これは16%ぐらいの負担となっております。私的契約時利用料2,002万8,000円、国・県負担金3,212万6,000円、県補助金受託収入金2,130万4,000円、収入合計2億4,812万6,000円となっております。弥富市の負担金は8億3,530万2,000円となり、77.1%弥富市が負担しております。年間1人当たりを見ても、79万7,000円の負担をしていることとなります。さらには、平成23年4月開所に向けて弥生保育所、児童館等の建設事業を進めているところでございます。また皆さん御承知のとおり、平成19年4月より、中学3年生まで医療費の無料化を行ってまいりました。このようにハード・ソフト両面について、総合的に子育て支援の行政を推進してまいりました。以上のことも十分御理解いただき、6ヵ月からの保育につきま

しては、先ほど課長が申しましたとおり、授乳やスキンシップなど、親子のこの時期の触れ合いの大切さを優先する子育てを各家庭にお願いいたします。

また、児童福祉法の関係でございますが、ここでは、保育をしなければならないと書いてあります。このことを実施するためには、今、弥富市では国の基準の保育料、半額程度の基準となっております。そういうことも総合的に考えた上で、これから判断していくべき必要があるのかと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

安井議員の御質問に対してお答えをするわけでございますが、今るる民生部長が答弁した内容でございますけれども、ゼロ歳児に安井議員はターゲットを絞って御質問をいただくわけでございますが、私ども保育所全体的には、ゼロ歳児から6歳児までという形の中で、この保育所の中で、保育を中心とした形の中でお預かりをしていくということが基本的には考えていかなきゃいかんわけでございます。そうした形の中で、今、私どもの区画整理事業であるとか、さまざまな市に対して新しい方が提示をさせていただいているという状況もございます。そうした形の中において、2歳児とか3歳児において、待ちがないようにしていかなきゃいかんということが一方の急務でもございます。そうした形の中で、保育所同士の中でいろいろと連絡を取り合って、いわゆる保育児童が待ちがないようにということを、今原則的には一生懸命やっているところでございます。また、さまざまな形の中での子育て支援ということもさせていただいております。こういった問題につきましても、安井議員の方から重ね重ね御質問をいただくわけでございます。そうした形の中において、私どもとしては、保育所の所長会議というのを年2回ほど行っておるわけでございますが、そうした形の中でも、この議題というか、問題についても討論した経緯もございます。そうした形の中で、ゼロ歳児ということももちろん大事なわけでございますけれども、待ち児童がないような形でこれからも努力していかなきゃいかんということが、今、弥富市の現状でございますので、十分御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 弥富市は子育て支援に十分な支援をいただいている、これは認識しておりますし、それから市民の方からも喜ばれているという認識を私自身も持っております。しかしながら、この児童福祉法に規定されている保育に欠ける子供、これは乳児・幼児を問わず産休明けからでございます。ここの穴の部分、ここをやはりきちんと児童福祉法の法律にのっとって市でもやるべきじゃないか。たとえ1人や2人のお母さんの要望であっても、実際にはもっと多いと思います。本当に市が預かってもらえないからパートもやめざるを得なかった、どうしようとかそういう声もございますので、本当にこの穴の部分、ここに対し

でも同じように支援をしていく、これが法律の精神にのっとった自治体の役割ではないかと私は考えます。

私ごとで大変失礼だとは思いますが、今から四十数年前、全国、名古屋市でもそうでした。保育所に子供を預けようと思っても、3歳以上しか預からない、3時までしか預かってもらえない、乳児は預からない、こういう大変厚い鉄の扉が名古屋市にもございました。働くお母さんたちが、本当に赤ちゃんを背負って請願運動を行い、毎日毎日大きな運動で名古屋市の重い鉄の扉を開くことができました。それが四十数年前です。「ポストの数ほど保育所」、この運動が全国に広がり、現在の働くお母さんたちを支える保育所がつくられたのでございます。弥富市もそれにのっとって、子育て支援には十分というか、厚い支援をしていただいておりますが、全国的にも見ましても、この児童福祉法24条の精神に沿って、産休明けから、もしくは6ヵ月からの保育が実施されております。全国的な流れであるのに、スキンシップだとか、愛情を十分かけないといけない時期だからと、保育論としてはそれも一理あるかもしれませぬ。しかしながら親はそのことをやりたい、しかしながら働かざるを得ない、子供を預けないと仕事もできない、せっかく持っている資格を社会で生かしたい、こういうさまざまな要求を働く母親が持っております。それを支えるのが地方自治体の役割ではないでしょうか。

本市でも、ことし男女共同参画推進条例がつけられました。今の市の御見解では、少し児童福祉法の精神や男女共同参画の精神からもずれているのではないかと、私はこのように認識いたします。働く女性は、労働時間の短縮や労働条件の改善、職場の環境、これを改革するために頑張っていかなければなりません、あわせて乳児、これは必要とあれば産休明けからの保育ですが、この保育の充実も急務でございます。この改善を何としても実現していただきたい、私はこのように考えます。再度の御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

私ども保育行政といたしましては、弥富市なりにしっかりとその保育の自治体の役割をしているというふうにお考えでございます。先ほども申し上げましたように、私どもとしては、子育て支援という形のこと、すべて収支を伴った形のことを言っているわけではございません。決して収支を合わせるために、それぞれの保育行政であるとか、あるいは子育て云々ということをやっているわけではございません。最初に話しましたように、ゼロ歳児から6歳児までの園児に対して、我々はどういう形の中でしっかりとやっていかなきゃいかんかということが一番の基本であるわけでございます。今、全国では2万5,000人のいわゆる待機園児というか、そういう方がお見えになるそうでございますけれども、とにかく私どもとしては、2歳児・3歳児のところ、今、急激にふえてきておるわけございま

す。そうした形の中で待ちがないように、これもしっかりやっていかなきゃいかんということをも十分御理解をいただきたい。6ヵ月からお預かりするのが、そういうことも本意ではあるわけでございますけれども、今しばらく我々の状況というものも考えながら精査していただきたいというふうに思っております。検討課題として承っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ぜひいろんな角度から十分検討していただいて、改善をしていただきたいと思えます。待ってくれと言われますと、その保育を必要としている子供たち、親は、それまでどうしたらいいんでしょうか。こういう疑問も出てまいります。市の方はどうせよと言うんでしょうか。ぜひ早急に検討をお願いしたいと思えます。

次の問題に移ります。一般会計の補正予算、3款1項1目20節扶助費の緊急特別住宅手当、主要施策の74ページと、これに関連する中小企業、これは中小企業・零細企業への緊急経済対策は主要施策の74ページでございます。これについてお尋ねをいたします。

総務省が公表しました7月の完全失業率は、皆さんも御存じのように、前月ずつより0.3ポイント悪化して過去最悪となっております。このところ、大手企業の生産性は上向いていると言われるものの、失業率は一層悪化するおそれがあると言われております。厚労省が発表しました7月の有効求人倍率は、前月より0.01ポイント低下して0.42倍と、3ヵ月連続で過去最悪を更新しております。景気はまだまだ厳しい状態が続く中、この緊急特別住宅手当について、御説明をいただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 安井議員の御質問にお答えをいたします。

今回、補正をお願いいたしました緊急特別住宅手当は、国の住宅手当緊急特別措置事業によりまして、住宅を喪失した離職者等のうち、就労能力や就労意欲のある方に対しまして住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うもので、全額国の補助でございます。事業内容でございますが、支給対象者は、2年以内に離職した方、離職前にみずからの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方、就労能力及び常用就職の意欲があり公共職業安定所への求職申し込みを行う方、原則として収入のない方など、いずれにも該当する方であり、支給額は生活保護の住宅手当基準額が上限であり、対象者が賃借する住宅の賃料月額となります。また、支給期間につきましては、支給申請日の翌月以降の分からとなり、6ヵ月分が限度となります。住宅確保就労支援員を配置いたしまして、面接の相談、申請の受け付け、入居住宅への訪問確認等、また対象者から就職活動状況の報告を受けるほか、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等の支援を行ってまいります。周知につきましては、国において作成される対象者向け周知用パンフ

レットの活用、市の広報紙やホームページにより図ってまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 大変幾つかのハードルがあるわけでございます。本当に実際にこの緊急特別手当が利用される方がお見えになるのか、利用できればいいんですけど、その点で余りにも制約というか何か多過ぎるように、もちろん制約は必要だとは思いますが、余りにも制約条件がたくさんのように考えます。

それから住宅確保就労支援員、これはどういう方が当たられるんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えをいたします。

この就労支援員につきましては、職員を配置、今現在、福祉課の職員、または1人新しく人事の方に配置を依頼しておりますので、その職員により当たっていく予定にしております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 職員の方が配置されて、その方が履歴書とかいろいろ書き方、申請用紙の書き方も事細かに御支援をいただくということのようでございます。

では、次の問題に移ります。

この大経済不況の中で、地域の中小業者の人たちは、「仕事が全くない」「売上げが3分の1に減ってしまった」「週2日しか仕事がない」「貯金ははたいて生命保険も解約して、売れるものは売ってしまったがもう限界です」。今まで地域の経済を支え、技術の継承をと頑張ってこられた方の声でございます。本当に何とかしてくださいと悲痛な叫びにも似た声で訴えられます。私は本当に胸が痛みます。こういう経験をされている方は、皆さんの中にもおありだと思います。

それでお尋ねいたします。一つ目は、7款1項商工費、24ページ、成果報告書でございます。一つは、現在ある弥富市商工業振興資金信用保証料補助金についてでございます。通常資金は保証料の30%、特別小口資金は保証料の70%、これを市が補助金として出しておりますが、これを通常資金では30を50%に、特別小口資金では70%を100%に引き上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 今でございますが、本来の通告には一般会計の補正予算ということになっておりました。その延長線上でということで御質問でございますが、この問題につきましては、一応、要望としてお聞きをしておきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私の通告では、緊急特別住宅手当を初めとする緊急経済対策につい

てということで、議案の質問では出しております。

では、次の問題についてお尋ねをいたします。

二つ目、1とは別に昨年の10月31日にスタートしましたセーフティーネット保証制度、これは昨年の10月31日から始まっておりますが、ことしの8月31日までにこの制度で融資を受けた件数は何件でしょうか。わかりましたらお知らせください。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） このセーフティーネットで昨年の10月からということでございますが、どれだけの方が融資を受けたかということでございますが、詳しい融資の件数的なものの把握等々については、私どもの方の担当の方へは届いておりません。ただ、ここにおきます認定件数、これにつきましては189件というふうに報告を受けております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） このセーフティーネット保証制度について、市は保証料の補助金は助成がされておられません。件数も10ヵ月ぐらいで189件と大変多くなってはおりますが、市としてこの助成について考えるべきではないかと思いますが、愛知県下の自治体におきましても、この保証制度は実施されているところがございます。これについて、お答えをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） セーフティーネットの関連で、これの保証料補助をやってみえるという市町村でございますが、ちょっと私もその点について詳しくは把握してございません。ただ、そういった今の緊急対策にもたれてということで検討されている市町村はあるように聞いておりますが、現実問題として、その数的なもの等々は把握してございません。以上でございます。

〔発言する者あり〕

開発部長（早川 誠君） 指示につきましては、今の緊急経済対策に関しての対応、単年のみということに関しては考えてはございません。こういった将来的なことに向けては、先ほど言いましたように、これも今後の中でよく精査をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 幾つかの自治体というのは、豊橋とか田原とか向こうの方で、実際にこの保証制度の助成が行われていると私は聞いております。

次の問題に移ります。

中小零細業者の仕事起こしへの支援について、お尋ねをいたします。

市は、地域活性化経済危機対策臨時交付金を使って、教育・福祉の設備等の改修、購入などの予定事業が既に行われているものもあると思います。地域の中小零細業者の暮らしや営業を守るために、仕事を発注できるよう御配慮はいただいていると思いますが、この点についてどうでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（大木博雄君） 7月の臨時会で、補正でお願いしましたそれぞれの事業につきまして、それぞれの工事についてなるべく細かくとっては何ですが、多くの方に契約していただけるように、1本で大きくということはなるべく避けて発注をさせていただいております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 愛西市では小規模事業者の登録制度がつくられて、市に登録をして、中小零細の方も仕事ができるように、そういうシステムをつくったと聞いております。弥富市でも中小零細の方に、今、副市長からお答えがありましたように、一つの事業でも分けられるものは分けて、できるだけ多くの業者の方に仕事が回るように、こういう御配慮をいただいておりますが、弥富市でも小規模工事希望者登録制度というのをつくって、市の仕事を公平に、市とのパイプの太い方は仕事が行くという、そういうのではなくて、できるだけ市の仕事を公平に発注できる仕組みをつくったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） お答えさせていただきます。

今、現実の姿は、業者の登録制度というのは電子申請というものでやっておるという中で、今後の形でございますが、工事につきまして、要するに入札は参加しなくてもいいけれど、小規模な工事について参加を希望する方について、その電子申請ではなくて紙による申請、そこには建設業の許可だとか、経営事項審査などはなしの形で申請いただける制度というのを、ちょっと今後検討していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ぜひ御検討いただきまして、地域の隅々まで公平に、できるだけ中小零細の方にもお仕事が回っていけるようにしていただきたいと思います。

次の問題でございます。固定費の補助についてでございます。

貯金や生命保険も解約して売れるものは売った、もう個人の努力では限界だ、行政による直接支援をしてほしい、こういう強い要望がございます。仕事はないが、固定経費は払わないといけない。家賃・リース代・光熱水費・借入金の利子補給など、カンフル注射を今打たなければ、もう廃業しかないという人たちへの補助をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、同じ商工費の74ページにございますが、商工振興費決算は2億2,600万円でご

ざいます。そのうち企業立地指定企業交付奨励金、これは20年度1億600万円となっております。21年度の予算で見ますと2億8,300万、20年度では商工振興費の約半分が指定企業交付奨励金となっております。将来、固定資産税が入るから、この奨励金はやむを得ないという御意見もあるかとは思いますが、大手の優良企業にはこういう温かい支援がされておりまして、やはりもうあした危ないという中小零細、町工場の方に対しては支援が少ない、こういうことでは本当に地域の活性化、内需拡大、経済を上向きにしていくことはできないのではないのでしょうか。それを踏まえまして、固定費の補助について御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 今こんなことを言って申しわけございませんが、当初に言いましたように、補正予算から決算の中までに入ってきたということもございますが、

〔発言する者あり〕

開発部長（早川 誠君） 御無礼します。これは今、私が率直に思ったところでございますので、その点は御容赦をお願いしたいと思います。

ただ、今の企業立地の指定に関する奨励金、これが大手だと。それで今、緊急的にその必要なものについての対応をということでございますが、先ほど申しましたように、今回の緊急対策の中におきましては、先ほど副市長が御答弁なされたように、そういった中での対応も市の中では行っております。そういった今のこういう、極端なことを言うと、本当にすべての業種、いろんなところでの対応でございますので、それは重々承知しておりますが、今の現段階では、そういった対応の中で行っておるということで、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

私たち地方自治、100年に1度の大不況という形の中で、さまざまな点に対してあれもしていかなきゃいかん、これもしていかなきゃいかん。あるいは、こういうことに対して補助をしていかなきゃいかんということが山積みでございます。そうした意味におきましては、ここ半年のところにおきましては、政府の方からもさまざまな地域活性化臨時交付金であるとか、さまざまな形で補正を組んでいただき、その施策を打ってきているわけでございますが、地方自治単独ということになりますと、大変戸惑っているのが現状でございます。

また、企業の奨励金につきましては、この9月で各4年間に対する云々というが切れるわけでございますけれども、これも議会の方でお示しをさせていただきまして、弥富市としては向こう4年間継続していくと。大変な厳しい状況ですので、我々がやっぱりそういった形の中で、企業誘致をこれからも進めていく上においては必要だろうという形の中でとった策

でございます。次の時代には、必ず大きな形として戻ってくるということを期待しておりますし、そうした形で御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 検討すると言われた点については、十分御検討をいただきたいと思っております。それで改善の方向、いい方向が出ることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 開議しましてから1時間ちょっとたちます。ここで暫時休憩をいたします。11時20分に再開いたします。

~~~~~

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 私は、決算について総括的なことで市長を中心にお尋ねをいたしますので、よろしく願いいたします。

実は、この決算認定の審議に入る前に、財政当局に、要するに国の基準による平成20年度の決算の主な指標について、ぜひ提出してほしいということをお願いして出させていただきましたが、これを見て、私、大変不思議なことに突き当たりました。と申しますのは、市町村の財政の割合というか、力をあらわす一つの指標は財政力指数でございます。これは皆さんよく御承知だと思いますが、もう一つの、実際にその市町村の財政的なこの大きさ、力量を示すものとして標準財政規模という指標がございます。これは公債費比率だとか、起債制限比率だとか、それから自治体の健全化判断比率、実質的将来負担比率だとか、自治体の破綻だとか、こういうものを判断する大きな土台になっている指標なんです。これが平成19年度は88億5,000万でしたが、20年度は95億を超えているんですね。こんな景気が悪くて税収も伸びていない中で、何でこんなことが起こっておるんだということで課長にお尋ねしましたら、国が19年度からいろんな指標を変えてきたと。じゃあ何だとお尋ねしましたら、臨時財政対策債に振りかえた分を、その市町村の財政的实力だということで上乗せになりましたと。それからもう一つ驚いたことは、交付税の計算の中には入るが、弥富市のようなこの不交付団体、一定の条件の不交付団体については絶対に国からもらえないお金、借金の中にあるわけですね。これも19年度からそういう借金をないことにするという計算に振りかえられたというんですね。じゃあどれぐらい影響が出るかということで見ますと、基準財政需要額で、今言ったように88億5,000万円が95億円にかなり大幅にふえて、弥富の財政的实力が

高くなりましたということですが、もう一方で、19年度末のことで言いますと、一般会計の借金が96億5,000万ほどあるわけですが、38億6,700万はなかったことにしましょう。それから、こういう考え方で下水道債や集落排水の起債につきましても、ほぼ半分が交付税措置がされるという仕組みになっておりますので、16億円余りはなかったことにしましょうということで、実際には、45億円ほどが借金も将来負担は弥富はありませんよ。だけど、実際に払うときは、無関係にその元利償還分は全部皆さんの税金から負担をするわけですから、こんなめちゃくちゃな基準を市町村に十分な説明もなしに、国民に十分な説明もなしに、本当にその総務省の勝手になくすなんていうのは、絶対、私は許されんことだと思っておりますよ。

だって、結局この今の800兆円を超えるような借金、市町村の借金の多くはバブル崩壊以降に景気対策としてやった借金なんですよ。借金をすれば交付税で負担をしますという約束をしてきておって、いよいよ大変なことになってきた中で、これは今度は自分たちがとにかく政権をとっておる間は、そう自治体が破綻したり、いろんなことが起こると困るから、指標を勝手になぶって破綻の比率だとか借金の比率だとか、そういうのを低く見せる。あんなところは財政的には豊かですと言っておればいいなんてことでは、私は許されんことだと思いますが、こういう本当に今の市町村の住民に重い責任を負い、行財政運営に苦労している地方自治体に対して、国が十分な説明もせずこういうやり方をとられるということについて、まず弥富市としてはどんなふうにお考えになられるか、お尋ねしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） ただいまの質問にお答えいたします。

基準財政需要額に算入された公債費について、なかったことにしろという件についてでございますが、これは交付団体にとりましては、あくまで交付団体でございますが、基準財政需要額に算入された以上、それは将来、基準財政需要額は膨らむわけでございますので、仮に収入額がイコールだとしたら、それはそのまま交付税の増となるということで、それにつきましては、何もむちゃくちゃな考えとは考えておりません。ただ、不交付団体につきましては、確かに交付税はいただけない団体でございますので、幾ら算入されようが、ずうっと不交付のままでしたら交付税をいただけるわけじゃないもんですから、その点につきまして、借金をしなかったときに比べれば、借金をした方が後年度、財政運営を圧迫されるということとは事実というふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 私がお尋ねしたのは、弥富市への影響ということでいうと、この下水道もそうですが、つくるときに借金の元利払う分の半分以上、弥富は55%見てもらえるということで、あれ計画組んだんですよ。それも全部なくなっただけでなくて、計算上は

その借金は事実上なかったことにするという統計がされるとか、それからもう一つは、今、課長おっしゃられたんですが、ほかの市町村にとって、それなら交付団体はそれで金をもらえるかといったら、結局手当が十分できんから形の上でこういう数字にして、そんなに借金がないとか、あるけれども実際はなかったことにするという仕組みですよ、今回のこの制度の改正という。こんなことは、私は本当にこの指標というのは、各市町村の今の状況を比較すると同時に、以前からの系統的な行財政運営を比較するという上でも非常に大事な指標でありますし、国が交付税も出せないからということで、臨時財政対策債に交付税の分を振りかえておる中で、こんな形で一時的に数値を小さくするように見せるなんていうのは、絶対に私はやってはならないことで、今回、自民党・公明党政権がつぶれた背景には、こういう大事なことまで関係者や国民に十分相談せずに行ったところに、私は本当に国民生活の土台そのものを壊してきたところに大きな原因があって、これは絶対あってはならないことだというふうに思います。

それともう一つあわせてお尋ねしたいと思うんですが、結局今回、もともと国も地方自治体もそうなんですが、普通は財政というのは単年度、その年度できちんと収支を締めくくると、どうしても事情があって、いかんものについては繰越明許で翌年度に送るというわけですが、弥富市の決算全体でいいますと、実際に払ったお金は120億円で、14億円は手当だとか、それからもう一つ工事費もそうなんですが、普通は入札して契約をした分を繰越明許で送るわけですが、全くそういうこともやっていないものも合わせて、14億円翌年度に送るといようなやり方も、確かに100年に1度だとかそういうことは言いますが、財政比率を損なうことで、今最初に申し上げたような数字を変えて当座をしのぐとか、それからもう一つは、財政規律を土台から崩すようなことは絶対に二度とやってはならないことだと思いますが、このことについてはひとつ、私はどなたが今度政権についてもただして、地方自治体が計画的に行財政運営ができる土台をきちんと国が保障するべきだというふうに思いますが、市長の御見解をお伺いした方がいいかな、この件については、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） お答えさせていただきます。

今の繰越明許のことはおっしゃられましたですけれども、それにつきましては、それなりに万やむを得ない事情があったというふうに考えております。

まず、CATV事業の情報通信基盤事業につきましては、国の補助金がついた関係で12月補正をさせていただいて繰越明許したということで、20年度に補正予算をしましたが、現実、事業が21年度に開始するというので3億円ございました。また、定額給付金事業につきましては、6億7,580万円につきましても、国の施策の関係で20年度に補正予算して、実際使うのも21年度だったというものもございます。さらに、学校耐震事業につきましては、国の

補正予算がついた関係で20年度3月に補正予算をしまして、実質は21年度に執行というのが小・中学校合わせて4校ほどございます。こういったもので、これの繰越明許をしたと。つまり、予算は組んだけど執行しなかったというのはそれぞれ事情がございますので、これにつきましては、何も私どものやり方がいいとか悪いとかいうことじゃなくて、妥当なやり方だというふうに認識しております。以上でございます。

〔発言する者あり〕

総務課長（佐藤勝義君） まず、先ほどもちょっと言いましたですけど、仮に弥富市が交付団体であれば、これは仮定の話ですけど、つまり交付団体については、借金した部分は基準財政需要額に算入される以上、それは後年度、交付税にはね返ってくるということで、何ら問題はないというふうに考えております。しかしながら、不交付団体につきましては、議員もおっしゃられるように、基準財政需要額に算入されようが、しょせん不交付なんだということでございますので、そこにおきましては、そういった事実もきちっと認識しながら起債の発行等をしていくというふうに考えて、財政運用していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） もともと弥富市の場合も、恐らく全国どこでもそうだったと思うんですが、この年度末に新年度予算に組んでおるやつを補正予算に組んで、新年度予算については補正予算で直すということでやったんですが、やってはならんことですね、こんなことは。たまたま入った方がいいか、入らん方がいいかと言えば、入った方がいいからやっただけの話であって、会計年度独立の原則からいったら、こんなむちゃなことはやってはならんことであって、これを市町村が別に問題はないというような対応は、私はしてはならないというふうに思います。

それからもう一つは、交付団体だったらもらえるから問題ないんじゃないかというふうに、今、課長は言われましたが、もともと国が地方に保障する交付税が保障できなくなって、臨時財政対策債で借りておいてくださいとやっておるような状態のもとで、その借金は統計する率の上ではなかったことにするような、こんなやり方をしたら、ますます借金を奨励するやり方になり、さらに実際の問題の解決を先送りして、とにかく自分たちが、この部長やその事務次官ですか、ある間はこのまま過ぎればいいということであって、問題を先送りする以外の何の、本当に責任ある政権党だったら絶対やってはならないことでありまして、と同時に政府がやってはならないことでありまして、これは私は今後こういうことをしないように、きちんと市町村として意見を出していく必要があるというふうに思いますが、政治的な問題でございますので、ひとつ市長の方の御見解を伺いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今年度、平成21年度の場合は、国の方としてもこれだけ税収が落ち込んでくるというような状況というのは把握されていないだろうし、そういった形の中では、なかなか平成21年度そのものに対する新年度予算に組み込めなかったというのがあるわけでございます。そうした形の中でさまざまな補正が生まれ、そうしたことが国民のためというような形でやってみているわけでございます。そうした形の中で、私どもは国の制度に従って皆さんに、議会の方にお示しをさせていただきながら、一つ一つ進めさせていただいておるわけでございます。

これまた来年のことになりますけれども、例えば今、法人税の減額ということがいろんな形で、国において、県において、市町村においてあるわけでございますけれども、この法人税も、今年度に関しては減額補正をするというような形の中で、帳じり合わせをしていくというような一つの方法等もあるわけでございます。そうした形の中で、本来あってはならないというようなことがあるかもしれませんが、さまざまな形で国の制度に従って、我々としては整理してきておりますけれども、国のあり方そのものが変われば、これはまたやっぱり我々としてもそれに従順に従っていかざるを得ないということでございます。

さまざまな形の中で、地方財政という形の中でやりくりしておるわけでございますので、御理解も賜りたいというふうに思います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今、市長はそういう非常事態だからということなんですが、もとも国は、地方に対してきちんと税財源が足りない場合は補てんをするという責任を負っておるわけでありまして、したがって、地方は恒常的・計画的に行財政運営が進められるようにする責任があるわけですが、私くどういようですが、今申し上げていたのは、それを都合悪くなったからといって計数の取り方を大幅に無くして、事実上いっぱい借金しているのになような形にするような仕組みをどんどんどんどん、国がやっていることと同時に、もう一方で言うと、市町村がみずから自分ところの財政状況を判断する基準でもありますので、これを十分きちんとした議論を抜きにして、地方の同意もなしに一方的に変えるというようなやり方というのは、私はあってはならないことだと思いますので、ぜひこれは十分、さらに研究していただいて、今後の対応の中で詰めていただきたいと思います。

それから、今、市長は安井議員の質問の中で、臨海部分への企業立地についてのものについては、国というか、今後の行財政運営に寄与できるということで、あと4年延長するというお話をされたんですが、今、実は愛知県というか、この尾張7市のうち5市は一定規模以上の法人に対しては超過課税をしておりますよね。最高が稲沢市の2億4,200万、最低が津島市の3,300万が19年度の決算額なんです。そこへ、この一定の条件がなければ、これもう

絶対にここには入れないところですから、かなり力量もある人たちなんですが、従来どおり続けていくと。もう一方で100年に1度というような状態の中で、安井議員の質問の中にもありましたが、特に零細企業の人たちの置かれている状況というのは本当に全く深刻な状態で、トヨタの一次下請だって本当に所得割の法人住民税が払えないという状態で、バブルよりももうけたという時期でもかなりあった状態の中で、本当に先日もまちで商売やっている人たちが、民主党が何か最低賃金1,000円なんて言うけど、そんなに払ったら私たちは商売なんか成り立たんようになる。今だって、本当にオーナーは生活保護よりも低いぐらいの収入しかない、あるものは全部やってきたというふうな状況があったり、農家の皆さんも大変な状態をしておるんですが、ただ弥富市の場合は、農業については、例えば減反の独自の助成をしたりとかいろんなことをやっておるんですが、本当に商工業の皆さんに対する手だてというのは利子補給をちょっとやったぐらいの状態、これはやっぱり今の本当に売れるものは売った、こういう人たちが本当に全部廃業していったら、日本の中小企業が持つておる地域の雇用を守る力だとか、技術を伝える力だとか、こういうのがなくなっていくかどうかということが、今、問われておる状態ですので、もちろん市が単独で幾らか出したから、すぐそれで解決するという問題では全くないわけですが、少なくとも文字どおりカンフル注射、要するに企業の生活保護ですよ。そうしなきゃならんという深刻な事態が、一方で発生しておるということについても十分お考えに入れながら、先ほど安井議員の方が質問しておりました企業、要するに市内の零細企業に対する支援・対策を、いろんな形があると思いますが、市として真剣に進めていただくと。

それからもう一つ、今出てきた問題ですからやっぱりこの場ではっきりあれしておいた方がいいと思うんですが、確かに弥富市の保育施策は、大変私も全体としてはすぐれたものだと思いますが、ただその10ヵ月未満ですか、8ヵ月、市内で対応できるのは一番いいところで8ヵ月以上なんです。そうでないところは10ヵ月以上、これは法律で保育に欠ける子供はきちんと行政の責任で保護しなきゃならんというふうにやっておるということを考えたら、ほかにどんないいことやっておったって、たとえ1人いたとしても、これはやっぱり救済の手だてをとることがこの市の責任でありますし、しかも他の市町村に弥富市からことしは行っておらんかもしれませんが、今まで行っておった人に対して、市は助成金をちゃんと出してきていますよね。そういうことを考えたら、やはり公正・公平という面から見ても、法律を守るということから見ても、私の子供たちもそうだったんですが、たまたま弥富で2人とも生まれて育った子ですが、もう私、昭和43年から議員やっておりますので、最初の子供なんか、あとはおばあさんが、家内の母と同居したからあれだったんですが、もうあっちに1週間、こっちに1ヵ月と、共働きですから預けて、そして今、成人になって、社会人になっておるわけですが、そうやってでも子供を育てる方がいいのか、育てない方がいいのか。

私は育てた方が非常によかったし、いい子に育ってくれたと思っています。それを、本当にそういう人たちの条件を無視して、一般的にできる人は公務員や、それから大企業へ勤めている人たちはそういういろんなあれがあるんですが、中小零細企業や条件の悪い人たちについては、そんな状況じゃないということもお考えに入れながら今後の御検討を進めていただきたいということをおわせて御答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ちょっと順序が狂うかもしれませんが、中小企業の皆さんに対するしっかりとした、いわゆる我々弥富市としての支援策ということを考えてほしいということでございます。この景気回復は、私は相当長引いていくというふうに思っております。そうした形の中で今年度の反省等も踏まえながら、新年度におきましては、さまざまな関係機関との協議をしながら考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜っていききたいと思います。

また、新政権も誕生いたしました。そういった形の中で、中小企業対策あるいは雇用政策ということについては、いち早くされてくると思っております。そうしたこともかんがみながら、我々としても一緒になって、行政としての役割を果たしていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、保育所の問題でございますが、先ほど答弁をさせていただいたことの繰り返しになるわけでございますが、私どもといたしましては、保育所全体の運営のあり方というのをまず第一義に考えるべきだろうというふうに思っております。そうした形の中で、近年、非常に人口が伸びております地区におきましては、2歳児、3歳児の受け入れが大変大きな問題にもなってきております。また、他の保育所においても、そういう園児がふえてきておるわけでございます。そうしたことに對して、我々としてはトータル的な保育行政のあり方ということをお考えながらやっていきたいというふうに思っております。また、先ほど答弁させていただきましたけれども、一つの課題として承っておきますので、これからの我々としても、保育所の所長等も含めて真摯にこの課題を受けとめて協議をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 次に、決算に関連して入札制度の改善の問題についてお伺いいたします。

19年度、20年度の事業としまして、同報無線が施工されて完成を見たわけではありますが、これにつきましては、流れを見ますと事業予算につきましては、多分この入札に参加されたいずれかの業者に聞き取りをしながら予定をしたと思いますが、4億2,000万円でございました。実際にこういう電子機器等につきましては、実際の市場価格と市町村・官公庁が入手

する値段との間に差があるんじゃないかということで問題になりまして、市長も努力をするということで、予定価格につきましては3億7,800万円に設定されました。ところが、落札は2億5,924万5,000円で、当初の事業予算の69%、予定価格の62%、次点が事業予算の83%、予定価格の75%ということでありまして、実際に市場価格と、当初こういう行政を相手にしている業者との間で決めた事業予算との間が、大きな隔たりがあることが明らかになりました。

それでもう一つ、じゃあ例えば学校建設の問題で、弥富町時代から弥富市の現在にかけてどうことが起こっておるかと言いますと、例えば北中は昭和54年に三つの事業を発注いたしまして、7,325平方メートルを8億4,500万9,000円で落札させておりますが、1平方メートル当たりの平均の単価は11万5,360円でございます。これが平成3年の白鳥の給食棟と、それから校舎をあわせてやりましたが、619平方メートルが2億2,329万5000円で落札をされて、1平方メートルの単価は36万735円であります。あと、栄南小学校が平成13年度、桜小学校も13年度中に完成をしておりますが、これは栄南小学校が34万898円が単価であります。桜小学校は34万2,466円でありました。これがちなみに弥富中学校の場合は、入札の中に取り壊し費用が入ってございましたが、それを除きますと、2回の事業発注ですが、片一方はたしか24万円台、片一方は26万円台の1平方メートルの単価でありまして、平成3年から14年までに弥富市が発注しましたものに比べて、70%から72%程度の単価でやられておりまして、だから、私どもが当たり前だと思っている単価と、実際の本当にやれる単価とはかなり差があることも、全部が全部こうだとは私、申し上げませんが、ありまして、入札を発注する側はきちんとその当時の市場価格を把握しているか、それから競争入札が行われるか、これによりまして大変大きな違いが発生すると。

例えば、今回8月に行われました入札の中には、そんなに工事費は高くありませんが、予定価格の60.7%だとか48.8%で落札されたものがございます。私どもも、この議会に出されました議員会報を見て、この入札執行調書と照らし合わせて大丈夫かなと思って、これで本当にできるのかということ問い合わせしましたら、一つは資材の納入ルートで特別な関係があって、そこでできる方法と、それからやっぱり工事の方法をいろいろ工夫することで節約できて、利益も経費もちゃんと見込んでありますので大丈夫だということなんですよね。ところが、残念ですが20年度のほとんどの入札結果というのは、90%の真ん中より上というのが当たり前のような状況がずうっと続いております。やはりきちんと競争入札ができる仕組みを導入することと、実際の単価を見て、市が本当にそういう意思を持って入札に参加をしている、それから広く競争入札ができる仕組みをつくるということが、経費節約の大きなかぎになると思いますが、最近のこうした一連の問題について、市側としてはどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（大木博雄君） 先ほど、機械の工事の関係で非常に落札率が低く、安く上がったというお話でありますし、それぞれ小・中学校におきましても、その時々によっても単価が違う、そういったことはあるかと思えます。今回、先ほど言われましたような非常に低い落札価格であったのも事実でありますので、やはり競争のあり方については、しっかりと精査してやっていく必要があるかというふうには思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 副市長が議会事務局長をやっておられたときに、ここの今の放送設備の入札をやったんですが、このときに入札参加者を教えてもらいたいということで、入札に申し出た人たちが来たときに、副市長は教えずにやって、やっぱり6割台でされたことがありますよね。競争の仕組みがきちんと担保されておるかどうかによって、何もかもそんなふうになるというふうに私も思いません。実際に人件費や材料代もかかることですから。けどもう一方で、競争入札がきちんと担保されれば、そういうふうになるものも少なくなっていくこと。先日、ある商社で電気関係の備品・消耗品を取り扱っておる人とお話する機会がありましたが、今でもこれだけ大きい問題になっても、市町村向けというか、公共団体向けの、例えば蛍光灯1本にしても、商品番号が同じであれば問題になりますから、ちゃんとアルファベットや数字の入った後ろに一つ違う番号をつけて、大体2割高で流していく、そういう仕組みが生き残っておるといふふうに言われておりますので、ぜひその競争の仕組みをきちんと担保できる入札の方法、それから単価について、よく日ごろから気をつけていただくということ。

それからもう一つ、今回の入札の中でやられたそうなのですが、例えば水道の蛇口なら蛇口を、TOTOの商品番号も指定して、それしかいかんという入札をやられたそうです。私はもう以前、学校なんかの入札のときに仕様書なんかを見せていただいたら、この日本住宅公団のいろんなやり方があるんですが、基準になっているものと同様以上のものだけとかいう、修繕で1個だけ直すとか、そういうときはもう当然そういう特定の発注になると思うんですが、全部やりかえるなんていうときに、特定の商品番号で指定をするなんていうやり方は、やっぱりこれは競争の阻害になる仕組みだといふふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（大木博雄君） 今、担当の課長に確認しましたら、やはり今言われたとおりでございます。やはり、そういったやり方については是正すべきだと思いますので、今後気をつけさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番(三宮十五郎君) 下水道の特別会計に関連してお尋ねいたしますが、市の今回の料金等の見直しの方針の中で、下水道料金については、維持管理費と資本費の半分程度を負担できるものとして考えたということでは、私は全部、市もそうです、愛知県のやり方というのは、計画時のよそのやつをモデルにしてこういうふうにと、実際にやっているところを参考にする必要があるので、ぜひ私どもも調査をするが、市も調査してほしいということのお願いをして、市長も検討していくということを御答弁がございましたが、東三河の小坂井町、今度豊川市に合併されるということで、合併すると今の資料をいただくのが大変難しくなると思ひまして、お願いをしてかなりの資料をいただけてきたんですが、簡単に整理させていただきまして見ますと、あそこが実際には54年から工事を始めたんですが、特別会計に移られたのが58年からで、供用が開始されたのが昭和61年、平成19年度末までの58年から19年度までの特別会計の実際の収支を一覧表にして当たってみますと、下水道使用料は、あそこは100円かもっと切るぐらいの料金でやっておると思いますが、受益者負担もあっておりまして、この間に下水道使用料が13億7,800万、受益者負担が6億6,700万ですから、大体下水道料金の半分ぐらいですから、恐らく百数十円の、140円か150円近いものになっておると思うんですが、それがじゃあ維持管理費と、それから流域下水道の維持管理の負担金、これ全部合わせるとこの間の全経費の16%になります。今言った下水道使用料と受益者負担が12%ですから、この間のトータルでは資本費の半分どころか、維持管理費の費用が賅えないと。じゃあ、今ここは計画人口全体の78%進み、水洗化率は68%という状況ですから、かなり一生懸命やられたところだと思いますが、19年度の段階でそういう割合ですが、このときの下水道使用料と受益者負担が収入全体の20.1%であります。このときの維持管理費、要するに市の分と流域下水道の維持管理負担金が19.4%でありますので、依然として、この段階でも資本費どころか維持管理費しか負担できないというような状況がございまして、やはり本当にこれでやっていけるかどうかということについては、県がよその計画を見せてもらってこれでということにとどめずに、実際にかなり進んだところの様子も見ながら市として考慮に入れていかないと、先ほどもちょっと申し上げましたが、交付税で面倒見てもらっていたことが全部だめになったことに加えて、実際の収支の計画が成り立たない状況になっても困りますので、これについては、ぜひほかのかなり進んだところの事例についても市としても調査をしていただいて、私どもは58年以降の決算書の事項別明細書、下水道のを全部いただいてきたり、それから毎年の調書もいただいてきておりますので、ぜひこれはこれで提供したいと思いますが、そういうのも合わせて、実際に今後どうなるかという研究をやはり地道にやっていただいて、直すべきところは直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御答弁いただきたいと思ひます。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

下水道事業におきましては、さきの議会におきまして、議員の皆様にも弥富市の下水道事業に対する今後のあり方ということについて、受益者負担金の問題あるいは使用料等の問題につきまして御議論いただき、御決定いただいたわけでございます。そうした形の中で、これから新たな下水道事業ということを進めていくわけでございます。大変経済の状況等も厳しい、あるいは不透明な時代でもございます。そうした形の中で、さまざまなことを考えながら、また大きな変革等がある場合においては、私どもとしてはまた議会の方にお示しをさせていただきながら、皆さんの方から御理解を賜っていききたいというふうに思っておるわけでございます。次の世代にすばらしい生活環境を提供していく、あるいは残していくんだということを我々の使命というようなこともいたしまして、粛々と進めてまいりたいというふうに思っております。

今現在、御確認をさせていただきますけれども、維持管理費が大変ではないかという御指摘でございます。今、私ども来年度から供用開始を進めるにおいて、その流量に対して維持管理費を県の方へ納めていかなきゃいかん、そんな形になってくるわけでございます。今、県の方としても、私ども一生懸命詰めさせていただいておりますが、さきに皆様の方にお示しもしました維持管理費は、立米当たり100円という形になっております。こういった形に対して、県の方もいろいろと御意向があるわけでございますけれども、何とかその辺のところは交渉事でございますので、頑張っけてやっていきたいというふうに思っているわけでございます。そして、私どもが立米当たり157円50銭というのを使用料としてお預かりするわけでございますが、その差額が私どもの自主財源になっていくという形になってくるわけでございます。そうした形の中で、今後の事業計画、管渠の布設工事、あるいはそういったことをやっていくわけでございます。そして、その供用開始に当たっては、先月来、それぞれの地域におきまして私どものこの下水道事業に対する考え方を御理解いただいて、供用開始があった場合に早く速やかにつないでいただきたいということを切に願っておるわけでございます。

また、そういった形の中で、一部、今はそういった下水道事業を進める上においては、一般会計の方から繰り入れをさせていただいております。これも事実でございます。平成20年においては、9,700万ほどを繰り入れさせていただいております。また21年においては、1億2,000万ほどの繰入金額になっておるわけでございます。そうしたことが、全体の下水道事業の今後の経済情勢の中での財政基盤になっていくというふうに思っておりますので、我々としてはこういった形のものが、一般会計からの繰り入れということが少なくなるような形で下水道事業を考えていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、来年度からスタートいたしますので、議会の議員の皆様にも御

尽力いただきまして、この事業が弥富市の将来に向けて大きな事業として御理解を賜っていききたいということを重ねてお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 私が今、市長にお願いしたのは、市長も財政的にいろいろ考えて取り組んでいくということがさきに表明されたんですが、今、私が申し上げたのは、実は豊川というと思うんですが、ここの流域下水道は愛知県で一番初めに供用が始まったところで、いや、始めたところはよそだったんですが、いろいろトラブルがあってここが一番最初に始まって、割方安いときに工事をやったところですよ。下水道の県への負担金も一番安いですね、ここが。それでも料金全体のトータルで、経費全体の5%を県に払うと。町の維持管理費が11%ですよ。だから合わせて16%で、下水道料と受益者負担金で集めたお金が12%ですから、現在8割済んだところでも、まだ借金を返す費用にもまだ全然向かない、資本費には1円も向かないどころか、まだこの維持管理費が負担し切れないという状況であるということなんですよ。今は少なくとも維持管理費のほかに、下水道料金で半分ぐらいは資本費、借金返したり、利息払ったり、それから将来負担に備えるとかということがトータルでできるという、大体しなしゃいかんという見通しで、そういう予算というか事業計画を立てられておるんですが、実際に8割方進んだところでも、まだ維持管理費が下水道料や、ここは受益者負担というのを下水道料の半分はとってきて、ほとんどこれで終わりに近づいておると思うんですが、そういう時期でも維持管理費が負担できないということについていうと、かなり私どもは心配していたことは当たる可能性がありますので、実際にもっと近くの市やなんかで事業を進めておるところの状況について、ひとつ市としても御研究いただいて、今立てておる計画がそんなに外れずに、市の財政を今の計画以上に圧迫せずに行けるものかどうかということについて、ぜひ私どももやりますが、市としても御研究いただきたいし、私どもが入手してきた資料はそっくり提供させていただきたいもんで、お互いにやっぱり市民のために全体像が見える計画に早くしていただきたいということをお願いしたいんですが、もう一度、その点について御答弁いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の答弁に対して、少し言葉が欠けておったかもしれませんが、いずれにいたしても大変な事業でございます。そうした形の中で、先進市町のさまざまな収支ということに対して私どもも研究させていただきながら、現在の計画と照らし合わせながら、また皆様の方に我々の資料としてもお示しをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 以上で質疑を終わります。

本案20件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会及び特別委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後0時09分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 山 本 芳 照

同 議員 杉 浦 敏

平成21年 9月18日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	総 務 部 次 長 兼 防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美	民 生 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石 川 敏 彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長	山 田 英 夫	教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水 野 進
監 査 委 員 事 務 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
収 納 課 長	服 部 誠	市 民 課 長	加 藤 恵 美 子
健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長	松 川 保 博	児 童 課 長	鯖 戸 善 弘

総合福祉センター 所 長	伊 藤 薫	十四山総合福祉 センター所長	佐 野 隆
都市計画課長	竹 川 彰	商工労政課長	服 部 保 巳
下水道課長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
図 書 館 長	伊 藤 秀 泰		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第50号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第51号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 4 議案第52号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第53号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第54号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第55号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 8 議案第56号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第57号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議案第58号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議案第59号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 議案第60号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第13 議案第61号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第14 認定第 1 号 平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 2 号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 3 号 平成20年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 4 号 平成20年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 5 号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 6 号 平成20年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 7 号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- て
- 日程第21 認定第 8 号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- て
- 日程第22 発議第 4 号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書の提出について
- 日程第23 発議第 5 号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第24 発議第 6 号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第25 閉会中の継続審査について

午後2時01分 開議

議長（黒宮喜四美君） 定刻になりましたので、ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、安井光子議員と三宮十五郎議員を指名します。

日程第2 議案第50号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部改正について

日程第3 議案第51号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減
少及び規約の変更について

日程第4 議案第52号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について

日程第5 議案第53号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第6 議案第54号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第7 議案第55号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減
少及び規約の変更について

日程第8 議案第56号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第57号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第58号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第59号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第60号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第61号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 認定第1号 平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第2号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

日程第16 認定第3号 平成20年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第4号 平成20年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第5号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

日程第19 認定第6号 平成20年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第7号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

日程第21 認定第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第50号から日程第21、認定第8号まで、以上20件を一括議題とします。

本案20件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いします。

総務委員長（立松新治君） 8番 立松新治、総務委員長報告をします。

総務委員会は、去る9月15日に開催し審査を行いました。その審査結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第50号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、ほか2件であります。

まず、議案第50号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、改正は雇用保険法及び船員保険法の一部改正に伴い改正するものであり、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第51号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、この改正は平成21年10月1日に春日町が清須市に編入合併することに伴うことと、海部地区休日診療所組合の名称が海部地区急病診療所組合に変更されたことに伴い改正するものであり、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第56号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管にかかわる予算について審査をいたしました。この補正予算の主なものとして、緊急雇用創出事業による公図デジタルデータの整備業務、市税口座振替依頼書等電子ファイル作成業務委託料1,359万3,000円など、増額補正をするものであります。選挙委託料の投票人名簿システムの内容について、また緊急雇用創出事業についての質疑がありました。採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） ありがとうございました。

次に建設経済委員長、お願いします。

建設経済委員長（中山金一君） 中山です。平成21年9月議会、建設経済委員会の報告をさせていただきます。

建設経済委員会は、去る9月11日午前10時より、市長、副市長を初め関係部課長、委員全員及び委員外より三宮議員、伊藤議員出席のもと開催し、建設経済委員会に付託されました平成21年度弥富市一般会計補正予算、平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の2件を審査しました。

一般会計補正予算では、6款農林水産費、農地費では、あいち森と緑づくり都市緑化推進

事業交付金、県税納税者1人当たり500円を活用し、三ツ又池公園において、市民参加によるシバザクラの植栽を実施する予算270万円と委託料262万円は、流域下水道周辺対策事業にかかわる設計委託料及び筏川清掃委託であり、15節工事請負費3,100万円は、流域下水道周辺対策事業にかかわる排水路改修事業の補正であります。

次に8款土木費、1目都市計画総務費、13節委託料1,036万8,000円は、JR弥富駅西側の道路計画業務の委託600万円、JR西側踏切周辺の通勤・通学時の安全確保のために誘導員配置委託386万8,000円、また、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金活用による、鍋田地区伊勢湾台風50年に合わせた植樹の委託50万円であります。

また、15節工事請負費500万円、及び17節公有地財産購入費2,150万円につきましては、県道富島津島線の交差部分の交通安全対策及び駐輪場整備であります。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算2,020万円は、十四山東部地区農業集落排水事業にかかわる処理施設実施設計委託1,100万円と、同地区の管路布設工事費920万円であり、審査しました結果、全員賛成であり、付託事項2点を了承しました。

以上、建設経済委員会の報告を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（山本芳照君） 平成21年9月議会におけます厚生文教委員会の報告をさせていただきます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおり、議案第52号弥富市総合福祉センター条例の一部改正についてを初め9議案であります。

本委員会は、去る9月15日午前10時より開催をいたしました。その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第52号弥富市総合福祉センター条例の一部改正について、及び議案第53号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正については、福祉授産所を障害者自立支援法に定める施設として、弥富市総合福祉センターは就労継続支援B型に、十四山福祉センターは地域活動支援センター事業に移行するため、必要な手続を定めるものであります。

以上2件、それぞれ採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第54号弥富市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令の一部改正により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときの出産一時金を、38万円から42万円に改めるものであります。採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第55号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、平成21年10月1日に春日町が清須市に編入合併するため、愛知県後

期高齢者医療広域連合規約から春日町を削るものであります。採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

議案第56号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第4号）の主なものは、住宅を喪失した離職者等のうち、就労能力及び就労意欲のある者に対して住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保の支援を行う緊急特別住宅手当にかかわる費用400万、保育所児童に対し、新型インフルエンザ防止対策として空気清浄機36台購入費180万円、3歳から5歳まで1,320人、児童1人当たり3万6,000円を子育て応援特別手当として支給する費用4,998万円、住宅太陽光発電施設導入促進補助金25基500万円、5歳刻みの女性に受けていただく子宮がん1,512人、乳がん1,505人の無料検診事業にかかわる費用920万7,000円、小・中学校新型インフルエンザ対策用マスク・消毒液・薬剤購入費108万円、弥生小学校バリアフリー対策として手すり2ヵ所設置、洋式トイレ4ヵ所改修など400万円、ジュニアオリンピック等選手派遣補助金50万、グランドピアノの台車購入費50万円などであります。

次に、議案第57号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の主なものは、高額医療・高額介護合算システム等委託料149万円、精算に伴う支払基金等返済金3,476万5,000円、一般会計繰出金540万9,000円などであります。

議案第58号平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、精算に伴う支払基金等返還金78万2,000円、一般会計繰出金2,516万2,000円などあります。

次に、議案第60号平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、精算に伴う国・県等返還金443万9,000円、一般会計繰出金551万5,000円などあります。

次に、議案第61号平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、年度を超えた4月・5月分の平成20年度保険料負担金239万4,000円、一般会計繰出金219万3,000円などあります。

以上5件を、それぞれ採決の結果、全会一致で原案を了承しました。以上、御報告を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に決算特別委員長、お願いします。

決算特別委員長（伊藤正信君） 平成20年度決算について、決算特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました案件、認定第1号平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号でございますけれども、この8件について、本委員会は9月16日午前10時から開催し、委員9名のうち1名が通院のために欠席し、議長、副議長出席、さらに委員外1名が出席をしました。市側から市長、副市長、教育長出席、並びに各担当部課長出席のもとに審査を行い、審査方法は総務部と教育委員会を初め、民生部、開発部の順に各部

長の主要施策の報告から概要説明を受けた後、委員審査をいたしました。

私は、認定第1号から認定第8号まで一括して、順次、御報告を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

認定第1号平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成20年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成20年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成20年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。順を追って一括して御説明を申し上げますので、よろしくお願ひをいたします。

最初に、総務部関係では、歳入状況として決算額126億5,105万3,138円、その市税の決算額は74億5,271万6,643円、前年度と比較いたしまして2億3,461万円程度の増額となり、率といたしまして3.3%増、歳入全体では、経済状況の影響もありまして対前年度10.9%、15億5,322万程度の減という状況になって、それぞれ非常に苦しい状況でありましたけれども、そのような状況が総務部長の報告があり、さらには市税で31億637万7,000円、2億3,461万900円で3.3%の増である。法人税では5億768万7,000円で10.9%の減、その状況の中で固定資産税は、企業誘致の施策の成果によることなどで6.6%の増という状況であり、歳入の市税の占める割合は58.9%で、昨年より8.1%上昇であったということでございます。そのような状況の中で、滞納という形も国民健康保険税では2,600万、さらには市税の滞納も6,756万3,600円が減という状況で、非常に経済状況が厳しい中での20年度であったという状況であります。

歳出については、決算総額として120億3,960万4,681円で、その内訳は15億842万3,218円、一般会計に占める割合は12.5%、対前年比10.5%の減、減の理由といたしましては、財政調整基金積立金などの減によるものであります。さらに、消防費といたしましては7億3,869万1,584円、対前年比で0.5%の増で、主な理由は19年度から継続事業である同報無線整備工事1億3,733万であった。

次に総務関係になりますが、認定第4号土地取得特別会計についてであります。財産収入の決算額は8,287万円で、前年度比2,257万円の増、率にして37.4%の増であります。この理由は、一般会計からの買い戻しが主なものであり、歳入合計は2億2,420万5,438円であった。歳出として、土地取得1億4,063万7,332円、前年度と比べ1億2,527万円ほどの増額であります。この増額は、穂波通り、さらには前ヶ須64号線の道路の土地購入費として移転補償などであります。

歳出合計は、歳入合計と同額の2億2,420万5,438円となっています。

総務関係のさらには教育委員会関係では、教育費の歳出決算額は12億8,815万8,390円、前年度比21億4,305万円の減であります。この減の主なる理由は、弥富中学校の建設工事が完了したということでございます。

続いて民生関係でございますが、一般会計で主な決算の内容を申し上げます。

民生費42億2,294万1,000円、衛生費12億1,869万3,000円、合計で54億4,163万5,000円、前年度比2億928万円、4%の増、一般会計の占める割合は45.2%であります。主な内容につきましては、社会福祉協議会に加入しております福祉授産所管理料2,119万2,000円、社会福祉協議会補助432万6,000円、障害者介護給付費・訓練等給付費1億2,443万9,000円、国民健康保険特別会計繰出金3億1,416万3,000円、児童手当扶助費3億6,249万、保育所運営管理費10億8,342万9,000円、中学生まで拡大した子供医療助成費2億1,021万9,000円という状況であります。さらに健康診査等の保健事業費として7,634万9,000円、ごみ収集運搬等業務委託料1億1,953万2,000円、海部地区環境事務組合負担金5億9,158万3,000円であります。

次に、民生部に関する特別会計の第2号の国民健康保険特別会計について、歳入合計38億4,750万8,000円、その保険税収入額は10億9,583万7,000円で、国庫支出金一般会計繰入金等による必要金額の確保をしています。

歳出合計は37億8,014万2,000円で、その内訳は保険給付費25億3,694万8,000円、後期高齢者支援金等4億8,585万4,000円等であります。加入者数は6,016世帯、被保険者数は1万1,917人になっています。

次に、認定第3号老人保健特別会計につきまして、65歳以上の障害者を含む75歳以上の方が後期高齢者医療へ移行され、過年度診療分の支払いが主であり、歳出合計3億3,195万3,000円、前年度比で23億3,006万円、87.5%の減になりました。

続いて、認定第6号介護保険特別会計、保険事業の勘定であります。歳入合計は17億2,593万3,000円、歳出合計17億311万5,000円、第1号保険者数は8,747名、要支援・要介護認定1,226人となっています。

次に、介護保険特別会計サービス事業勘定の歳入合計4,432万1,000円、歳出合計3,896万9,000円です。サービス収入、サービス事業費ともに減額になっております。デイサービス、居宅支援の利用者の減少があらわれています。

続いて、認定第8号後期高齢者医療特別会計につきまして、平成20年度より新たに創設をされた制度であり、弥富市が後期高齢者医療保険料として徴収した額を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付する事業形態であります。その歳入合計は2億9,909万2,000円、歳出合計2億9,450万6,000円であります。

続きまして、開発関係の一般関係の主な決算を申し上げます。

最初に、農林水産事業で決算額 7 億 1,102 万 3,242 円、前年度比 1 億 6,912 万 195 円、31.2% の増となっています。その要因は、農業集落排水特別事業への繰出金が 1 億 2,380 万円に伸びている状況であります。

次に商工費ですが、決算額 2 億 1,210 万 9,540 円で、前年度比 6,528 万 3,893 円、44.5% の増であります。その原因は、企業立地指定企業交付奨励金が 7,003 万 4,980 円の増額であったというものであります。

次に土木費ですが、決算額 10 億 8,670 万 9,390 円、前年度比 1 億 5,344 万 6,297 円、16.4% の増であります。その要因は道路橋梁費、道路新設改良費、前年度比 1 億 6,173 万 1,923 円の増額が主な要因であります。

続きまして、認定第 5 号市農業集落排水事業特別会計については、歳入総額 7 億 2,721 万 4,854 円、前年度比 2 億 8,014 万 6,325 円の増額になりました。その主なものは、県支出金、繰入金、市債などであります。歳出総額につきましては、6 億 9,572 万 9,961 円で、前年度よりも 2 億 6,701 万 1,657 円の増であります。

さらに十四山西部地区におきまして、集落排水施設の設計業務及び工事請負費のものであります。

続きまして、認定第 7 号公共下水道事業特別会計につきまして申し上げます。歳入総額は 9 億 6,524 万 625 円、対前年 4,125 万 9,209 円、4.5% の増であります。歳出総額につきましては 9 億 4,061 万 606 円、前年度比 3,944 万 2,006 円、4.4% の増であります。

一般会計、特別会計の主な内容の主要事業について各項目ごとに説明を受け、総務部、教育、民生部、開発部を審査してまいりました。それで各委員からは、職員の業務量や定員と管理について、特に臨時職員の活用、また再任用についての質問、さらには市のごみ収集と管理費についての有効活用、さらには不用額の予算執行について、そのような状況の中で、市民生活が非常に厳しいので、税等の減免制度の活用等を含む御意見がございましたが、市当局からは、今後検討し精査していきたいという回答がありまして、各項目ごとに審査いたしました。

決算特別委員会の報告を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

杉浦敏議員。

10番（杉浦 敏君） 日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、認定第1号平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、及び認定第7号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに関して、賛成討論を行うものであります。

一般会計では、中学校卒業までの子供の医療費の無料制度や、13年間にわたる保育料の据え置きと低所得者の保育料一部引き下げ、また、おくれておりました小・中学校の耐震補強工事の21年度までの完成を目指すなど、手厚い子育て支援など多くの市民から大変に喜ばれております。

しかし、その一方で、保育に欠けるゼロ歳児の一部を月齢で定めて受け入れないとしていたり、生活保護基準に近いか下回るようなやむを得ない事情で税や料金を滞納している者に対し、必要な税や負担金などの減免や滞納処分の停止などの法で定められている救済措置がとられなかったり、不十分なことが少なくありません。昨年来の経済危機と、それに伴う雇用情勢の悪化は極めて深刻であり、国と市町村の救済措置なしには生きていけない状態に追い込まれている人もあります。議会や委員会の決算等の審査を通じて、私どもの減免要請が所得200万円以下のほとんどを減免対象とすることとしているなどの誤解が市当局にあることが明らかとなりました。所得200万円というと、給与収入では311万円、年金のみの収入では320万円、65歳以上で年金120万円に加えて、給与311万円の合計431万円などの例もあり、特別な多人数家族を除いては、生活保護を基準とする減免制度では考えられないものであります。従来からの議論に加えてこうしたことが明らかにされる中で、市長からは、さらに踏み込んだ検討が約束をされましたが、一日も早く、市長が言われる必要な人が救済される、安心して住める弥富市に向かって、その努力をさらに強められることを求め、関係する特別会計決算も含めて賛成するものであります。

二つ目に、下水道特別会計につきましては、市の方針として、下水道使用料で維持管理費と資本費の2分の1を負担するようになっているとして、事業計画・財政計画を定めておりますが、愛知県小坂井町の例では、既に計画人口の78%に対し供用が始められており、68%が水洗化の終わっている状況であります。小坂井町では1億5,900万円の維持管理費に対して、下水道使用料と受益者負担金の合計では1億6,300万円の収入しかありません。資本費の半分などの負担はとても考えられないものとなっております。名古屋市などの特別なところの例ではなく、弥富市と比較できる20年から30年ほどの使用期間のあるほかの例も市として調査をされ、市民と行政、次世代の人々に対して過大な負担とならないように下水道収支計画の全体像を示し、合理的な計画とされることを強く申し上げて賛成するものであります。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第50号から議案第61号までの12件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第61号までの12件は、原案どおり可決決定しました。

次に、認定第1号から認定第8号までの8件は、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号まで8件は、原案どおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第22 発議第4号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書の提出  
について

日程第23 発議第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第24 発議第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第22、発議第4号から日程第24、発議第6号まで、以上3件を一括議題とします。

本案3件は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

12番（三宮十五郎君） お手元に発議第4号から第6号までの3件の議案が提出されていますので、ごらんいただきたいと思います。

いずれも申し合わせによりまして、議会運営委員長であります私が提出者、そして他の議会運営委員の皆さんが賛成者ということで提出をさせていただいたものでございます。

発議第4号から発議第6号まで、3件の意見書提出について、提案理由の説明を申し上げます。

発議第4号は、平成22年度の政府予算編成に当たり、国段階における学級規模縮小と次期定数改善計画の早期実現に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望するものでございます。

発議第5号は、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成を実現するとともに、あわせて私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税を充実し、経常経費の一層の拡充を図られるよう国に要望するものでございます。

発議第6号は、私立高校への経常費助成を増額し、父母負担の軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを県に要望するものでございます。

以上、皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案3件は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案どおり可決決定しましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第25 閉会中の継続審査について

議長（黒宮喜四美君） 日程第25、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成21年第3回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後2時43分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 安 井 光 子

同 議員 三 宮 十五郎